

英仏版の比較検討から読み直す ベニス憲章

Relire la Charte de Venise

à travers une étude comparative de ses versions française et anglaise



Revisiting the Venice Charter

through a Comparative Study of Its English and French Versions

英仏版の比較検討から読み直す
ベニス憲章

Relire la Charte de Venise
à travers une étude comparative de ses versions française et anglaise

Revisiting the Venice Charter
through a Comparative Study of Its English and French Versions

(一社) 日本イコモス国内委員会
憲章小委員会

報告書の刊行にあたって

ICOMOS、ベニス憲章、日本

(一社) 日本イコモス国内委員会
委員長 岡田 保良

日本イコモスは、ICOMOS (International Council on Monuments and Sites／国際記念物遺跡会議) の国内委員会として1979年に設置された組織である。ICOMOSは遺跡や歴史的な建築、都市、集落、景観等の分野に関する専門家による国際非政府組織であり、パリ(フランス)に本部を置くと共に、日本を含む115カ国に国内委員会を置いている(2024年11月末日時点)。

このような専門機関の設置構想は、1961年、UNESCO本部で開かれた第八回国際記念物委員会で生じた。戦災復興や都市開発において歴史的な建造物の保存修復に対する基本的な考え方が共有されていなかったことが大きな背景となっている。そのため、1964年にイタリアのベニスで開催された第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議では、二つの重要な決議が行われた。一つは、本報告書で取り上げる「International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites (Venice Charter)／記念性のある建造物(モニュメント)及び遺跡の保存と修復のための国際憲章(ベニス憲章)」が採択されたこと、一つは、「Resolution Concerning the Creation of an International Non-Governmental Organization for Monuments and Sites／記念性のある

建造物(モニュメント)と遺跡のための国際非政府機関の創設に係る決議」が採択されたことである。こうして、1965年にベニス憲章との密接な関わりの中でICOMOSが誕生したのである。

2024年はベニス憲章採択60年、2025年はICOMOS創設60年の節目に当たる。この間、文化遺産は、UNESCOの世界遺産や世界無形遺産等の取り組みを通じて多種多様に認められるようになった。SDGsの達成や地域の振興、居住環境のレジリエンスの向上等に果たす役割に対しても社会の期待が大きくなり、これと共に遺産の価値やオーセンティシティを複層的かつ多面的に認識することの重要性が指摘され始めている。

このような潮流の中で、日本は自国の文化遺産保護の現状と課題をどのように整理し、世界に向けて発信し、その取り組みに対する信頼性を高めることができるのだろうか。本報告書は、ベニス憲章の画一的な解釈を与えるものではない。英仏版の比較を通して、その地域的視点からの咀嚼と適用の必要を提起するものである。このような視点から、本書を日常の研究や実務にお役立ていただきと共に、日本における文化遺産の理念構築や国際交流の発展にご活用いただければ幸いである。

日本におけるベニス憲章のこれまでとこれから

憲章小委員会
主査 藤井 恵介

本報告書は、ベニス憲章の新しい日本語訳を多くの方々に届けることが目的である。

日常的にベニス憲章を参照するということはないのだが、国内で時々話題になる時がある。私の経験に引き寄せて、その時々を振り返ってみよう。

最初にベニス憲章の翻訳が実現した時期は不詳であるが、日本ユネスコ国内委員会によるものと思われる。ベ

ニス憲章採択30年の節目となる1994年に、ICOMOSではベニス憲章の各国語訳を募集し、『The Venice Charter 1964-1994』に収録しているが、この時に日本イコモス国内委員会の公式訳として提供したものは、伊藤延男と桐敷真次郎による共訳である。日本イコモス国内委員会憲章小委員会では、1999年3月に『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』を刊行している。ここに掲載しているベ

ニス憲章訳は、この時に普及していたものをそのまま掲載した。伊藤・桐敷訳に手を加えたものとみられるが、その経緯、作業者は不明である。

世界遺産条約が国際条約として締結されたのが1972年であり、日本がその条約を批准したのが1992年であった。翌年に「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」が世界遺産に登録されることになったのだが、その時の関連書類を作成した専門家たちは、ベニス憲章を精読して、それに合わせて日本の文化財の価値評価を検討したはずである。

ベニス憲章が、世界遺産登録に関わるごく少数の専門家の間から、もう少し広い世界に持ち出されたのは、1994年に奈良市を会場にして「世界文化遺産奈良コンファレンス」が開かれた時からであろう。この会議では、かねてから懸案であった、木造建築の修理時の解体・部材交換が、日本の伝統文化そのものであって、文化遺産としての価値を損ねるものではないことを認識してもらうことが日本国としての目的であった。この会議では「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」が作成されて、各国の文化的伝統を尊重するという趣旨の成果が盛り込まれた。私も、この時からベニス憲章の全体像などを認識するようになったのである。

その後、日本憲章を作成すべしという意見や、各国の多様な憲章を比較検討することが試みられた。その成果の一つが、前述の『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』である。益田兼房主査のもと、数名の委員に加え、多数の建築史学・建築保存学を専攻する大学院生が参加して、多くの憲章の翻訳作業が進められた。この時には、ベニス憲章の翻訳を改訳するという提案もあったの

【主要参考文献】

1. 益田兼房他「小特集 世界文化遺産奈良コンファレンス」『建築史学』24号, 1995
2. 日本イコモス国内委員会憲章小委員会『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』1999
3. Kunut Einar Larsen: *Architectural Preservation in Japan*, 1994, ICOMOS International Committee, TAPER PUBLISHERS Trondheim

だが、むしろ世界の憲章類を広く見渡そうという提案を受けて、総計21本の翻訳が実現したのである。

その後は、ベニス憲章の改訳の企画は提案されなかつた。専門家たちは、2000年代に入って格段に増えた国内の世界遺産候補物件の実務的な作業に忙殺されることになって、その余裕がなかったとも言えよう。

今回の改訳の企画は、田原幸夫委員から提案された。若い人々に建築の保存修理の講義や講演する時、現在の訳文が判りにくいという感触と、原文であるフランス語版とその英語訳の間に不整合があるので、日本語訳にもフランス語版における大事な部分が欠落しているということが、その動機である。保存の方法を語るとき、世界的にはその根拠をベニス憲章に求めることが少なくなっている。日本でもベニス憲章に言及する機会が以前よりも増えてきたようだ。しかし、ベニス憲章の翻訳が現在の実務に適合的でないというわけで、現状に合わせて適切な翻訳に改めることになったのである。

今回、英語の憲章と同時にフランス語の憲章を翻訳することにした。フランス語に熟達した委員に依るところが大きい。聞くところによると、英語訳は短時間の間に作成されたものであるらしい。フランス語の憲章からは、相当に違う意味が読み取れることがわかった。今回の大きな成果である。

ベニス憲章は、世界の文化遺産憲章として絶対的なものではない。その改善版の作成は度々話題に上っている。日本においては、おそらく日本憲章が構想されることになるだろう。木造建築特有の現象を世界に発信することになるのではないか。

1. ベニス憲章は、1964年にベニス(イタリア)で開催された第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議にて採択された「記念性のある建造物(モニュメント)及び場所の保存と修復のための国際憲章」の通称である。会議記録は、The monument for the man, Records of the II International Congress of Restorationとして、ICOMOSホームページ〈www.icomos.org〉に掲載されている。
2. 本報告書は、(一社)日本イコモス国内委員会における第一小委員会(憲章小委員会)が、「ベニス憲章等の日本語訳再検討ワーキンググループ」を設置して行った、ベニス憲章和訳見直し作業の成果をまとめたものである。『文化遺産保護憲章 研究・検討報告書』(1999、日本イコモス国内委員会、https://icomosjapan.org/に掲載)の中の英語版和訳を見直すと共に、仏語版和訳を新たに作成し、その比較を通じて日本におけるベニス憲章の今日的な意義と実践のあり方を考察したものとなっている。
3. 以下、本報告書では、日本イコモス国内委員会を「日本イコモス」、第一小委員会(憲章小委員会)を「憲章小委員会」、ベニス憲章等の日本語訳再検討ワーキンググループを「WG」と記す。WGメンバーは下表に示す16名である。
4. WGは、日本イコモス理事会の了承を得て、2022年10月1日に設置された。作業期間は当初24か月を予定していたが、公益信託大成建設自然・歴史環境基金2023年度助成の採択を受けたことから(2023年10月13日付けで給付決定通知)、2025年3月31日まで延長した(助成事業は2025年1月31日完了)。
5. WGでは、月一度の定例会を基本として調査研究及び議論を積み重ね、必要に応じてサブ・ワーキンググループを設けながら、詳細検討を行った。加えて、前述助成事業により以下の三つに取り組んだ。
 - ヒアリング調査：吉田鋼市(2024年7月20日)及び青柳正規(2024年7月29日)
 - 日本イコモスフォーラム「英仏版の比較検討から読み直すベニス憲章の意義～その採択から60年を迎えた日本の実践～」の開催
 - ・ 日時：2024年8月31日
 - ・ 場所：京都アカデミアフォーラムin丸の内
 - ・ コメンテーター(五十音順)
稻葉信子、吉田鋼市
 - ・ 報告書作成：電子媒体及び冊子100部
6. 本報告書は4章と附録から成る。序章では、報告書を読むための基礎情報を提供している。第1章はWGの作業成果を、第2章はWGメンバー有志による各論を、第3章は今後の課題をまとめている。附録には過去のベニス憲章訳や、アンケート調査結果、ヒアリング記録等を収録した。
7. WGの成果となる第1章第2節は下間久美子が執筆した。また、第1章第3節は田原幸夫、佐藤桂、金井健、川津彩可が編集を担当した。誌面デザインは佐藤桂による。
8. 報告書では氏名を記すに際し、敬称を略した。
9. 報告書で使用する写真・図表等の資料は、出典記載のあるものを除き、執筆者による。
10. 報告書の編集・印刷には、株式会社南風舎(東京都千代田区、代表：平野薫)の協力を得た。

■憲章小委員会WGメンバー 氏名(所属/2024年11月末時点)

[憲章小委員会主査] 藤井 恵介(東京大学名誉教授)	川津 彩可(明治大学)
[WGリーダー] 益田 兼房(元文化庁/元立命館大学)	佐藤 桂(武蔵野大学)*
[WG ファシリテーター] 田原 幸夫(京都工芸繊維大学)	清水 重敦(京都工芸繊維大学)
[WG マネージャー] 下間 久美子(國學院大學)*	周 嘯林(東京大学大学院)
[WG メンバー](以下、五十音順) 海野 聰(東京大学) 金井 健(東京文化財研究所)*	内藤 秋枝 ユミ イザベル(日本イコモス前理事) 野尻 孝明(公財)文化財建造物保存技術協会 増井 正哉(大阪市立住まいのミュージアム) マルティネス アレハンドロ(京都工芸繊維大学) 矢野 和之(文化財保存計画協会) 脇園 大史(日本イコモス国内委員会事務局)

(以上 16 名、*は編集担当者)

報告書の刊行にあたって	2
例 言	4
序 章 基本情報：ベニス憲章の和訳の見直しにあたって	6
1. ベニス憲章等の日本語訳再検討WGの設置と活動の経緯	6 益田兼房
2. ベニス憲章の日本語訳再検討における基本的な考え方及び基本語彙	9 下間久美子
第1章 本論：英仏版の比較検討から読み直すベニス憲章	11
1. なぜいまベニス憲章なのか	12 田原幸夫
2. 英仏版比較検討	14 WG
3. 参考事例集	28 WG
第2章 各論：英仏版の比較検討から考察するベニス憲章の今日的意義と課題	63
モニュメントにみる建造物と考古遺跡のシームレスな接続	64 海野 聰
国際協力における相互理解の構築	67 金井 健
アテネのアクロポリスとアゴラ：文化遺産としての古代ギリシア遺跡	69 川津彩可
アンコール遺跡へのアナスティローシスの導入と展開	71 佐藤 桂
文化多様性の視点からベニス憲章を考え直す	74 周 嘯林
近現代建築におけるベニス憲章の有効性—民間建築家の立場から—	77 田原幸夫
日本における今後のベニス憲章の実践について—保存修理技術者育成の立場から—	79 野尻孝明
日本では天皇の宮殿さえも移築された	80 藤井恵介
日本における木造建築遺産保存とベニス憲章	81 マルティネス アレハンドロ
私の内なるベニス憲章	84 矢野和之
遺跡の整備過程における真実性の獲得の検討	86 脇園大史
第3章 今後の課題	87
作業の振り返りと今後の課題	88 下間久美子
附 錄	91
(1) 過去のベニス憲章訳	92
・日本ユネスコ国内委員会訳	92
・日本イコモス(1999)『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』掲載訳	96
(2) ベニス憲章に関する日本イコモス会員アンケート調査結果報告	101
(3) 有識者ヒアリング抄録	110
・吉田鋼市(2024年7月20日)	110
・青柳正規(2024年7月29日)	112
(4) 寄稿	114
・ベニス憲章採択60周年における国際社会の議論	114 稲葉信子
・ベニス憲章と文化財建造物修理技術者の回想	116 高品正行
(5) 日本ICOMOSフォーラム 開催案内	118

序 章 基本情報：ベニス憲章の和訳の見直しにあたって

1. ベニス憲章等の日本語訳再検討WGの設置と活動の経緯

WGリーダー 益田 兼房

1. WGの設置と活動について

日本イコモスにおける憲章小委員会（主査：藤井恵介）では、2022年10月1日に「ベニス憲章等の日本語訳再検討ワーキング・グループ」（以下、WG）を設置し、10月20日に第一回会合を行った。

以来、ほぼ毎月平均一回のペースで会合して、憲章のフランス語原文と英語文の比較や日本語への再翻訳、用語定義などを検討した。2024年5月24日から6月17日にかけては、日本イコモス会員を対象としたアンケート調査を実施すると共に、7月には吉田鋼市、青柳正規の各氏にヒアリングを行った（110-113ページ参照）。2024年8月31日には東京駅前の新丸ビルで、日本イコモスフォーラム「英仏版の比較検討から読み直すベニス憲章の意義」を開催し、台風による悪天候にもかかわらず50名を超える会員等の参加を得て、中間報告と討議を行った（118-119ページ）。同年9月以降は、これらの成果を受けてさらに作業を進め、本報告書の刊行に至った。

以下、ここに至るまでの経緯を報告したい。



写真 日本イコモスフォーラム開催状況

2. ベニス憲章とICOMOS

ベニス憲章は、戦後の1946年に発足したUNESCOの指導の下、1964年に国際的な文化遺産保護の基礎的な理念文書として、ベニス（イタリア）での西欧中心の専門家会議で採択された。これを国際的に守り普及させるべく、翌年にクラコフ（ポーランド）で設立された専門家NGO組織が、ICOMOSである。日本イコモスはその国内委員会として1972年に設立が国際承認された。初代委員長は、日本政府文化財保護委員会建造物課長で東京大学教授であった関野克である。

同時に採択されたUNESCO世界遺産条約は、世界文化遺産の価値評価を行う専門家NGOの国際諮問機関としてICOMOSを指定している。不動産分野の多様な文化遺産に関し、ICOMOSのホームページに掲載されている採択文書は45件に及ぶが、全てベニス憲章を基礎理念として成立しており、世界遺産条約にも強く関連している。



写真 ヒアリング実施状況

3. 日本の文化財建造物修理に対する世界の理解

日本政府は、世界遺産条約採択から20年を経た1992年9月に、世界で125番目に世界遺産条約に加盟し、まず「法隆寺地域の佛教建造物」と「姫路城」の登録申請書をUNESCOに提出した。

しかし、日本で1897（明治30）年に制定された古社寺保存法以来の文化財建造物の解体修理に関し、欧米では文化遺産価値のオーセンティシティ、特に文化遺産を構成する古い材料の解体後のオーセンティシティの確保について、長く懸念が持たれていた。その大きな背景として、海外でも有名な伊勢神宮の式年造替との混同がある。UNESCOが条約施行20年記念の1992年に発行した、The World Heritage Convention, twenty years laterなる報告書では、従来の西欧オーセンティシティ概念の運用が、こうした日本の加盟で危機に瀕する可能性を指摘している。これは、フランス人中世美術専門家であり、1980年から1990年までICOMOSの世界遺産コーディネーターを務めていたLéon Pressouyre（レオン・プレスイール）の執筆による。

同じく1992年11月に、ICOMOS木の委員会の現地調査がネパールの世界遺産「カトマンズの渓谷」（1979年登録）で行われた。この時、日本のある私立大学が政府と行っていた、外壁煉瓦・内部木造軸組の混合構造の中世僧院建築イ・バハ・バヒの修復事業が対象となり、特に古い煉瓦壁をほぼ破壊し新煉瓦で積み替える手法について、現場でICOMOSの専門家達に批判された。翌12月にサンタフェ（アメリカ）で開催された世界遺産委員会では、現地調査に参加したICOMOS事務総長のHerb Stovel（ハーブ・ストーベル）が、500人を超える会場出席者に対して、この工事を煉瓦壁の破壊としてスライド報告し、日本は国際社会から強い批判を受けることになった。

実は、この時サンタフェ世界遺産委員会に出席していた日本政府文化庁代表は、予算の都合から1名しかおらず、その不運な弁明の役割を文化庁文化財調査官であった筆者が担うことになった。

議長から日本政府の弁明を聞きたいと指名された私は「この修理事業について詳しくは知らないが、カトマンズはヒマラヤ地震帯地域にあって過去に多くの地震被害があり、この僧院建築は小学生達の学ぶ施設として活用

される予定と聞いており、耐震補強の観点からやむをえず強度の高い煉瓦に取り替えざるを得なかったかと理解している。詳細は帰国後に再度調査して報告したい」と答えるのが精一杯であった。環境省は専門家2名が出席しており、よい回答だったと慰めてくれたが、会場展示中の法隆寺と姫路城の登録申請書類に対する誤解を解く努力が大きな課題となった。

4. オーセンティシティに関する奈良文書

この事件を受けて、日本は翌1993年にストーベルを日本に招致して、奈良や京都等の解体修理工事現場を案内し、国内では木造建築であれ煉瓦造建築であれ、修理では古材の保存は最優先で、修理工事記録は2千冊余の報告書として公刊していると、理解を深めてもらった。1994年には、ストーベルの提案を受けて、この条約との関連で世界遺産価値のオーセンティシティ概念に関するUNESCOやICOMOS等の主催する国際会議を奈良に招致し、「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」（以下、奈良文書）が採択された。奈良文書は、その後、世界遺産条約の作業指針の基準に反映された。

日本政府はUNESCOやICCROM、ICOMOSと共に、5大陸28カ国45名の専門家を招致し、この価値評価概念が西欧内部自体で変遷してきた経過や、地球上の多様な文化圏が西欧とは異なるそれぞれの独自な文化的多様性を持ち、また文化遺産の種類も多岐にわたり各自が多様な価値評価理念に基づくとの認識を、1週間の各国専門家達の報告討議や見学の中で共有し、結論文書採択に至ることができた。

奈良文書もベニス憲章に基づくものである。憲章採択30年の節目に当たる1994年に、その起草者であるRaymond Lemaire（レイモン・ルメール）も加わって奈良文書が作成された。作業の中核を成したのは、当時のICOMOS事務総長であるストーベルである。従来の西欧の意匠、材料、技術、環境の四つのオーセンティシティの要素に、用途・機能、精神・感性、伝統等の無形の内的外的要素を追加して、アジア諸国やアフリカ諸国も登録しやすい、グローバルな保存理念の確立を図ったことで、条約の普遍性向上に資する結果をもたらすことになった。

5. ベニス憲章とオーセンティシティ

ベニス憲章では、オーセンティシティに言及しているのは一箇所だけである。前文における「full richness of authenticity」で、今回の和訳では「人類はこれら歴史的建造物等を、その本物としての豊かさの中で未来に伝えいかなければならない」とした。この「本物」の概念規定のグローバルな再定義に、30年を要したことになるが、その後も日本は、10年後の2004年にはUNESCO無形遺産条約との関連で、20年後、30年後には文化遺産とコミュニティとの関わりにおいて、奈良文書の振り返りと再検討を行う国際会議を開催し、理念深化に努めている¹。

2019年にはパリのノートルダム大聖堂の木造小屋組が、また沖縄県の首里城正殿が全焼した。前者は2024年に再建され、後者は再建中である。これをきっかけに、図面や写真等の記録に基づく正確な新築再建におけるオーセンティシティの国際的議論が、気候変動による災害等とも関連して、世界各地で行われている。

6. ベニス憲章の翻訳作業の必要性

以上、ベニス憲章の国際的な位置付けや日本の文化財保存修理手法と世界遺産登録の関連を、歴史的経緯として振り返ったが、現時点での憲章の理念理解と正確な翻訳作業の必要性と経過を改めて報告したい。

英文ベニス憲章の日本語翻訳は、1972年の日本イコモスの国際承認以来すでに数種類あり、『文化遺産保護憲章研究・検討 報告書』(日本イコモス、1999)には、1994年8月に日本イコモスがパリのイコモス本部に提出した日本語訳に若干の手を加えたものが掲載されている。しかし例えば、遺跡で禁止の「reconstruction」を「再建」でなく「復原工事」と訳す(第16条)など、国内の実情と合っていない。

これでは、全国各地で検討される史跡城郭の再建計画や、阪神大震災後に普及したヘリテージ・マネージャー研修等で必要な、現代の修復建築家にとっての基礎資料としての活用は難しい。また日本建築学会と連携してDOCOMOMO Japanが選定した「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」(近代建築)は、2024年10月時点で290件に及び、その保存活用は国際的な課題となっている。国際的に共通の基礎的理念であるベニス憲章の、学

術的に正確な翻訳が、今までに必要な状況がある。

今回の翻訳作業で判明したのは、フランス語原文と英語訳文には微妙なずれが多いことで、ベニスで採択された原文と、広く世界で普及している英文訳の比較検討は不可欠と考えられた。

7. 謝辞

この間のWG作業では、16名の専門家達が中心となり、多数の方々に無償で本報告掲載の原稿執筆等を行っていただいた。中でも、フランス語・英語に堪能な秋枝と佐藤を中心に、フランス語原文とその英語訳のずれの意味を、憲章制定当時の国際状況等も理解しつつ、日本語に訳出する作業は、毎回よい勉強の機会となった。金井の国際経験や、海野や野尻、藤井、矢野の長年にわたる文化財建造物や史跡名勝等の保存活用整備の経験を含め、16名それぞれの豊かな実践経験が、翻訳表現や解説の質を高めている。

長期間の多岐にわたる作業全体の進捗を図っていただいたのは、ファシリテーターの田原とマネージャーの下間であり、結局多くの作業を二人には引き受けさせていただいた。特に、事例集の作成は、田原の絶大な熱意とリーダーシップ無しには実現できなかつたものである。活動期間を通して、日本イコモス事務局の脇園からもきめ細やかなサポートをいただいた。皆様に深く感謝申し上げたい。

末筆となるが、この取り組みに助成をくださった公益信託大成自然・歴史環境基金及び、編集にご協力をくださった株式会社南風舎にも心からの御礼を申し上げたい。

【註】
1. オーセンティシティに関する奈良文書採択(1994年)から日本で10年ごとに行われている国際会議の成果文書は以下の通りである：

- Yamato Declaration on Integrated Approaches for Safeguarding Tangible and Intangible Cultural Heritage, 2004
- Nara+20: On Heritage Practices, Cultural Values, and the Concept of Authenticity, 2014
- Gunma Declaration on Heritage Ecosystems, 2025

2. ベニス憲章の日本語訳再検討における基本的な考え方及び基本語彙

WGマネージャー 下間 久美子

1. 日本語訳再検討における基本的な考え方

—仏語版、英語版、1999報告書掲載訳—

WGの作業目的は、『文化遺産保護憲章 研究・検討報告書』(日本イコモス、1999、附録参照)に収録されるベニス憲章日本語訳(以下、1999報告書掲載訳)を見直すことである。

ベニス憲章はフランス語を原文とする(以下、仏語版)。1999報告書掲載訳は、仏語版からではなく、ICOMOSが公表している英語訳(以下、英語版)から作成されたものである。本報告書の附録に収録するアンケート調査からも窺えるように、日本では、日本語訳次いで英語訳の使用が大半で、それ以外の言語でベニス憲章が読まれることはあまりない。

WGでは、作業開始当時、仏語版を参照しつつ、不整合のある箇所について1999報告書掲載訳に修正を加えることを想定していた。しかし、その該当箇所を特定するために仏語版と英語版を比較し始めた途端に行き詰まつたのである。なぜなら、前文の冒頭から、仏語版と英語版では、言わんとしていることが違ったからである。間もなく得た結論は、両者を統合した和訳は、仏語版の訳とも、英語版の訳とも言えないどっちつかずのものとなり、別個に訳を作成する必要があるということであった。

英仏版それぞれの翻訳においては、両者の趣旨を損ねないよう注意を払ったが、単なる表現上の問題として意図の違ひがないと思われる箇所については、表現の統一を試みた。

仏語版訳、英語版訳の二つを見た際に、「どちらに従うのか」と考えることは妥当ではない。むしろ、両者を比較しながら、各自の現場では、地域では、ひいては日本では、どのように解釈し、実践することが適切であるかを考えるために、本書をお役立ていただきたい。

第1章の「2. 英仏版比較検討」も「3. 参考事例集」もそのための問題提起となっている。本書は、ベニス憲章の解説書ではない。むしろ、その適用が「固有の文化や伝統の枠組みの中で、各国に委ね」られている中で(仏語版前文)、日本はこれをどのように取り入れ、国内で

発達させてきた保護の考え方を国際社会に対してどのように説明し、新たな課題と向かい合っていくかを考察するための投げかけとして作成したものである。

2. ヴェニス憲章、ベニス憲章

本報告書では、既存の文献からの引用を除き、外来語の表記は、基本的に、各行政機関に示された「『外来語の表記』の実施について」(平成3年6月28日付、内閣訓令第1号)に従った。そのため、Venice Charterについても、1999報告書掲載訳及びこれ以前の和訳では「ヴェニス憲章」としているものを、「ベニス憲章」とした。

3. 国際機関、国際組織等

本報告書では、国際機関や国際組織を略称で表記した。その正式名称及び国内通称は以下の通りである(アルファベット順)。

- DOCOMOMO : Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement、モダン・ムーブメントにかかる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織(国内通称: ドコモモ)
 - ICCROM : International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property、文化財保存修復研究国際センター(国内通称: イクロム)
 - ICOM : International Council of Museums、国際博物館会議(国内通称: イコム)
 - ICOMOS : International Council on Monuments and Sites、国際記念物遺跡会議(国内通称: イコモス)
 - UNESCO : United Nations Education, Scientific and Cultural Organization、国際連合教育科学文化機関(国内通称: ユネスコ)
- ただし、関連国内組織については、国内で用いられている名称表記とした(例: 日本イコモス、DOCOMOMO Japan等)。

第1章

本論

英仏版の比較検討から読み直す ベニス憲章

4. 基本語彙の訳語—monument, site—

本報告書では、ベニス憲章の正式名称にも含まれるmonumentとsiteに対し、次のような訳を当てた。

- monument：憲章名称においては「記念性のある建造物（モニュメント）」とし、前文及び本文の訳においては「モニュメント」とした。monumentの概念自体が時代と共に移り変わっており、「記念」という側面と、「建造物」の対象の多様化という側面から、各時代の動向を捉える必要があろう。
- site：「場所」とした。ベニス憲章の憲章名称に含まれるキーワードではありながら、憲章の中にsiteの概念は示されていない。しかし、英仏版の比較から、記念性を持つ場所やモニュメントと直接関係する場所として、それ自体が文化遺産としての価値を有し、境界の想定しやすい土地と捉えられているように受けとめられる。

5. 基本語彙の訳語—その他—

本報告書では、日本語訳再検討にあたり、ベニス憲章の中で度々用いられる文化遺産に係る技術用語に、以下の訳を当てた。

- 英) conservation、仏) conservation

参考：英) preservation

ベニス憲章におけるconservationの章（第4条～第8条）では、維持管理、活用、現状変更、環境の保全等について言及されている。よって、conservation（英仏）には、文化遺産を守る一般的な用語である「保存」を当てた。仏語版では憲章全体を通してconservationで統一され、preservationは用いられていない。一方で、英語版では

モニュメント以外のものや、モニュメントに付随する細部や価値に対してpreservationが使われている箇所が見受けられる。よって、その区別が認識できるよう、preservation（英）には「保持」を当てた。

- 英) restoration、仏) restauration

参考：英) reconstruction、仏) reconstruction

restoration／restaurationの訳語には「修復」を当てた。ベニス憲章では、restoration／restaurationは、モニュメントの価値を保存したり、表わす行為、conservation（英仏）はモニュメントの良好な状態を持続させる行為と捉えられているようである。

また、restoration／restaurationは価値の一部が損なわれたものに対する行為であるのに対し、滅失して部材が残されていないモニュメントを新材料で改めて造る行為にはreconstruction（英仏）が用いられている。これには「再建」の訳を当てた。

- 英) safeguarding、仏) sauvegarde

参考：英) protection、仏) protection

safeguarding／sauvegardeの訳語には「保護」を当てた。日本では、文化財保護法の英訳も含め、「保護」には、守るという一般的、直接的な行為を示すprotectionを用いることが多い。他方、ベニス憲章では、予防的、予測的な手段によりリスクを未然に回避する意味合いを含むsafeguarding／sauvegardeが多用されている。一箇所、第15条でのみ、遺構に関してprotectionが用いられているが、permanent／permanente（恒久的な）という形容詞を伴っていることから、これにも「保護」の訳を当てた。



写真 日本イコモスフォーラムの開催状況（2024年8月31日）

1. なぜいまベニス憲章なのか

WGファシリテーター 田原 幸夫

ICOMOSはベニス憲章の精神を基本として、憲章起草の翌年、1965年に設立された国際NGOである。しかし日本イコモスの会員各位が、この憲章の内容についてどれだけ理解されているだろうか。こうした疑問からまず、日本イコモス会員へのアンケートを実施した。結果については当報告書の附録をご覧いただきたい。

日本イコモスとしてのベニス憲章をはじめとする国際保護憲章の研究は、20年以上前に、故・稻垣栄三を顧問とし、WGリーダーの益田兼房を主査として、研究会を立ち上げ行われた。その成果は『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』(13ページ参照)として刊行され、現在、日本イコモスのウェブサイトでも見ていただけるようになっている。ただこの時は、20を超える数多くの国際憲章や宣言類の日本語訳に労力が割かれ、ベニス憲章については、既に存在していた日本イコモス訳を掲載し、改めて日本語新訳を作る作業は行わなかった。なお日本イコモス訳に先立って、日本ユネスコ国内委員会による仮訳も存在していたが、両者の内容についての比較・検討も行っていなかった。

長い間、わが国においてベニス憲章は、日本イコモス等に属する一部の専門家を除くと、一般にはほとんど知られていなかったと言つていいだろう。しかし1992年、日本が世界遺産条約に加盟して以降、状況は大きく変わったのである。特に真実性、真正性等と訳される「オーセンティシティ」という概念が、色々な場で議論されるようになった。

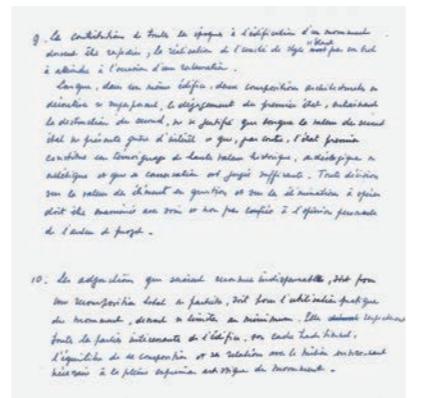
当時、UNESCO世界遺産条約の作業指針には、文化遺産の評価の基本として「四つのオーセンティシティ(意匠・材料・技法・場所)」が規定されていたが、これがベニス憲章によって決められたなどという誤った研究論文も多く目にしたものである。さらに、その後の世界文化遺産奈良コンファレンス等を経て、建築界でも歴史家だけではなく、一般の民間建築家の間でも保存活動の動きが強まり、国際的な保存理念として、たびたびベニス憲章が話題に上がるようになっていった。しかし、その時以来現在に至るまで、曖昧にされていた課題が大きく二つあったように思う。

一つは主要な用語の日本語訳と定義である。例えばconservation(英、仏)という言葉だけをとっても、日本語の各種論文では保存、保護、保全など様々な言葉に訳され、解釈も人それぞれに異なっていた。もう一つはベニス憲章のオリジナル原稿が仏語であったことである。ベニス憲章が採択された第二回歴史記念物関係建築家技術者国際会議(以下、本稿では「ベニス会議」)に先立って憲章の草稿が準備されたが、Raymond Lemaire(レイモン・ルメール)一ベニス憲章起草委員会書記長で後のICOMOS会長一がその草稿を仏語で書き起こしたことが確認されており、ベニス憲章起草30周年の1994年に発行されたICOMOSによるScientific Journalの表紙(13ページ参照)にもこの手書きの草稿がデザインとして使われているのである。理念の解釈が、書かれた言語によって微妙に異なることは避けられない。それならばベニス憲章に対する理解をより深めるためには、オリジナルである仏語版からの日本語訳も作成してみよう、というのが今回のWGの基本的趣旨であった。結果として、英・仏それぞれの言語から伝わってくるニュアンスは、微妙に異なっていることも確認できたのである。なお今回のWGでは、仏語からの日本語訳と並行して、英語からの日本語新訳等も作成し、ベニス憲章の精神をより正しく理解するための材料を整えた。

多様な価値を有する文化遺産の保存に一般解ではなく、「正しいプロセス」を通して、真剣にそれぞれの個別解を求めることが重要なのだろう。そうだとすれば、ベニス憲章とは、限られた文化財の保存のための「厳格なルール」ではなく、多様な文化遺産において、望ましい保存を実現するための、「正しいプロセス」を示してくれる「道しるべ」なのではないか。今回の翻訳作業を通して、われわれが改めて感じたことである。

ベニス憲章の再読を試みた2024年は、たまたまベニス憲章起草60周年に当たる記念すべき年となった。これを機に、ベニス憲章の精神がより多くの方々に理解され、多様な文化遺産の幸せな未来に繋がることを期待したい。

ベニス憲章 1964—2024 60年間の主な活動記録



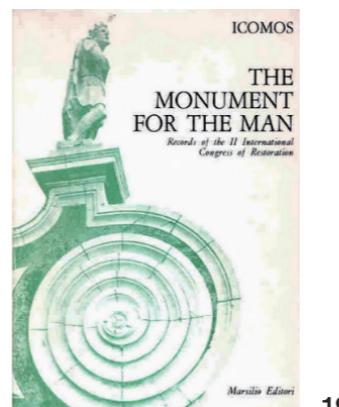
ベニス憲章草稿 (部分)*¹



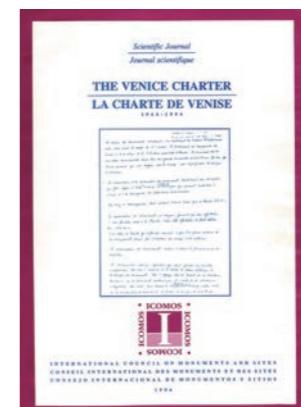
ベニス会議決議文書*²



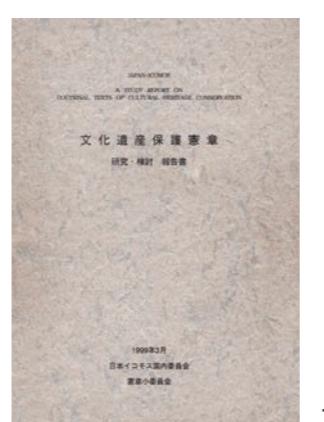
ベニス会議出席概要報告書 (文化財保護委員会)*²



ベニス会議報告書 (ICOMOS)



ICOMOS Scientific Journal



文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書 (日本イコモス国内委員会)



ベニス憲章40周年記念シンポジウム (ハンガリー・ブダペスト) 論集 (ICOMOS) XI

【出典】

* 1: ルーヴル大学／ルメール・アーカイブ

* 2: 東京文化財研究所／関野克資料及び伊藤延男資料

2. 英仏版比較検討

以下、見開きのを一つのまとめりとして、右(奇数)ページではベニス憲章の仏語版和訳と英語版和訳を対照し、左(偶数)ページでは、前文及び各章の構成を示しつつ、比較考察の結果を「ベニス憲章60年目の注目点」、「英仏版比較」、「ベニス憲章から考える日本の遺産保護」に分けて記述する。

Préambule / Preamble / 前文	
【構成】	約80年を経る今日にあって、その前文は、UNESCO憲章前文に謳う「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならぬ。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにしばしば戦争となった」という一文と共に読んでもらいたいのである。
【ベニス憲章60年目の注目点】	ベニス憲章はアテネ憲章を批判的に見直し、作成された。その異なる点の一つが、人類共通の遺産としてのモニュメントの意義について述べていることである。
【英仏版比較】	ベニス憲章全体にわたり、仏語版は精神性や秩序といったモニュメントに内在するメッセージの継承に、英語版はメッセージを具現化する物理的特徴の継承に関心を置く傾向が窺え、前文にもこの違いが表れている。
	仏語版では第1段落で「過去の精神的メッセージを担う人々の記念すべき業績」について述べ、第2段落ではこの国際規範の適用について「固有の文化や伝統の枠組みの中で、各国に委ねられる」必要に言及している。
	英語版では第1段落で「過去からのメッセージを込めながら、幾世代もの人々が伝えてきた歴史的なモニュメント」について述べ、第2段落ではこの国際規範の適用について「自国の文化や伝統の枠組みの中で責任をもって適用する」ことの必要に言及し、この憲章が厳格なルールであるかのような印象を与えていた。
	英語版から作成された日本ユネスコ国内委員会訳(92-95ページ参照)で、第2段落は、「古建築の保存と修復の指導原則が国際的基盤にたって同意され、決定され、各国がそれぞれの固有の文化と伝統の枠内でその方法を適用する責任をもつ」ということが絶対に必要である」と、厳格さが増しているのである。
	しかし、国際的な協力の枠組みが整いはじめる一方、遺跡や都市等の様々な戦災復興事例が現われ、その中にはアテネ憲章を都合よく解釈するものも見られるようになつた。同時に、都市の無秩序な発展や拡大、産業や商業に関わる施設の大規模開発等が加速度的に進められ、自然や都市における風光地が失われていった。
	ベニス憲章は、アテネ憲章における技術的指針を発展させた国際規範であるが、第二次世界大戦終結から

CHARTE INTERNATIONALE SUR LA CONSERVATION ET LA RESTAURATION DES MONUMENTS ET DES SITES
(CHARTER DE VENISE 1964)
記念性のある建造物(モニュメント)及び場所の保存と修復のための国際憲章(ベニス憲章、1964)

INTERNATIONAL CHARTER FOR THE CONSERVATION AND RESTORATION OF MONUMENTS AND SITES
(THE VENICE CHARTER 1964)
記念性のある建造物(モニュメント)及び場所の保存と修復のための国際憲章(ベニス憲章、1964)

ベニス憲章(仏語)	2024仏語版和訳	ベニス憲章(英語)	2024英語版和訳
Chargées d'un message spirituel du passé, les œuvres monumentales des peuples demeurent dans la vie présente le témoignage vivant de leurs traditions séculaires. L'humanité, qui prend chaque jour conscience de l'unité des valeurs humaines, les considère comme un patrimoine commun, et, vis-à-vis des générations futures, se reconnaît solidairement responsable de leur sauvegarde. Elle se doit de les leur transmettre dans toute la richesse de leur authenticité	過去の精神的メッセージを担う人々の記念すべき業績は、幾世紀にもわたる伝統の生きた証として今も生活中に息づいている。人類は、人間の諸価値が共通していることを日々意識し、これらの価値を共有の遺産と捉え、未来の世代に向けて、連帯して保護していく責任を自覚している。人類は、これらをその本物としての十分な豊かさの中で、未来に伝えていかなければならないのである。	Imbued with a message from the past, the historic monuments of generations of people remain to the present day as living witnesses of their age-old traditions. People are becoming more and more conscious of the unity of human values and regard ancient monuments as a common heritage. The common responsibility to safeguard them for future generations is recognized. It is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity.	過去からのメッセージを込めながら、幾世代もの人々が伝えてきた歴史的なモニュメントは、長年にわたる伝統の生きた証として今もわれわれの目の前にある。人々はますます人類が共有する諸価値に意識を向け、古くからの歴史的な建造物を共通の遺産とみなすようになった。将来の世代のためにこれらを保護する共通の責任も自覺されている。これらを、本物としてそれが持つ十分な豊かさの中で受け継ぐことは、われわれの義務である。
Il est dès lors essentiel que les principes qui doivent présider à la conservation et à la restauration des monuments soient dégagés en commun et formulés sur un plan international, tout en laissant à chaque nation le soin d'en assurer l'application dans le cadre de sa propre culture et de ses traditions.	それゆえ、モニュメントの保存と修復の指針となるべき原則は、諸国共同で明確化され、国際的なレベルで策定されるとともに、その適用は、固有の文化や伝統の枠組みの中で、各国に委ねられることが不可欠である。	It is essential that the principles guiding the preservation and restoration of ancient buildings should be agreed and be laid down on an international basis, with each country being responsible for applying the plan within the framework of its own culture and traditions.	それゆえ、古建築の保持や修復の指針となるべき原則は、国際的な基盤の上で合意し、まとめられるとともに、各國は、それを自国の文化や伝統の枠組みの中で責任をもって適用することが不可欠である。
En donnant une première forme à ces principes fondamentaux, la Charte d'Athènes de 1931 a contribué au développement d'un vaste mouvement international, qui s'est notamment traduit dans des documents nationaux, dans l'activité de l'ICOM et de l'UNESCO, et dans la création par cette dernière du Centre international d'études pour la conservation et la restauration des biens culturels. La sensibilité et l'esprit critique se sont portés sur des problèmes toujours plus complexes et plus nuancés; aussi l'heure semble venue de réexaminer les principes de la Charte afin de les approfondir et d'en élargir la portée dans un nouveau document.	1931年のアテネ憲章は、こうした基本原則を初めて明確化することにより、広範な国際的運動の発展に寄与した。この運動は、各國の文書やICOM及びUNESCOの取り組み、そしてUNESCOによる文化財保存修復研究国際センターの創設といったかたちで具現化した。ますます複雑化し、多様化する問題に対して、意識は高まり、批判的な研究が進められてきた。この憲章を再検討し、徹底的に研究し、新たな文書での範囲を拡大する時であろう。	By defining these basic principles for the first time, the Athens Charter of 1931 contributed towards the development of an extensive international movement which has assumed concrete form in national documents, in the work of ICOM and UNESCO and in the establishment by the latter of the International Centre for the Study of the Preservation and the Restoration of Cultural Property. Increasing awareness and critical study have been brought to bear on problems which have continually become more complex and varied; now the time has come to examine the Charter afresh in order to make a thorough study of the principles involved and to enlarge its scope in a new document.	1931年のアテネ憲章は、こうした基本原則を初めて明確化することにより、広範な国際的運動の発展に寄与した。この運動は、各國の文書やICOM及びUNESCOの取り組み、そしてUNESCOによる文化財保存修復研究国際センターの創設といったかたちで具現化した。ますます複雑化し、多様化する問題に対して、意識は高まり、批判的な研究が進められてきた。この憲章を再検討し、原則を徹底的に研究し、新しい文書での範囲を拡大する時が、今、来ているのである。
En conséquence, le IIe Congrès International des Architectes et des Techniciens des Monuments Historiques, réuni, à Venise du 25 au 31 mai 1964, a approuvé le texte suivant:	それゆえ、第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議は、1964年5月25日から31日までベニスで会合し、以下の文言を採択した。	Accordingly, the IIInd International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments, which met in Venice from May 25th to 31st 1964, approved the following text:	それゆえ、第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議は、1964年5月25日から31日までベニスで会合し、以下の文言を採択した。

Définitions / Definitions / 定義 (第1条～第3条)	
【構成】	しての建造物(例えば紙漉きや藍染めを行っていた民家等)も含め得ると言えよう。
第1条では歴史的なモニュメントの概念、第2条では保存と修復に関する分野、第3条では保護の目的について述べている。	過去の偉人や社会規範、出来事等に依拠する史跡の構成要素や、過去の技術、様式、意匠等に依拠する有形文化財については、歴史上最も価値があると考えられる姿に復す行為(いわゆる復原)が修復の手法の一つとして行われている。一方で、そのものがかつてどのような状態であったかよりも、それが生活や労働の中でどのように使われてきたかに重きを置く民俗文化財では、現状のまま必要最低限の修理を行い、全ての時代の痕跡を受け継ぐことを保護の前提とする。
【ベニス憲章60年目の注目点】	1919年に制度化された史跡と、1975年に制度化された民俗文化財との間には、モニュメントと歴史的モニュメントの違いが垣間見えるようである。
世界遺産条約の普及もあって、近年の建築・都市遺産の保護においては、monumentよりも仏語の patrimoineや英語の heritageが多く用いられている。	住宅や産業施設、業務施設、インフラ施設等を含む有形文化財にあっては、両者が混在し、個々の状況に応じてその間で如何にバランスを図るかが、近年の大変な課題の一つとなっている。
フランスの都市学者フランソワーズ・ショエイの著書 Le Patrimoine en questions - Anthologie pour un combat (Le Seuil, 2019)によれば、「モニュメント」はラテン語の monumentumから派生し、avertir(知らせる)や monere(思い出させる)由来する。そして、その性質や規模にかかわらず、ある共同体を構成する人々のアイデンティティを成す人物や出来事、信仰、慣習、社会的規範等に繋がる記憶を想起させるために熟慮をもって具現化されたもの(例えば墳墓、墓碑、柱碑、トーテム、建物等)あるいはその総体とされる。	ベニス憲章は、重要文化財の「復原」や史跡の「復元」等を除けば、日本のどの分類の建造物にも無理なく適用できる内容と考えられよう。特に仏語版は、民俗文化財や文化的景観に近い考え方が相当に見られよう。
他方、「歴史的モニュメント」は、時間の経過の中で歴史的価値又は美的価値を充足したが故に、モニュメントの中から選り取られたものであるとする。	過去の歴史に依拠する「モニュメント」と、民族的アイデンティティ等の今日的意味論に繋がる「歴史的モニュメント」が、世界遺産条約によってその違いを曖昧にしながら patrimoine / heritage(遺産)に置き換えられ、世界規模で文化の均一化を招いているのではないだろうか。このことが、現在の遺産をめぐる諸問題の要因になっているのではないだろうか。ショエイの論考からは、概してこのような警鐘が受けとめられるのである。
フランス語で起草されたベニス憲章にあって、第1条の主語が「歴史的モニュメント」とされていることに注目したい。	日本では史跡に「historic sites」の英語訳を当てている。ベニス憲章では、モニュメントの概念には言及しているものの、憲章のタイトルにも含まれる「場所(site / site)」については詳らかにされていない。
【英仏版比較】	建造物や建造物群を遺構として遺す史跡とは別に、土層に土地造成や柱立て等の痕跡のみが遺されており、旧の土地利用が微地形としてのみ遺るような、建物を伴わない史跡にもこの憲章を及ぼすことができるのかは検討を要しよう。
第2条の言い回しが仏語版、英語版でやや異なるものの、意味することは同じである。	また、史跡において、理解を助ける目的で行われる歴史上の建物の新築再建(いわゆる復元)に対しては、ICOMOSが1990年に採択した「Charter for the Protection and Management of the Archaeological Heritage(考古学的遺産の保護及び管理に関する憲章)」を参考にされたい。
【ベニス憲章から考える日本の遺産保護】	
日本では、史跡・名勝・天然記念物を含む記念物に「monuments」の英語訳が当てられている。一方で、ベニス憲章のモニュメントや歴史的モニュメントの中核を成すのは、有形文化財建造物や伝統的建造物群であり、史跡や名勝の構成要素となる建造物(例えば偉人の生家、庭園の四阿や茶亭等)や有形民俗文化財と	

ベニス憲章（仏語）	2024 仏語版和訳	ベニス憲章（英語）	2024 英語版和訳
Article 1. La notion de monument historique comprend la création architecturale isolée aussi bien que le site urbain ou rural qui porte témoignage d'une civilisation particulière, d'une évolution significative ou d'un événement historique. Elle s'étend non seulement aux grandes créations mais aussi aux œuvres modestes qui ont acquis avec le temps une signification culturelle.	第1条 歴史的なモニュメントの概念は、単独の建築物に加え、重要な発展または歴史的出来事を物語る都市域または集落域を含む。その範囲は、偉大な創作物だけでなく、時間と共に文化的意義を持つようになった控えめな作品にも及ぶ。	Article 1. The concept of a historic monument embraces not only the single architectural work but also the urban or rural setting in which is found the evidence of a particular civilization, a significant development or a historic event. This applies not only to great works of art but also to more modest works of the past which have acquired cultural significance with the passing of time.	第1条 歴史的なモニュメントの概念は、単独の建築作品だけでなく、特定の文明、重要な発展、あるいは歴史的出来事の証拠を見いだせる都市または集落の環境をも含む。この概念は、偉大な芸術作品だけでなく、時間と共に文化的な重要性を獲得したより控えめな過去の作品にも適用される。
Article 2. La conservation et la restauration des monuments constituent une discipline qui fait appel à toutes les sciences et à toutes les techniques qui peuvent contribuer à l'étude et à la sauvegarde du patrimoine monumental.	第2条 モニュメントの保存と修復は、記念碑的な遺産の研究と保護に役立つあらゆる科学と技術を用いる分野である。	Article 2. The conservation and restoration of monuments must have recourse to all the sciences and techniques which can contribute to the study and safeguarding of the architectural heritage.	第2条 モニュメントの保存と修復には、建築的遺産の研究と保護に役立つあらゆる科学と技術が用いられる必要がある。
Article 3. La conservation et la restauration des monuments visent à sauvegarder tout autant l'œuvre d'art que le témoin d'histoire.	第3条 モニュメントの保存と修復は、芸術作品と同様に、歴史の証拠を保護することを目的とする。	Article 3. The intention in conserving and restoring monuments is to safeguard them no less as works of art than as historical evidence.	第3条 モニュメントの保存と修復の目的は、それらを芸術作品としてだけではなく、歴史の証拠としても保護することである。

Conservation / Conservation / 保存 (第4条～第8条)	
【構成】	第4条は維持管理、第5条は活用及び現状変更、第6条は釣り合いのとれた環境の保持、第7条は環境との一体性及び移築、第8条は建物に付隨する装飾等諸要素について述べている。
	環境に関し、第6条は宅地や境内、集落域等といった一定の枠組みを持つ環境、第7条はそれよりも広域な周辺環境を示すものと思われる(英仏版比較参照)。
【ベニス憲章60年目の注目点】	英語を母国語としない日本人にとって、conservationとpreservationの違いは長年にわたって訛然としないまま、様々な考えが示されてきた。仏語版は、基本的にconservationで統一されている。英語版では、モニュメントにはconservationが、これに付随する環境、装飾物、価値等にはpreservationが用いられている。
	ベニス憲章におけるconservationは、モニュメントを社会に役立てながら維持管理し、周辺環境との関係性も含め、その本質的な特徴や特性が損なわれないようとする行為全般を指すものと受け止められよう。この憲章におけるconservationは、日本の保護に近い考え方と捉えられる。
	近年、日本ではあまりにも保存と活用が区分され、縦割り行政の弊害さえ散見される。本来この二つは不可分であることを、ベニス憲章60年の機会に改めて思い起こしたい。
【英仏版比較】	本章では、英仏版の比較考察として取り上げたい点が主に三つある。
	一つは第5条である。変えてはならないとされる英語版のlay-outは主として空間的構成を指し、仏語版のl'ordonnanceに含まれる建築的調和や全体的な秩序の意味合いが弱い。同様に、仏語版ではles aménagements exigés par l'évolution des usages et des coutumes(使い方や慣習が変わる中で必要とされる整備)とされるところが、英語版では単にmodifications demanded by a change of function(機能の変更に必要な改変)とされ、原因となる「使い方や慣習」のニュアンスが省略されている。
	二つ目は第6条である。内容は大差なく汲み取れるが、仏語版のun cadre à son échelleは調和している状態を、英語版のnot out of scaleは調和を損ねていない状態を指す。仏語版と比して英語版はmust be kept, must be allowedと義務感を強く感じさせる表現

ベニス憲章（仏語）	2024仏語版和訳	ベニス憲章（英語）	2024英語版和訳
Article 4. La conservation des monuments impose d'abord la permanence de leur entretien.	第4条 モニュメントの保存においては、何よりもまず、日常的な維持管理が不可欠である。	Article 4. It is essential to the conservation of monuments that they be maintained on a permanent basis.	第4条 モニュメントの保存においては、常に維持管理がなされることを不可欠とする。
Article 5. La conservation des monuments est toujours favorisée par l'affectation de ceux-ci à une fonction utile à la société; une telle affectation est donc souhaitable mais elle ne peut altérer l'ordonnance ou le décor des édifices. C'est dans ces limites qu'il faut concevoir et que l'on peut autoriser les aménagements exigés par l'évolution des usages et des coutumes.	第5条 モニュメントの保存は、社会に役立つ機能をもって利用されることで、常に促進される。それゆえ、このような利用は望ましいのではあるが、それが建物をかたちづくる秩序や設えを変質させてしまうならない。使い方や慣習が変わるもので必要とされる整備は、これらの制限の中で検討され、許可されなければならない。	Article 5. The conservation of monuments is always facilitated by making use of them for some socially useful purpose. Such use is therefore desirable but it must not change the layout or decoration of the building. It is within these limits only that modifications demanded by a change of function should be envisaged and may be permitted.	第5条 モニュメントの保存は、これらを社会に役立つ目的のために利用することで、常に促進される。それゆえ、このような利用は望ましいのではあるが、それが建物の構成や装飾を変更してはならない。機能の変更に必要な変更は、この範囲でのみ検討され、許可されなければならない。
Article 6. La conservation d'un monument implique celle d'un cadre à son échelle. Lorsque le cadre traditionnel subsiste, celui-ci sera conservé, et toute construction nouvelle, toute destruction et tout aménagement qui pourrait altérer les rapports de volumes et de couleurs seront proscrits.	第6条 モニュメントの保存は、その規模に応じた枠組みを保存することを含む。伝統的な枠組みが維持されている場合には、それを保存し、ボリュームや色彩の関係を変えてしまうような新築、取り壊し、整備はいずれも行ってはならない。	Article 6. The conservation of a monument implies preserving a setting which is not out of scale. Wherever the traditional setting exists, it must be kept. No new construction, demolition or modification which would alter the relations of mass and colour must be allowed.	第6条 モニュメントの保存は、釣り合いのとれた環境を保持することを含む。伝統的な環境が今に引き継がれている場合には、それを維持しなければならない。マップや色彩の関係を変えてしまうような新築、取り壊し、改変は許容されてはならない。
Article 7. Le monument est inséparable de l'histoire dont il est le témoin et du milieu où il se situe. En conséquence le déplacement de tout ou partie d'un monument ne peut être toléré que lorsque la sauvegarde du monument l'exige ou que des raisons d'un grand intérêt national ou international le justifient.	第7条 モニュメントは、それが証言する歴史や、それが生じた環境から切り離すことのできないものである。そのため、モニュメントの全部または一部の移築は、それが当該モニュメントの保護のために不可欠とされるか、大きな国家的、国際的関心により正当とされる場合のみ、許される。	Article 7. A monument is inseparable from the history to which it bears witness and from the setting in which it occurs. The moving of all or part of a monument cannot be allowed except where the safeguarding of that monument demands it or where it is justified by national or international interest of paramount importance.	第7条 モニュメントは、それが証言する歴史や、それが生じた環境から切り離すことのできないものである。モニュメントの全部または一部の移築は、当該モニュメントの保護のために不可欠とされるか、極めて重要な国家的、国際的関心により正当とされる場合のみ、許される。
Article 8. Les éléments de sculpture, de peinture ou de décoration qui font partie intégrante du monument ne peuvent en être séparés que lorsque cette mesure est la seule susceptible d'assurer leur conservation.	第8条 モニュメントと一体を成す彫刻や絵画、装飾の諸要素は、それらを保存する唯一の手段である場合のみ、取り外すことができる。	Article 8. Items of sculpture, painting or decoration which form an integral part of a monument may only be removed from it if this is the sole means of ensuring their preservation.	第8条 モニュメントと一体を成す彫刻や絵画、装飾の諸要素は、それらを確実に保持する唯一の手段である場合のみ、取り外すことができる。

Restauration / Restoration / 修復（第9条～第13条）	
<p>【構成】 第9条から第13条までの5条から成り、以下のような構成になっている。</p> <p>第9条：修復の目的と基本的な考え方 第10条：伝統的技術が不十分な時の考え方 第11条：各時代の価値ある貢献の尊重 第12条：欠損部分の補足についての考え方 第13条：新たに何かを付加する時の考え方</p> <p>【ベニス憲章60年目の注目点】 第10条から第13条については、表現上の差はあるものの、仏語版と英語版の内容は概ね一致している。しかし、【英仏版比較】で述べるように、第9条は両者の違いが顕著である。</p> <p>英語版は、修復を専門的の作業として、専らこれについてのみ言及している。新たな付加的な仕事も修復の内であり、原則から外れるものとして記されている。他方、仏語版は、修復を建築的創造の領域とは画される特別な領域とし、両者の境界を明示している。新たな付加的な仕事は「美的または技術的理由で不可欠」な場合に限るとし、肯定も否定もしていない。</p> <p>Verpoest (2004)によれば、ベニス憲章が必要とされた背景には、第二次世界大戦後の欧洲における大きな文化的変容と、建築・都市環境の根本的な変容がある。質の高い環境の構築にモニュメントが果たし得る役割が顕在化する中で、歴史的証拠の慎重かつ正確な保存を超えた考え方方が求められていたとされる。</p> <p>この状況に対して仏語版は革新的、英語版は保守的であり、同じベニス憲章であっても、伝えている内容が同一ではない。ベニス憲章は仏語を原書とする。英語版の作成者は不明であるが、英語に訳された時に、必要に応じて独自の解釈が加えられ、ある種の地域憲章になっているかのようである。</p> <p>なお、今回の英仏版比較検討では作業が及ばなかつたが、第11条の「様式の統一」等の記述は、19世紀からのモニュメントや修復の議論を顧みてのものと思われる。</p> <p>現代の視点から見れば、事前の調査や診断、アセスメント、模写・模造、事後のモニタリング、技術者・技能者の育成、所有者や地元意見の尊重等、多くの不足があることにも留意をしたい。</p> <p>【英仏版比較】 第9条は、以下の点で仏語版と英語版との間に違いが見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修復の特性：第1文目では、仏語版は修復の例外性 	<p>に、英語版では専門性に焦点を当てている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修復の目的：修復の拠り所とするものとして、仏語版では「古いものと確実な資料」としているのに対し、英語版では「オリジナルな材料と確実な資料」としており、仏語版よりも限定的である。 修復の範囲：仏語版では付加的作業は建築的創作領域であるとし、修復とは区分している。これに対し、英語版では、修復の中に付加的作業を含めているように読み取れる。 補足的な仕事：仏語版では第4文目で、補足的な仕事に対し、「美的または技術的理由で不可欠と認められる」ものとして目的を明示しているのに対し、英語版では省略されている。 <p>【ベニス憲章から考える日本の遺産保護】 日本にベニス憲章がどの程度影響しているかは詳らかにし得ないが、建築遺産に対して概ねこれと共通する理念や方法が採られている。しかし、『文化財保護法50年史』(文化庁、2001)では、「明治期の修理では、外観の様式と形態の保存に重点を置くものの、構造材については新工法の摂取や耐久性の追求が優先され、見え隠れ部分では改造、補強が盛んに行われ、古材を大量に新材に取り換えた場合も少なくない」と記す。</p> <p>修理は現状維持を原則とし、旧状に復する復原を行う時には誰に対してもその根拠を合理的に説明できること、補修や復原箇所は明確に判別できること、将来の修理時に支障のない材料や技術を用いること(可逆性)、修理記録を作成すること等、日本で現在拠り所とされている考えは、どのような経緯や必要性のもとに成立してきたのだろうか。</p> <p>建築都市遺産が多種多様多数に及び、様々な主体や関係者、協力者が関わる中で、合理的説明に基づく規範が、国内でも国外からも求められているものと思われる。これを支える文化財保護史の発達は見られるだろうか。</p>

ベニス憲章（仏語）	2024仏語版和訳	ベニス憲章（英語）	2024英語版和訳
<p>Article 9.</p> <p>La restauration est une opération qui doit garder un caractère exceptionnel. Elle a pour but de conserver et de révéler les valeurs esthétiques et historiques du monument et se fonde sur le respect de la substance ancienne et de documents authentiques. Elle s'arrête là où commence l'hypothèse, sur le plan des reconstitutions conjecturales, tout travail de complément reconnu indispensable pour raisons esthétiques ou techniques relève de la composition architecturale et portera la marque de notre temps. La restauration sera toujours précédée et accompagnée d'une étude archéologique et historique du monument.</p>	<p>第9条 修復とは常に特別な性格を持つべき作業である。その目的是モニュメントの美的及び歴史的価値を保存し、明らかにすることにあり、古いものと確実な資料への尊重の上に築かれる。修復は推測が始まる時点で止まるものである。すなわち、美的または技術的理由で不可欠と認められる補足的な仕事は、建築的な創作の領域に入るものであって、現代の印を持たせるものとする。修復とは常に、それが始まる前から、当該モニュメントに関する考古学的研究及び歴史的研究が行われるものである。</p>	<p>Article 9.</p> <p>The process of restoration is a highly specialized operation. Its aim is to preserve and reveal the aesthetic and historic value of the monument and is based on respect for original material and authentic documents. It must stop at the point where conjecture begins, and in this case moreover any extra work which is indispensable must be distinct from the architectural composition and must bear a contemporary stamp. The restoration in any case must be preceded and followed by an archaeological and historical study of the monument.</p>	<p>第9条 修復のプロセスは高度に専門的な作業である。その目的はモニュメントの美的及び歴史的価値を保持し、明らかにすることにあり、オリジナルな材料と確実な資料への尊重の上に築かれる。修復は、推測が始まる時点で止めなければならず、それでもさらに修復の範囲を超えた付加的な作業が不可欠であるならば、その建築構成から明確に区別され、現代であるこの印を持つ必要がある。修復はいかなる場合でも、それが始まる前から、当該モニュメントの考古学的及び歴史的研究を伴わなければならない。</p>
<p>Article 10.</p> <p>Lorsque les techniques traditionnelles se révèlent inadéquates, la consolidation d'un monument peut être assurée en faisant appel à toutes les techniques modernes de conservation et de construction dont l'efficacité aura été démontrée par des données scientifiques et garantie par l'expérience.</p>	<p>第10条 伝統的な技術が不十分であることが判明した場合、モニュメントの補強は、科学的データで効果が示され、経験によって立証されているあらゆる現代的な保存技術及び建設技術を用いて行い得る。</p>	<p>Article 10.</p> <p>Where traditional techniques prove inadequate, the consolidation of a monument can be achieved by the use of any modern technique for conservation and construction, the efficacy of which has been shown by scientific data and proved by experience.</p>	<p>第10条 伝統的な技術が不十分であることが判明した場合、モニュメントの補強は、科学的データで効果が示され、経験によって立証されているあらゆる現代的な保存技術及び建設技術を用いて行い得る。</p>
<p>Article 11.</p> <p>Les apports valables de toutes les époques à l'édification d'un monument doivent être respectés, l'unité de style n'étant pas un but à atteindre au cours d'une restauration. Lorsqu'un édifice comporte plusieurs états superposés, le dégagement d'un état sous-jacent ne se justifie qu'exceptionnellement et à condition que les éléments enlevés ne présentent que peu d'intérêt, que la composition mise au jour constitue un témoignage de haute valeur historique, archéologique ou esthétique, et que son état de conservation soit jugé suffisant. Le jugement sur la valeur des éléments en question et la décision sur les éliminations à opérer ne peuvent dépendre du seul auteur du projet.</p>	<p>第11条 モニュメントをつくり上げてきた全ての時代の価値ある貢献が尊重されなければならず、様式の統一是修復の目的ではない。建物に異なる時代の作業の重なりが見られる場合、下層の状態をあらわすことは、例外的な状況に限られ、それが正当化されるのは、取り除くものがあまり重要でなく、あらわされる部分が高い歴史的、考古学的または美的価値の証拠となるものであって、その保存状態が十分であると判断される場合に限られる。問われる要素の価値に関する判断と、除去すべきものに関する決定を、計画者だけに任せることはできない。</p>	<p>Article 11.</p> <p>The valid contributions of all periods to the building of a monument must be respected, since unity of style is not the aim of a restoration. When a building includes the superimposed work of different periods, the revealing of the underlying state can only be justified in exceptional circumstances and when what is removed is of little interest and the material which is brought to light is of great historical, archaeological or aesthetic value, and its state of preservation good enough to justify the action. Evaluation of the importance of the elements involved and the decision as to what may be destroyed cannot rest solely on the individual in charge of the work.</p>	<p>第11条 モニュメントをつくり上げてきた全ての時代の価値ある貢献が尊重されなければならず、様式の統一是修復の目的ではない。建物に異なる時代の作業の重なりが見られる場合、下層の状態をあらわすことは、例外的な状況に限って、かつ、取り除くものがほとんど重要でなく、あらわされる部分が高い歴史的、考古学的または美的価値を持ち、そうした行為を妥当とするのに十分なほど遺存状態が良好な場合にのみ正当化される。関係する要素の重要性の評価や、何を破壊するかの判断を、実務の責任者だけに任せることはできない。</p>

【主要参考文献】

Verpoest, Luc: "Raymond M. Lemaire (1921-1997) and the Charter of Venice: In Defence of Architecture", *Venice Charter 1964-2004-2044?*, 2005, ICOMOS
文化庁『文化財保護法50年史』2001, ぎょうせい

Sites Monumentaux / モニュメンタルな場所 Historic Sites / 歴史的な場所 (第14条)	
【構成】 第14条のみから成る章である。	として、特定のモニュメントのみならずその地理的、歴史的、文化的等の背景や文脈を含む場所としてのニュアンスを強く受けるのに対し、英語版ではHistoric sitesとして、その性格や様態にかかわらず歴史的な場所を広く表しているように捉えられる。
【ベニス憲章60年目の注目点】 site (場所) は憲章のタイトルにもあらわれる重要な言葉であるが、「定義」の章では説明がない。本章だけではなく、全体を通じてその考え方が曖昧である。	このsites monumentauxに対し、英語版では第14条の冒頭でsites of monumentと表現を変えている。この場合、仏語版では場所のモニュメント性に言及しているが、英語版では単にモニュメントが建つ物理的な場所・敷地を述べるに過ぎない。
オーストラリアICOMOSでは1981年に「The Australia ICOMOS Charter for the Conservation of Places of Cultural Significance (文化的意義を持つ場の保存のためのオーストラリアICOMOS憲章、通称：バラ憲章)」を採択している。この憲章ではplace (場) をPlace means site, area, building or other work, group of buildings or other works together with pertinent contents and surroundingsとし、敷地、区域、建築物その他の構造物、建築物群その他の構造物群、これらが包含する関連要素、周辺環境を指すものと定めている。バラ憲章ではsiteを、area(区域)よりも小さな敷地規模のものと捉えているようである。	また、確実に行うことの対象が、仏語版ではd'assurer leur assainissement, leur aménagement et leur mise en valeur、つまり、場所自体の環境改善や衛生面の向上という意味を含むassainissementや、価値の向上のニュアンスを含むmise en valeurと、具体的かつ包括的である。これに対し、英語版では、ensure that they are cleared and presented in a seemly mannerのように、適切な方法によってきれいに公開するとしか述べていない。
1982年には、庭園という分野に限定し、ベニス憲章を補完するための「The Florence Charter (Historic Gardens) (フィレンツェ歴史的庭園憲章)」が採択されている。	第6条や第7条等と合わせると、仏語版の方が、モニュメントと場所の関係性、ひいては場所そのものが持つ歴史的、文化的意義について深く細やかな感覚を持ち合わせているようである。日本ではどうであろうか。
【ベニス憲章から考える日本の遺産保護】 日本では、歴史的集落・町並みのための憲章と言えば、「妻籠宿を守る住民憲章」(1971)、「白川村憲章」(1971)、「大平憲章」(1982)、「竹富島憲章」(1986)、「熊川まちづくり憲章」(2004)、「石見銀山大森町住民憲章」(2007)等、地元住民の合意形成により定められたものが多く、今日に至るまでまちづくりの原点とされている。	日本の集落・町並み保存の経緯を考慮しながら、広くその大切さを呼びかけるものとしては、2000年に全国町並み保存連盟の総会で採択され、同時に日本ICOMOSが賛同署名をしている「歴史的町並み・集落保存憲章」がある(2020年改正)。この憲章は有志により英語、中国語、韓国語にも翻訳されている。
【英仏版比較】 本章では、仏語版と英語版で章題が異なる。両者とも保存を要する歴史的・文化的価値を持つ場所という点では変わりないが、仏語版ではSites Monumentaux	各地の努力が集められて日本全体の大きな理念的枠組みとして示され、少しずつブラッシュアップされると共に、国際交流に役立てられている。このような取り組みが、国際憲章の実態に合った国内への適用と、国際憲章の発展に対する日本の貢献の素地をつくり上げるのではないだろうか。

ベニス憲章（仏語）	2024仏語版和訳	ベニス憲章（英語）	2024英語版和訳
Article 12. Les éléments destinés à remplacer les parties manquantes doivent s'intégrer harmonieusement à l'ensemble, tout en se distinguant des parties originales, afin que la restauration ne falsifie pas le document d'art et d'histoire.	第12条 欠損部分を補足する要素は、全体と調和して一体となるように扱わなければならず、同時に、修復が芸術的、歴史的な記録を偽造しないよう、オリジナルな部分と区別できるようにする必要がある。	Article 12. Replacements of missing parts must integrate harmoniously with the whole, but at the same time must be distinguishable from the original so that restoration does not falsify the artistic or historic evidence.	第12条 欠損部分の補足は、それが全体と調和して一体となるように行われなければならない、同時に、修復が芸術的、歴史的な証拠を歪めないよう、オリジナルな部分と区別できるようにしなければならない。
Article 13. Les adjonctions ne peuvent être tolérées que pour autant qu'elles respectent toutes les parties intéressantes de l'édifice, son cadre traditionnel, l'équilibre de sa composition et ses relations avec le milieu environnant.	第13条 何かを付加することは、それが当該建物の全ての重要な部分や伝統的な枠組み、その構成のバランス、周辺環境との関係を尊重する限りにおいてのみ認められる。	Article 13. Additions cannot be allowed except in so far as they do not detract from the interesting parts of the building, its traditional setting, the balance of its composition and its relation with its surroundings.	第13条 何かを付加することは、それが当該建物の重要な部分や伝統的な環境、その構成のバランス、周辺環境との関係性を損なわない限りにおいてのみ認められる。
Article 14. Les sites monumentaux doivent faire l'objet de soins spéciaux afin de sauvegarder leur intégrité et d'assurer leur assainissement, leur aménagement et leur mise en valeur. Les travaux de conservation et de restauration qui y sont exécutés doivent s'inspirer des principes énoncés aux articles précédents.	第14条 記念性のある場所は、その全体性が保護され、健全化が図られ、整備され、価値の向上が図られるよう、特に注意を払うべき対象である。そこで行われる保存及び修復作業は、前述の各条項で示された原則に従って行われなければならない。	Article 14. The sites of monuments must be the object of special care in order to safeguard their integrity and ensure that they are cleared and presented in a seemly manner. The work of conservation and restoration carried out in such places should be inspired by the principles set forth in the foregoing articles.	第14条 モニュメントが所在する場所は、その全体性が保護され、適切な方法によってきれいに保たれ、公開されることが確実となるよう、特に注意を払うべき対象である。そこで行われる保存及び修復作業は、前述の各条項で示された原則に従って行われなければならない。

Fouilles / Excavations / 発掘 (第15条)	
<p>【構成】 一つの条項から成る章で、第1段落では発掘において準拠すべき国際規範、第2段落では発掘後の遺構及び出土遺物の取り扱いに関する考え方、第3段落では遺跡の再建作業に関する考え方述べられている。</p> <p>【ベニス憲章60年目の注目点】 第2段落及び第3段落では主に以下の4点を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再建作業は原則として排除されるべき。 ・許されるのはアナスティローシスのみ。 ・補完材料は識別可能とし、必要最小限の使用に留めるべき。 ・目的はモニュメントの保存と形状の回復である。 <p>これに対し、古い部材が残らない全くの新築再建については、1990年の「Charter for the Protection and Management of the Archaeological Heritage (考古学的遺産の保護及び管理に関する憲章、通称：ローザンヌ憲章)」第7条に、「再建作業は、実験的研究と解釈という二つの重要な役割を果たす」と示されている。</p> <p>【英仏版比較】 仏語版と英語版は内容に大差はないが、第3段落目にニュアンスの違いが見受けられる。具体的に、仏語のrétablir la continuité de ses formes (形態の連続性の回復) からはモニュメントの形状が断絶する部分を繋</p>	<p>ぐイメージを受けるのに対し、英語のreinstatement of its form (形態の復旧) からは形状そのものを復旧するイメージを受け、「修復」の章における考え方の違いがここにも反映されているようである。</p> <p>どちらも、遺構が損なわれてはいるものの完全に失われていない状態を前提としている。</p> <p>【ベニス憲章から考える日本の遺産保護】 日本では、学術発掘よりも、文化財保護法で事業者に義務付けられる行政発掘が多数を占める。その中で、記録後に破壊する行為が当然のごとく受け止められ、「記録保存」と称して肯定する状況さえ見られるが、ローザンヌ憲章では発掘に伴う危険な行為の一つとされていることに留意するべきである。</p> <p>新築再建された模擬天守等の中には時代を経る中で文化的な意義を高め、有形文化財として登録や指定されるものも生じている(例：大阪城、郡上八幡城等)。</p> <p>アナスティローシスとして古い部材をあるべき場所で組み直し、必要な補足材の扱いを示すこの第15条は、日本の有形文化財建造物の解体修理にもあてはまるような内容を含むのではないだろうか。また、古材そのものが持つ文化財的な価値にも留意したい(例：法隆寺、川崎市立日本民家園・旧太田家住宅等)。</p>

ベニス憲章（仏語）	2024仏語版和訳	ベニス憲章（英語）	2024英語版和訳
<p>Article 15.</p> <p>Les travaux de fouilles doivent s'exécuter conformément à des normes scientifiques et à la "Recommandation définissant les principes internationaux à appliquer en matière de fouilles archéologiques" adoptée par l'UNESCO en 1956.</p> <p>L'aménagement des ruines et les mesures nécessaires à la conservation et à la protection permanente des éléments architecturaux et des objets découverts seront assurés. En outre, toutes initiatives seront prises en vue de faciliter la compréhension du monument mis au jour sans jamais en dénaturer la signification.</p> <p>Tout travail de reconstruction devra cependant être exclu à priori, seule l'anastylose peut être envisagée, c'est-à-dire la recomposition des parties existantes mais démembrées. Les éléments d'intégration seront toujours reconnaissables et représenteront le minimum nécessaire pour assurer les conditions de conservation du monument et rétablir la continuité de ses formes.</p>	<p>第15条 発掘作業は、科学的基準及びUNESCOが1956年に採択した「考古学的発掘に適用される国際原則に関する勧告」に従って行われなければならない。</p> <p>遺構の整備と、建築的な要素及び発見物の保存と恒久的保護に必要な措置は、確実に行われるものである。さらに、発掘されたモニュメントの理解を促進するため、その意義を歪めることなく、あらゆる努力が払わなければならない。</p> <p>全ての再建作業が原則として除外されるべきであるが、アナスティローシス、すなわちばらばらになって現存する部材を組み直すことだけは考慮し得る。補完のための諸要素は常に識別できるようにし、モニュメントの保存状態を保ち、その形態の連続性を回復するために必要な最小限度でなければならない。</p>	<p>Article 15.</p> <p>Excavations should be carried out in accordance with scientific standards and the recommendation defining international principles to be applied in the case of archaeological excavation adopted by UNESCO in 1956.</p> <p>Ruins must be maintained and measures necessary for the permanent conservation and protection of architectural features and of objects discovered must be taken. Furthermore, every means must be taken to facilitate the understanding of the monument and to reveal it without ever distorting its meaning.</p> <p>All reconstruction work should however be ruled out "a priori". Only anastylosis, that is to say, the reassembling of existing but dismembered parts can be permitted. The material used for integration should always be recognizable and its use should be the least that will ensure the conservation of a monument and the reinstatement of its form.</p>	<p>第15条 発掘は、科学的基準及びUNESCOが1956年に採択した「考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告」に従って行わなければならない。</p> <p>遺構は良好に維持されなければならず、建築的な要素及び発見物の恒久的な保存及び保護に必要な措置が講じられなければならない。さらに、当該モニュメントの理解を促進し、その重要性が誤解されないように明示するためのあらゆる手段が講じられなければならない。</p> <p>全ての再建作業が「原則として」除外されるべきであるが、アナスティローシス、すなわちばらばらになって現存する部材を組み直すこととは許される。補完のために用いた材料は常に識別できるようにし、その使用はモニュメントの保存とその形態の復旧を確実に行うための最小限度にとどめるべきである。</p>

Documentation et publications / 記録と情報公開、Publication / 情報公開 (第16条)	
<p>【構成】 第16条のみから成る章で、記録と情報公開に関する基本的な考え方述べられている。</p> <p>【ベニス憲章60年目の注目点】 この条項は、記録と情報公開に係る原則を述べていると捉えられるが、ICT技術が1964年時よりも格段に発展した中で、その保管や共有のあり方については見直しが必要であると思われる。</p> <p>【英仏版比較】 仏語版と英語版では表現に大きな違いはないが、章題が異なっている。</p> <p>【ベニス憲章から考える日本の遺産保護】 日本では、国庫補助で大規模に修理される国宝・重要文化財や史跡の構成要素等の記録については確かに実績がある。しかし、これは、地方公共団体指定、登</p>	<p>録有形文化財、伝統的建造物、重要文化的景観の重要な構成要素、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等とされる建造物の全体から見れば、ごく一部である。実際には、着工前、修理中、竣工の十分な記録が取られないままに実施されているものも多い。</p> <p>また、墨書きや痕跡、部材等については、その重要性に気付かれぬままに撤去・破棄されてしまうものもある。行政の補助事業等では、申請書や実績報告書が、事業予算の適正な執行のための書類としてのみ捉えられ、数年で破棄されたり、文字通りのお蔵入りとなるものもある。</p> <p>記録は手間と費用のかかる作業であるが、歴史や文化を理解する有用な情報が地域や国に蓄積され、平時・有事に役立てられるよう、その保管や公開と共に、習慣化やシステム化の向上に努める必要があろう。近現代建築資料のアーカイブ化も大きな課題である。</p>

ベニス憲章（仏語）	2024仏語版和訳	ベニス憲章（英語）	2024英語版和訳
<p>Article 16.</p> <p>Les travaux de conservation, de restauration et de fouilles seront toujours accompagnés de la constitution d'une documentation précise sous forme de rapports analytiques et critiques illustrés de dessins et de photographies. Toutes les phases de travaux de dégagement, de consolidation, de recomposition et d'intégration, ainsi que les éléments techniques et formels identifiés au cours des travaux y seront consignés. Cette documentation sera déposée dans les archives d'un organisme public et mise à la disposition des chercheurs; sa publication est recommandée.</p>	<p>第16条 保存、修復、発掘の作業は常に、図面や写真を用いた分析的で批判的な報告書のかたちで、正確に記録されるべきである。除去、補強、再構築、全体整備の全段階及び作業過程で確認された技術や形式に関する要素が記録されなければならない。この記録は公的機関のアーカイブに保管され、研究者が利用できるものとし、また、出版することが推奨される。</p>	<p>Article 16.</p> <p>In all works of preservation, restoration or excavation, there should always be precise documentation in the form of analytical and critical reports, illustrated with drawings and photographs. Every stage of the work of clearing, consolidation, rearrangement and integration, as well as technical and formal features identified during the course of the work, should be included. This record should be placed in the archives of a public institution and made available to research workers. It is recommended that the report should be published.</p>	<p>第16条 保持、修復、発掘の全作業は常に、図や写真を用いた分析的で批判的な報告書のかたちで、正確に記録されるべきである。記録には、除去、補強、再構築、全体整備の全段階や、作業過程で確認された技術や形式に関する特徴を含める必要がある。この記録は、公的機関のアーカイブに保管され、研究者が利用できるようになるべきである。報告書は出版することが推奨される。</p>

2-8 Participants / Participants / 起草参加者

【ベニス憲章60年目の注目点】

■会議参加者について

第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議は、イタリアのベニスにおいて開催された。組織委員会会長を務めたピエーロ・ガッゾーラは第一回会議の開催にも尽力し、第二回の開催でも中核的な役割を果たした。第二回会議には専門家と61か国の参加者792名（同伴者170名を含む）が出席し、その大半は欧州圏である。

■憲章の起草と採択

ベニス憲章の起草に名を連ねる専門家の国籍も、国際機関代表者を除き、概ね全員が欧州圏である。これから外れる北アフリカのチュニジアは1881年から1956年までフランス領であった。南米のペルーとメキシコはスペインから独立した歴史を有する。

起草案執筆の大役を担ったのは、ルーヴアン・カトリック大学（ベルギー）のレイモン・ルメール教授である。ガッゾーラもルメールも建築修復や都市再生を手がけていた専門家で、1965年のICOMOS設立にあたり、ガッゾーラは初代会長に、ルメールは初代事務局長に就任している。Lemaire (1995)によれば、起草の依頼は会議開催の3日前であったという。Verpoest (2005)によれば、ルメールはこの時、23の文献を要約・分析しながらRapport général（統括報告書）を作成し、この作業を通じて、アテネ憲章を改訂する重要性を確信すると共に、草案に含めるべき内容の示唆を様々に得たという。

ベニス憲章は、1票の棄権を除き、満場一致で採択された。棄権票はアメリカによるものであった。

■ベニス憲章の支持と批判

ベニス憲章は、1970年代に入ると改正の必要が指摘されるようになった。その支持と批判の声を、Cevat (1977)は次のように大別している。

- ・地域憲章等により補完しながらベニス憲章をこのまま使い続ける
- ・現在の要求を満たさない条項を変更し、補足的な条項を導入する
- ・ベニス憲章に代わる新しい憲章を作る

改正の動きも幾度かあった。1975年にはICOMOS総会で改正が議論され、案も準備されたが、1978年の総会で否決された。1981年と1990年の総会でも改正が議論されたが、改正しないとの結論に至ったという。1990年の総会と合わせて開催された国際シンポジウム（於ローザンヌ、スイス）の報告には、「ベニス憲章は保護され、保存されるべき歴史的記念碑である。それは修復、更新、再建を必要としている。将来に向けて、学際的な地域的又は国家的視点を

示した注釈や解説を作成し、新しい世代や次の世紀のニーズにより良く応える解決策を見出すことが提案されている。憲章は狭く技術的な視点ではなく、哲学的で開かれた視点で捉えるべきである（訳：下間久美子）」と記録されている。

しかし、この議論が今も収束を見せていないことは、2024年のICOMOS総会と合わせて開催された学術シンポジウム「ベニス憲章の再検討：批判的な見地と今日的課題への挑戦」からも明らかである。

■ベニス憲章の普及

ベニス憲章30年の節目にまとめられたVenice Charter 1964-1994では、仏語、英語、日本語を含む28カ国語のベニス憲章が収録されている。当時のICOMOS国内委員会数は82であったが、このうちの42か国から自国で用いるベニス憲章訳の提供があった。掲載された28の翻訳は、英語、仏語、独語、スペイン語、アラビア語等の重複を省いたものである。

現在、ICOMOSのホームページに掲載されるのは36カ国語である。ベニス憲章の批判は普及による使用者の増加と表裏一体であるようにも思われる。

■ルメールによる批判

起草者であったルメールは、ベニス憲章採択30年の年に、この憲章の適切な理解と解釈に資するよう、ベニス憲章が生まれる背景や状況をLemaire (1995)にまとめている。ルメール自身は、ベニス憲章が「永遠性の響き」を帯びた教条的なものとして捉えられる状況に疑問を抱いていたようである。

ルメールは、ベニス憲章が扱う文化は西洋文化に限られ、1964年時点では歴史的な都市や地域の再生も初期段階で、この憲章は特定の文化やその進化の瞬間にに関する状態を表現しているに過ぎないとする。また、文化遺産の保護に教条主義は存在せず、文化が絶えず進化する中で、ベニス憲章も価値の概念や思想の進化に照らして常に批判的な分析と評価の対象にされるべきとする。

多数の国が参加し、文化の多様性が増す中で、コンセンサスが図り難いことを理由にベニス憲章が継承され続けている状態が健全であるのか、ルメールは問い合わせているようである。

■まとめ

文化遺産の社会的役割については多様な考え方がある。どの国・地域も、自らの価値観と概念に基づいて遺産を巡る諸問題を考え、その理念や方法等が地域憲章等にまとめられ、これが異文化間の交流の発展に繋がって大きな真理にたどり着くことを、ベニス憲章は促しているのかもしれない。

ベニス憲章（仏語）

Ont participé à la commission pour la rédaction de la charte internationale pour la conservation et la restauration des monuments :

- M. Piero Gazzola (Italie), président
- M. Raymond Lemaire (Belgique), rapporteur
- M. José Bassegoda-Nonell (Espagne)
- M. Luis Benavente (Portugal)
- M. Djurdje Boskovic (Yougoslavie)
- M. Hiroshi Daifuku (UNESCO)
- M. P.L. de Vrieze (Pays-Bas)
- M. Harald Langberg (Danemark)
- M. Mario Matteucci (Italie)
- M. Jean Merlet (France)
- M. Carlos Flores Marini (Mexique)
- M. Roberto Pane (Italie)
- M. S.C.J. Pavel (Tchécoslovaquie)
- M. Paul Philippot (ICCROM)
- M. Victor Pimentel (Pérou)
- M. Harold Plenderleith (ICCROM)
- M. Deoclecio Redig de Campos (Vatican)
- M. Jean Sonnier (France)
- M. François Sorlin (France)
- M. Eustathios Stikas (Grèce)
- Mme Gertrud Tripp (Autriche)
- M. Jan Zachwatowicz (Pologne)
- M. Mustafa S. Zbiss (Tunisie)

ベニス憲章（英語）

The following persons took part in the work of the Committee for drafting the International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments:

- Piero Gazzola (Italy), Chairman
- Raymond Lemaire (Belgium), Reporter
- José Bassegoda-Nonell (Spain)
- Luis Benavente (Portugal)
- Djurdje Boskovic (Yugoslavia)
- Hiroshi Daifuku (UNESCO)
- P.L. de Vrieze (Netherlands)
- Harald Langberg (Denmark)
- Mario Matteucci (Italy)
- Jean Merlet (France)
- Carlos Flores Marini (Mexico)
- Roberto Pane (Italy)
- S.C.J. Pavel (Czechoslovakia)
- Paul Philippot (ICCROM)
- Victor Pimentel (Peru)
- Harold Plenderleith (ICCROM)
- Deoclecio Redig de Campos (Vatican)
- Jean Sonnier (France)
- Francois Sorlin (France)
- Eustathios Stikas (Greece)
- Gertrud Tripp (Austria)
- Jan Zachwatowicz (Poland)
- Mustafa S. Zbiss (Tunisia)

2024 仏語版和訳／英語版和訳（人名及び国名については1994年訳をそのまま転記）

この「記念性のある建造物（モニュメント）及び場所の保存と修復のための国際憲章」の起草に参加した人々は以下の通りである。

- ピエーロ・ガッゾーラ氏（イタリア）議長
- レイモン・ルメール氏（ベルギー）書記長
- ホセ・バセゴーダ・ノ内ル氏（スペイン）
- ルイ・ペナヴェーネ氏（ポルトガル）
- ジュルジェ・ボスコヴィッチ氏（ユーゴースラヴィア）
- ヒロシ・ダイフク氏（UNESCO）
- P. L. デ・ブリゼ氏（オランダ）
- ハラル・ラングベルグ氏（デンマーク）
- マーリオ・マッテウチ氏（イタリア）
- ジャン・メルレ氏（フランス）
- カールロス・フローレス・マリニ氏（メキシコ）
- ロベルト・パネ氏（イタリア）
- S. C. J. パヴェル氏（チェコスロヴァキア）
- ポール・フィリポー氏（ICCROM）
- ヴィクトル・ピメントル氏（ペルー）
- ハロルド・ブレンダーリース氏（ICCROM）
- ディオクレチオ・レティック・カンボス氏（ヴァチカン）
- ジャン・ソニエ氏（フランス）
- フランソワ・ソルラン氏（フランス）
- エウスタティオス・スティカス氏（ギリシャ）
- ゲルトルート・トリップ女史（オーストリア）
- ヤン・ザクアトヴィッチ氏（ポーランド）
- ムスタファ・S・ズビス氏（チュニジア）

【主要参考文献】

The monument for the man Records of the II International Congress of Restoration, 1971, ICOMOS Cevat, Erder: "The Venice Charter under Review", *ICOMOS Scientific Journal* 4, 1977

Lemaire, Raymond: "À propos de la Charte de Venise", *ICOMOS Scientific Journal* 4, 1995

Tripp, Gertrude: "Opening Address", *Venice Charter 1964-2004-2044?*, 2005, ICOMOS

Petzet, Michael: "The Venice Charter - 40 Years Later", *Venice Charter 1964-2004-2044?*, 2005, ICOMOS

Verpoest, Luc: "Raymond M. Lemaire (1921-1997) and the Charter of Venice: In Defence of Architecture", *Venice Charter 1964-2004-2044?*, 2005, ICOMOS

Choay, Françoise: *Le Patrimoine en questions - Anthologie pour un combat*, 2009, Le Seuil

金井健「イコモス2024年次総会／学術シンポジウムでのベニス憲章をめぐる議論」2024, ICOMOS Japan Web Information 2024 冬号

3. 参考事例集

この事例集は、ベニス憲章の各条文に述べられた理念を、具体的なかたちで実現していると考えられる国内外の文化遺産につき、憲章WGのメンバーがそれぞれの視点で選定して纏めたものである。事例は、伝統建築・近現代建築・歴史的地区・史跡の四つに大きく分類し、各事例のタイトルの色分けもそれによっている。

今回のWGの活動においては、ベニス憲章の理念をより解りやすく社会に伝えるために、事例集というかたちで、具体的かつビジュアルな資料を作成することが重要と考え、この事例集が纏められた。紹介されている各事例は、今回の憲章WGの構成メンバーである日本イコモス会員諸氏^{*}からの提供による。それぞれの条文に対して、ごく限られた具体例を示すものであるが、これらの事例が、ベニス憲章の理念をより具体的に理解していただくための一助となれば幸いである。なお、各条文は前節に示した2024仏語版和訳を用いた。

* 各事例の提供者は解説文の末尾に次のイニシャルで示している。K: 金井健、N: 野尻孝明、S: 下間久美子、T: 田原幸夫、Y: 矢野和之、Z: 川津彩可

条文	伝統建築	近現代建築	歴史的地区	史跡
前文	僧院等の壁画や装飾	—	川越市川越	—
定義	第1条 歴史的な集落・町並み	控えめな建築作品	フランダースのベギナージュ	原爆ドーム／端島炭坑跡（軍艦島）
	第2条 平井家住宅（修理委員会）	旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設／旧富岡製糸場西置繭所	—	熊本城宇土櫓
	第3条 勝興寺大広間及び式台	立教大学本館	伝統的建造物群保存地区の特定建築物／ベルゲンのブリッゲン地区	—
保存	第4条 植物性屋根	東京駅丸の内駅舎（外壁アンカー）／シュレーダー邸	白川郷の環境維持活動	—
	第5条 旧出津救助院授産場	旧富岡製糸場西置繭所／港区郷土歴史館（港区ゆかしの杜）／南山大学／ブルース・ファン・ペルラー／グエル・パビリオン／ヴィラ・カヴロア	白川村荻町／南木曾町妻籠宿／竹富町竹富島（集落・町並み保存の黎明期）	—
	第6条 慈光院	旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設／豊平館／旧前田家本邸	集落・町並み保存の黎明期／東京駅周辺／時の鐘	—
	第7条 野外博物館／移築保存建築物	豊平館／移築保存建築物／野外博物館	ノルウェー民俗博物館	久保泉丸山遺跡
	第8条 唐招提寺金堂／二条城二の丸御殿	ヴィラ・カヴロア	—	エレクティオングル
修復	第9条 大照院／平井家住宅／聖ランペール教会堂	旧富岡製糸場西置繭所／旧志免鉱業所豊坑櫓／北海道庁旧庁舎	—	—
	第10条 名草神社本殿・拝殿／阿蘇神社楼門	旧志免鉱業所豊坑櫓／世界和平記念聖堂／美濃橋	—	—
	第11条 江藤家住宅／トレンティウス邸	旧富岡製糸場西置繭所／門司港駅（旧門司駅）本屋／近代建築における建具の保存	—	—
	第12条 木幡家住宅	旧富岡製糸場西置繭所／旧志免鉱業所豊坑櫓／北海道庁旧庁舎／東京駅丸の内駅舎（南北ドームコンコース）／東京大学本郷キャンパスの建築群／三池炭鉱旧万田坑施設	常磐橋（史跡常磐橋門跡内）	—
	第13条 慈光院／グラン・ベギナージュ	旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設／旧富岡製糸場西置繭所／世界和平記念聖堂／旧三河島污水处理場／大分市アートプラザ／国立国会図書館国際子ども図書館／大阪ガスビル	—	—
場所	第14条 三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区の特定建築物／鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区の特定建築物	集落・町並み保存の黎明期／ジョグジャカルタのマリオボロ通り	熊本城震災復興工事による特別見学通路	—
発掘	第15条 明導寺七重石塔	—	—	キトラ古墳／鴻臚館跡／デルフィ
公開	第16条 寛永寺旧本坊表門	近現代建築の保存事業における記録と情報公開	文化財保存国際協力の広報活動	観音山古墳

茶色は他の条文内に解説があるもの

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
----	----	----	----	----	----	----

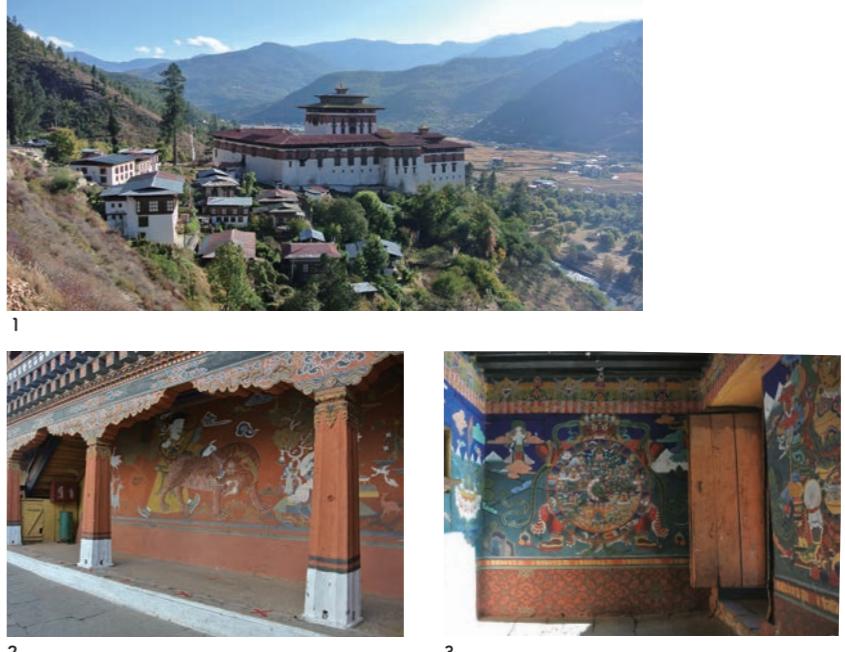
過去の精神的メッセージを担う人々の記念すべき業績は、幾世紀にもわたる伝統の生きた証として今も生活中に息づいている。人類は、人間の諸価値が共通していることを日々意識し、これらの価値を共有の遺産と捉え、未来の世代に向けて、連帶して保護していく責任を自覚している。人類は、これらをその本物としての十分な豊かさの中で、未来に伝えていかなければならないのである。

それゆえ、モニュメントの保存と修復の指針となるべき原則は、諸国共同で明確化され、国際的なレベルで策定されるとともに、その適用は、固有の文化や伝統の枠組みの中で、各国に委ねられることが不可欠である。

名 称	僧院等の壁画や装飾
場 所	ブータン
種 別	—

チベット仏教の影響を強く受けるブータンでは、僧院や城塞の壁画や装飾物等について、修理・修繕しながら継承するよりも、新しく作ったほうが功德が高まるとしてされる。2004年に日本で開催された国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護」では、有形遺産に適用されるオーセンティシティは、無形遺産を認識・保護するには適切ではないものの、両者は相互に依存しており、統合的アプローチが必要とされた。遺産の持つ多面的な価値に考慮する必要性から文化的景観という概念も生まれた。急速に変化する現代社会において、文化遺産の保護もそれに応じて変化している。モニュメントのみならず、保存や修復という行為自体を、私たちは次の世代にどのように伝えていくことができるのだろうか。

[文S、写真K]



1. ブータン・パロにあるリンプンゾン（1646）の全景
2. リンプンゾン 中庭に面した回廊に描かれた壁画
3. リンプンゾン 建物内部の廊下に描かれた壁画

名 称	川越市川越
場 所	埼玉県川越市
種 別	伝統的建造物群

「許可基準、修景基準が規定されている伝統的建造物群保存地区において、将来の文化財は生まれ得るだろうか」という問いは、答えを見出せないまま今も議論の途上にある。写真1は豪壮な店蔵を特徴とする川越市川越伝統的建造物群保存地区の町並みである。この並びに建つ写真2のコンクリート打ち放しの建物は、許可基準を満たしつつ、いかに創造性を発揮できるかに地域で挑んだかのような事例である。こうした例があってもよいとする意見と、こうした例が増えた時に歴史的風致を保ち得るかとする意見と、両方が聞かれる一方、住民による自主的なまちづくり協議団体である川越町並み委員会（1987年発足、2015年都市景観



1. 推進団体指定）が町づくり規範（1988年作成、2023年改正）に基づき事業者等と話し合って決まった形態であること多くの納得を得ている。都市環境全体の質の向上に歴史的モニュメントが確かに貢献を果たすことは、ベニス憲章が描いた目標の一つである。その質を決める要素に地域社会の理解と合意があるようだ。
[S]



前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
(第1条)						
歴史的なモニュメントの概念は、単独の建築物に加え、重要な発展または歴史的出来事を物語る都市域または集落域を含む。その範囲は、偉大な創作物だけでなく、時間と共に文化的意義を持つようになった控えめな作品にも及ぶ。						

名称	歴史的な集落・町並み
場所	一
種別	伝統的建造物群、登録有形文化財（建造物）

歴史的な集落・町並みは、人々の日常的な生活の場として成立、発展してきたものであり、主として産業社会が急激に興隆する中で、その文化的な重要性が見出されるようになったものである。文化財保護法が定める伝統的建造物群は、保護制度の進展に伴って文化財としての価値が発見されるようになった建築遺産の例であり、その中には、弘前市仲町伝統的建造物群保存地区（1978年選定）にある一般藩士用の居宅である旧弘前藩諸士住宅（18世紀前半、2016年重要文化財指定）のような単体で保護されるようになった控えめな作品も含まれる。また、文化財の価値評価の近現代への広がりと共に文化的な重要性が認められるようになったものとして、企業の社宅や団地があり、未だ伝統的建造物群として保護さ



1



2



3

1. 武家町の環境をよく残す弘前市仲町伝統的建造物群保存地区（出典：全国伝統的建造物群保存地区協議会ウェブサイト）
2. 重要文化財建造物として保護された弘前市仲町重要伝統的建造物群保存地区内の旧弘前藩諸士住宅
3. 旧住友鉱業別子鉱業所社宅地区の洋風住宅や和風住宅

名称	控えめな建築作品
場所	一
種別	登録有形文化財（建造物）

近年の登録有形文化財（建造物）では、景観や芸術性、希少性といった登録基準の一義的な価値判断によらず日常的に使用する身近な鉄道の駅舎や公園の遊具など、使用者の愛着に基づく価値評価を伴うものがコンスタントに見られるようになっている。市民社会の成熟と共に文化的な価値が見いだされるようになった建築遺産の例。

[K]



1



2



3

1. 熊本・くま川鉄道木上駅待合所及びプラットホーム（1953、2014登録）（出典：文化庁報道発表資料）
2. 函館公園こどものくに空中観覧車（1950-2019登録）（出典：文化庁報道発表資料）
3. 百間小学校すべり台（1926、2020登録）（出典：文化庁国指定文化財等データベース）

名称	フランダースのベギナージュ
場所	ベルギー
種別	フランダース地方登録モニュメント等／世界文化遺産

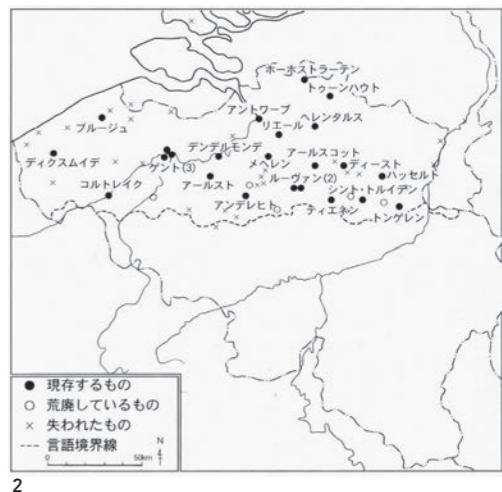
ベギナージュとは、北ヨーロッパの各地に中世に造られた女性だけの修道院的コミュニティのことである。中でもベルギーのフランダース地方に残る13件のベギナージュは「都市の中の小都市」として1998年、UNESCO世界遺産に登録された。現在は各都市の中で様々な用途に活用され、確実に生き続けている文化遺産である。偉大な芸術作品だけでなく、時間と共に文化的な重要性を獲得した、より控えめな過去の作品の事例。

[T]

1. フランダース地方のベギナージュパンフレット
2. フランダース地方のベギナージュ案内図
3. ブリュッセルのベギナージュ
4. ゲントのベギナージュ



1



2



3



4

名称	原爆ドーム 端島炭坑跡（軍艦島）
場所	1. 広島県広島市 2. 長崎県長崎市
種別	史跡／世界文化遺産

歴史的な出来事を見いだせる建築や都市としての価値が評価された文化財としては、日本では「史跡」の分類に多くの事例があり、UNESCO世界遺産にもなっている代表的なものとして、広島の原爆ドーム（1995年指定、1996年登録）や長崎の端島炭坑跡（2014年指定、2015年登録）があげられる。

[K]

1. 原爆ドームの全景（撮影：藤井恵介）
2. 端島炭坑跡の全景（撮影：藤井恵介）



1



2

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
(第2条)						
モニュメントの保存と修復は、記念碑的な遺産の研究と保護に役立つあらゆる科学と技術を用いる分野である。						

名称	平井家住宅（修理委員会）
場所	茨城県稻敷市
種別	重要文化財（建造物）

修理事業（修復）の実施にあたっては、修理委員会や修理専門委員会が設けられることが多い。修理委員会は自治体の担当者や町内会等といった地元関係者を中心構成し、保存や修理、利活用について助言すると同時に、補助金に関する契約や経理などについて事業主である文化財所有者を支援する。近年は、活用については別途に委員会を設けることも増えている。

また修理専門委員会は、郷土史、建築史、構造力学、保存科学など関係する各分野の学識経験者等で構成し、修理工事における専門的な事項について協議して工事を指導する。修理技術者は議論に参加し、この成果を修理計画に盛り込む。重要文化財であれば、立案された修理計画について、文化庁の指導を受け工事を進捗させる。

[N]



1. 地元自治体、町内会長や所有者などで構成された修理委員会の様子
2. 空洞化した梁の内部を樹脂補強し外形を保った状態で再度組み上げた
3. 内部が空洞化した梁の補修に当たり保存科学分野の専門家に指導を受ける
4. 建築構造の研究者による地盤常時微動の計測状況
5. 平井家住宅内部（撮影：小野吉彦）

名称	旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設
場所	長崎県佐世保市
種別	重要文化財（建造物）

旧佐世保無線電信所施設（1929）は、2022年から2025年にかけて巨大なRC無線塔等の効果的な保存方法を検討するための「調査工事」が行われている。100mを超える塔を高精度かつ効率的に調査・分析するために最先端のデジタル計測技術が導入されると共に、無線塔の基礎を確認するためのトレンチ調査等の大規模な工学的調査が行われている。また2013年に重要文化財指定を受けて一般公開のために必要な施設整備が進められているが、施設の配置やデザインでは無線施設としての敷地のあり様を大きく改変することがないように考慮されてい



1. 旧佐世保無線電信所施設無線塔の全景
2. 無線塔基礎のトレンチ調査 基礎と岩盤の接合状況や使用材料、当初の施工手順など構造解析に必要な情報が得られた
3. 管理施設は、基礎のみが残る門衛所のイメージを踏襲するかたちで新築・整備された（手前が管理施設、奥は重要文化財指定の油庫）

その他の関連する条文 ➤ 6, 13

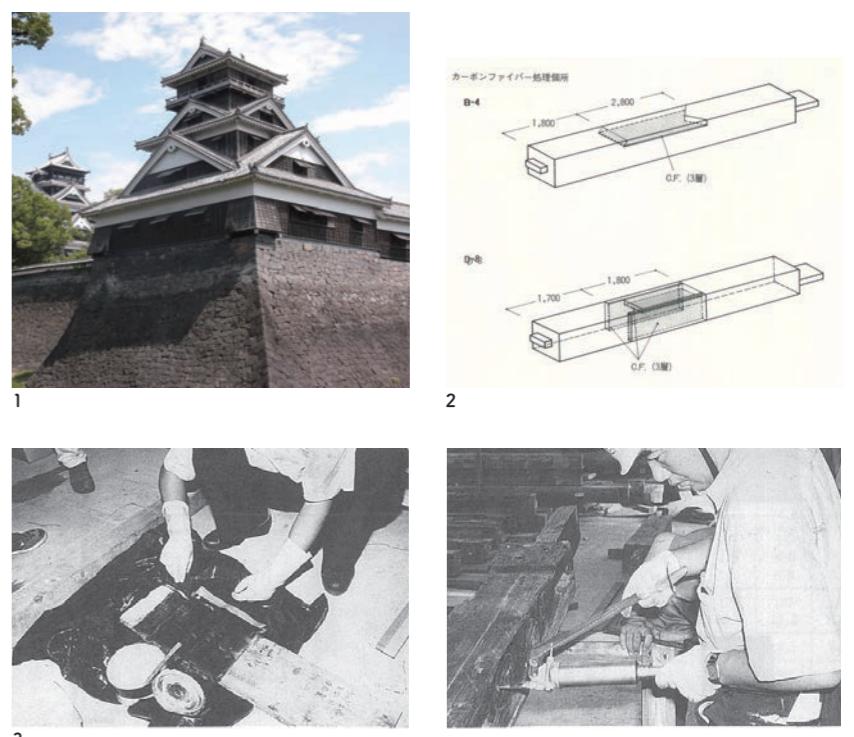
名称	旧富岡製糸場西置繭所
場所	群馬県富岡市
種別	国宝（建造物）／重要文化財（建造物）／史跡／世界文化遺産

UNESCO世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の中核を成す富岡製糸場は、53,700m²の敷地に建つ国宝3棟、重要文化財4棟他、多数の建造物で構成され、史跡指定も受けている。うち、1,486m²の規模を誇る西置繭所は1852年建築の木骨煉瓦造である。2008年には保存管理計画が、また、2012年には整備活用計画が策定され、これらに基づき2014年から2020年の足かけ6年に渡る保存修理工事が行われた。工事の実施にあたっては保存修理委員会を設置して建物の修理方針や構造補強の方法等を検討すると共に、整備活用計画実行委員会を設置した。

西置繭所の外観は、1872年建築時の状況をよく留めている（写真1）。一方で内部は使い方に合わせて改造されてきた。保存修理では、生産システムや労働の跡等、工場として使われてきた歴史ができるだけ消さない方針とし、最大の生産量に至った1970年代半ば頃の状況に



1. 全景（出典：『旧富岡製糸場西置繭所保存修理工事報告書』2020、文化財建造物保存技術協会／富岡市）



名称	熊本城宇土櫓
場所	熊本県熊本市
種別	重要文化財（建造物）／特別史跡

熊本城宇土櫓（16世紀末）は、三重五階の巨大な櫓でも、もともと天守建築である。1985年より4年かけて半解体修理が行われた。この修復工事では、様々な調査と修理の試みがなされている。中でも、当初部材の保存を強く進め、蟻害でそのままでは使えない部材を当時最先端の素材であった炭素繊維で補強して再利用をしており、文化財の補強に使用した初めてのケースであった。

また、過去修理で床下などに保存されていた部材を修理して再利用している他、新たに発生した非再用木材をできる限り保存した。

1. 全景
- 2及び3. 炭素繊維の試験施工・樹脂圧入（出典：『重要文化財熊本城宇土櫓保存修理工事報告書』1990、文化財保存計画協会／熊本市）

名称	旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設
場所	長崎県佐世保市
種別	重要文化財（建造物）

旧佐世保無線電信所施設（1929）は、2022年から2025年にかけて巨大なRC無線塔等の効果的な保存方法を検討するための「調査工事」が行われている。100mを超える塔を高精度かつ効率的に調査・分析するために最先端のデジタル計測技術が導入されると共に、無線塔の基礎を確認するためのトレンチ調査等の大規模な工学的調査が行われている。また2013年に重要文化財指定を受けて一般公開のために必要な施設整備が進められているが、施設の配置やデザインでは無線施設としての敷地のあり様を大きく改変することがないように考慮されてい

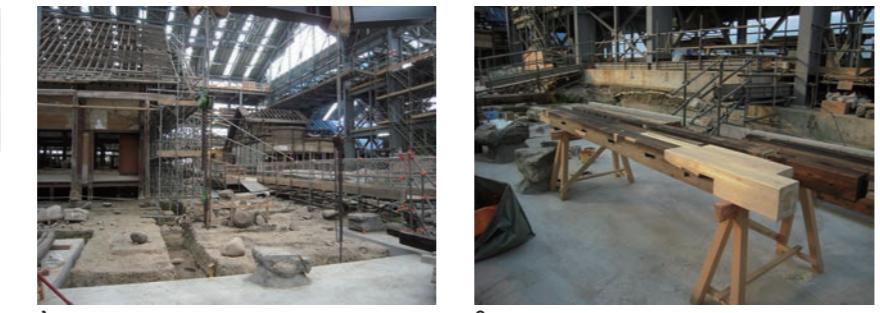


1. 旧佐世保無線電信所施設無線塔の全景
2. 無線塔基礎のトレンチ調査 基礎と岩盤の接合状況や使用材料、当初の施工手順など構造解析に必要な情報が得られた
3. 管理施設は、基礎のみが残る門衛所のイメージを踏襲するかたちで新築・整備された（手前が管理施設、奥は重要文化財指定の油庫）

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
(第3条)						
モニュメントの保存と修復は、芸術作品と同様に、歴史の証拠を保護することを目的とする。						

名称	勝興寺大広間及び式台
場所	富山県高岡市
種別	重要文化財（建造物）

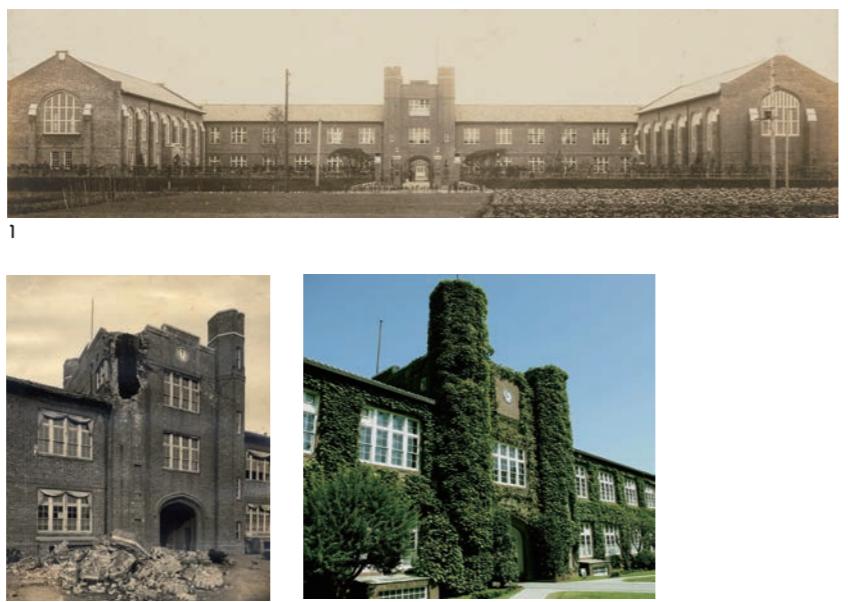
重要文化財（建造物）の修理工事（保存修理）は、現存部材の最大限の保存を前提とした維持修理を原則として行われ、同時に工事の時にしかなしえない部材等の調査や発掘調査も行われる。写真は重要文化財（建造物）の大半を占める、伝統木造建築である富山・勝興寺大広間及び式台での半解体による保存修理の例。



1. 修復中の工事現場の様子、建物の修復にあわせて基礎部分の発掘調査も行われる
2. 部材は一つ一つ調査し、傷んだ部分のみを修繕する

名称	立教大学本館
場所	東京都豊島区
種別	東京都選定歴史的建造物

この建物は立教大学池袋キャンパスの中心となる歴史的建造物である。竣工は1918年だが5年後の関東大震災で中央の塔が崩落し、その部分の階数を減じて復興され、この復興後の姿が現在まで卒業生をはじめとする人々の本館のイメージとなっている。2011年に行われた耐震補強工事においては、創建時の姿に復原することも検討されたが、大震災の記憶を継承しつつ、関係者が愛着を持つ現在の姿を守ることが基本方針として選択された。歴史的な建造物を保存し、修復することの目的は、それらを芸術作品としてだけでなく、歴史的な証拠としても保護することにあるからである。 [T]



1. 本館竣工時の建物全景（提供：立教学院史資料センター）
2. 震災後の本館・広場側の状況（提供：立教学院史資料センター）
3. 現在の本館・広場側の外観

名 称	伝統的建造物群保存地区の特定建築物
場 所	—
種 別	伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区の特定建築物の修復は、外観及び主要構造部の保存を原則として行われ、工事にあたっては既存部材に残る改修等の痕跡の調査や主要構造の特性を失わないように配慮した耐震対策が行われる。景観を整える観点から外観は痕跡に基づいて復原される場合が多い。 [K]

1. 福岡・朝倉市秋月、修復中の特定建築物（土蔵）
2. 福岡・朝倉市秋月、土壁は伝統構法で更新されるが、軸部は極力維持される
3. 福岡・朝倉市秋月、接木で腐朽箇所のみが取り換えられた軸部（棟木）
4. 兵庫・豊岡市出石、文化財保護行政の担当者による特定建築物の修復工事の中間検査
5. 兵庫・豊岡市出石、主要構造部の胴差しと柱の接続部に取り付けられた制振ダンパー（赤色の金物）



名 称	ペルゲンのブリッゲン地区
場 所	ノルウェー
種 別	文化遺産法及び計画建築法保護区域／世界文化遺産

ノルウェー最初のUNESCO世界遺産であり、歴史的地区として保存されると共に同国の主要な観光資源にもなっているペルゲンのブリッゲン地区は、歴史的建築物がレストランや商店に転用されることが多い。歴史的建築物が改修される場合は、主要構造を現状で保存することが原則とされると共に、あわせて建築学・考古学的な調査が行われており、日本の伝統的建造物群保存地区との共通点が見いだせる。 [K]



前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
(第4条)						
モニュメントの保存においては、何よりもまず、日常的な維持管理が不可欠である。						

名 称	植物性屋根
場 所	一
種 別	重要文化財（建造物）、伝統的建造物群



檜皮葺や茅葺の植物性屋根は、定期的に葺き替えることで健全な状態に維持することができる。重要文化財（建造物）の修復工事では屋根葺替等の維持修理が大きな割合を占めると共に、恒常的な資材確保に向けた取り組みも行われている。また、茅葺屋根が連なる景観が特徴的な伝統的建造物保存地区の福島県下郷町大内宿では、定期的な葺き替えを確実に行うため、廃校になった学校を茅保管所兼練習場に転用し、地域の生活の一部としての屋根葺替を存続していくための努力が続けられている。 [K]

- 島根・重要文化財玉若洲命神社本殿、茅葺屋根葺替工事中の素屋根内の様子
- 島根・重要文化財玉若洲命神社本殿、葺替は修理工事者の確認を受けながら進められる
- 福島・下郷町大内宿、茅葺屋根が連なる集落の景観
- 福島・下郷町大内宿、旧小学校校舎内の茅葺作業の練習場
- 福島・下郷町大内宿、旧小学校校舎内に集められている葺替用の茅

名 称	白川郷の環境維持管理活動
場 所	岐阜県白川村
種 別	伝統的建造物群／世界文化遺産

「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」は1971年の会設立から今日まで、集落の自然と文化が一体となった環境の維持活動を住民主体で続けてきている。そして1995年にUNESCO世界遺産に登録後には、想定を超える観光客の来訪による交通渋滞と駐車場の増加等による環境破壊により集落は危機にさらされたが、「守る会」を中心とする住民の粘り強い環境保存活動をベースとした官民協働による努力によって、地区内から観光車両を排除する交通システムを完成させ、環境を蘇らせた。

白川郷は日本の世界遺産の中でも観光による影響を最も深刻に受けてきた遺産の一つである。それだけに「守る会」による環境の維持管理活動の歴史は、文化遺産の環境保全における貴重な実績として、ますます重要性を帯びてくることであろう。2021年度日本イコモス賞受賞。

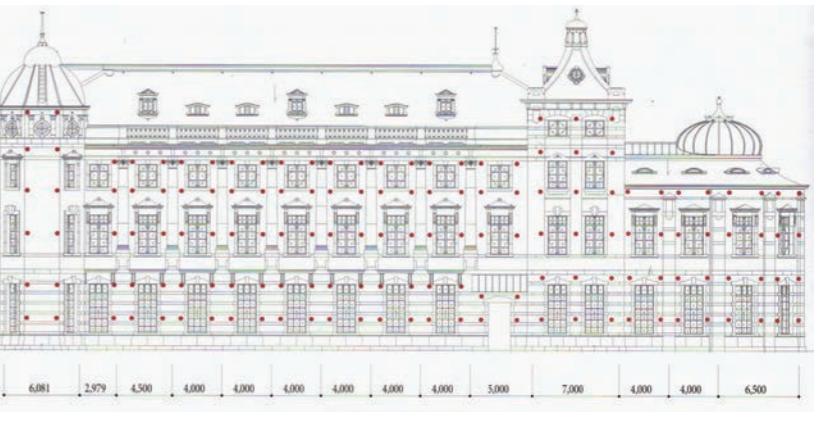
[T]



名 称	東京駅丸の内駅舎 (外壁アンカー)
場 所	東京都千代田区
種 別	重要文化財（建造物）

歴史的な建造物の保存においては、常に維持管理がなされることを不可欠とするが、東京駅丸の内駅舎は重要文化財であるため、将来外壁のメンテナンスのために足場を架ける場合、足場繋ぎのためのアンカーを外壁に打ち込むことは避ける必要があった。そのため保存復原工事の中で、メンテナンス用のアンカーを設置しておくこととした。アンカーはステンレス製、外形 20mm、長さ 200mm、化粧キャップ付きで、キャップ表面は煉瓦や石の面に馴染む色のフッ素樹脂焼付塗装仕上げとしている。 [T]

- 南ウイング外壁足場繋ぎアンカー位置図（赤丸印部分）
- 南ウイング外観
- アンカー詳細



（出典：東京駅丸の内駅舎保存復原工事報告書）



名 称	シュレーダー邸
場 所	オランダ
種 別	国指定モニュメント／世界文化遺産

オランダ・ユトレヒトにある、「デ・スタイル」を代表する建築家G.T.リートフェルト設計のシュレーダー邸（1924）は、凍結的な保存建物（博物館展示品の扱い）であるが、遺産価値の観点から建築設備が機能的に動作することが維持管理の前提となっており、公開においても動態的な解説が行われている。文化財としての維持管理の一環として、建具や設備といった建築装置が健全に機能するために必要な部材の更新（場合によっては改良）が行われている一例。 [K]

- 保存建物として一般公開されている現在のシュレーダー邸（左手のアパート1階がビジターセンターとなっている）
- 建物の機能的な特徴を説明する建物ガイドの様子（全面開放できる窓の機構の実演）
- 建物の機能的な特徴を説明する建物ガイドの様子（個室をつくる全面可動壁の実演）



前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
(第5条)						

モニュメントの保存は、社会に役立つ機能をもって利用されることで、常に促進される。それゆえ、このような利用は望ましいのではあるが、それが建物をかたちづくる秩序や設えを変質させてはならない。使い方や慣習が変わる中で必要とされる整備は、これらの制限の中で検討され、許可されなければならない。

名 称	旧出津救助院授産場
場 所	長崎県長崎市
種 別	重要文化財（建造物）／世界文化遺産

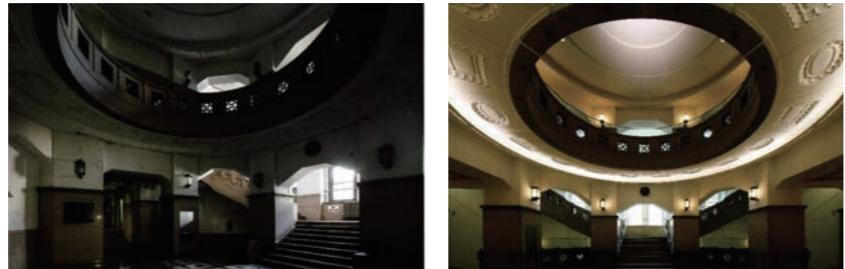
重要文化財（建造物）の耐震補強は、文化財の価値として評価された意匠的な特徴や構造的な仕組みに対する影響ができるだけ少なくすることを原則として計画される。多くの場合、見えない部分（天井裏や壁内など）に設置され、可逆性のある付加的な方法が採用されるが、補強が見える場合でも既存の構造体や空間とのバランスが考慮される。写真は長崎・旧出津救助院授産場の例。 [K]



1. 全景（出典：文化庁国指定文化財等データベース）
2. 一階内部、片面に大きな開口が設けられる構造的な弱点を克服するため鉄骨の構造補強が意匠的な影響に配慮するかたちで加えられている
3. 鉄骨補強の細部、木造を主とする構造システムは維持されている

名 称	港区郷土歴史館（港区ゆかしの杜）
場 所	東京都港区
種 別	区指定有形文化財（建造物）

保存再生工事における活用デザイン。中央の階段ホールは既存の階段廻りを保存したまま照明と手摺を付加している。また廊下の天井は当初の格子のデザインを残しつつ下部に間接照明を付加。いずれも可逆性にも配慮したデザインである。歴史的な建造物の活用は望ましいことであるが、建物のレイアウトや装飾の大規模な変更は避けなければならないという憲章に理念に基づき、現代に求められる機能を付加的にデザインした例である。 [T]



1. 玄関ホールの改修前後の状況
 2. 廊下の改修前の状況
 3. 廊下の改修後の状況
- （出典：港区指定文化財旧公衆衛生院保存修理工事報告書）

名 称	南山大学
場 所	愛知県名古屋市
種 別	DOCOMOMO JAPAN 選定

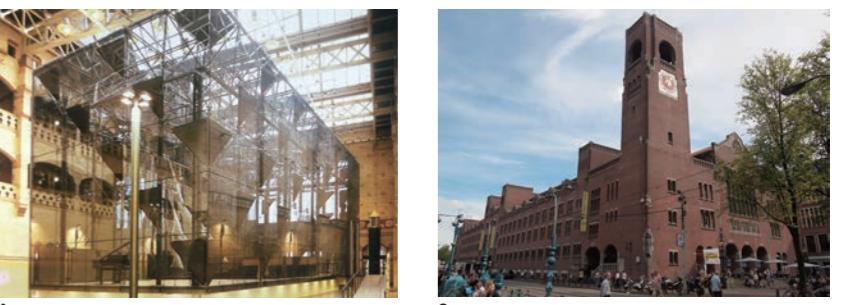
南山大学のリノベーションプロジェクトによる耐震補強のデザイン。渡り廊下の取り付き部分の耐震性向上のために、建物側のサッシ1枚をRCの耐震壁に変更。大学関係者も工事前後の変化に全く気付かないミニマム・インターベンションのデザイン。歴史的な建造物の活用は望ましいことであるが、建物のレイアウト



1. 改修後のキャンパス中心部
 2. 渡り廊下の改修前の状況
 3. 渡り廊下の改修後の状況
- （出典：Raymond Renovation Project, 2020, Nanzan Univ.）

名 称	ブルース・ファン・ベルラーへ
場 所	オランダ
種 別	国指定モニュメント

H.P. ベルラーへ設計の旧証券取引所の大ホールにガラスの箱を導入し、小音楽ホールとして活用している事例。透明なガラスの箱は、大ホールのレイアウトや装飾に一切手を加えていないため、オリジナルの空間の価値を損なうことがない。歴史的な空間を音楽ホールとして活用するにあたり、音響的処理のため容易に内装に手を加えるのではなく、旧建物のオーセンティシティを守りつつ、現代的用途に見事に対応している。また将来この建物の用途が変わった場合には、このガラスの箱を撤去することで、オリジ



1
ナルのベルラーへの空間に戻ることができる。活用設計は P. ザーネン。
[T]

1. 挿入されたガラスの音楽ホール
 2. 建物の外観
 3. ガラスの音楽ホール内部
- （出典：Architectuur in Nederland Jaarboek 1990-1991）



1
ローリング仕上げを施しただけで、ガウディ設計の厩舎を現代の研究所として蘇らせた。
[T]

1. 門と建物
2. 馬小屋時代の古写真
(提供：J. Basegoda-Nonell)
3. 現在の研究所の研究室



1
ローリング仕上げを施しただけで、ガウディ設計の厩舎を現代の研究所として蘇らせた。
[T]

1. 建物の外観
2. 馬小屋時代の古写真
(提供：J. Basegoda-Nonell)
3. 現在の研究所の研究室



2
ナルのベルラーへの空間に戻ることができる。活用設計は P. ザーネン。
[T]



1
ローリング仕上げを施しただけで、ガウディ設計の厩舎を現代の研究所として蘇らせた。
[T]



1
建物の外観

名 称	白川村荻町、南木曽町妻籠宿、竹富町竹富島
場 所	岐阜県白川村、長野県南木曽村、沖縄県竹富村
種 別	伝統的建造物群

日本の集落・町並み保存の黎明期には、岐阜県白川村の「荻町集落の自然環境を守る住民憲章」(1971) や長野県南木曽町の「妻籠宿を守る住民憲章」(1971)、沖縄県竹富町の「竹富島憲章」(1986)など、地域住民の合意により、伝統的な環境を維持しながら居住地として継続的に存続していくために、無秩序な改造や開発の制限を定めた独自の憲章を制定して集落・町並みの保存を始めたところがあり、1975年に伝統的建造物群保存地区制度が創設されるきっかけにもなっている。 [K]



1
日本の集落・町並み保存の黎明期には、岐阜県白川村の「荻町集落の自然環境を守る住民憲章」(1971) や長野県南木曽町の「妻籠宿を守る住民憲章」(1971)、沖縄県竹富町の「竹富島憲章」(1986)など、地域住民の合意により、伝統的な環境を維持しながら居住地として継続的に存続していくために、無秩序な改造や開発の制限を定めた独自の憲章を制定して集落・町並みの保存を始めたところがあり、1975年に伝統的建造物群保存地区制度が創設されるきっかけにもなっている。 [K]



1
日本の集落・町並み保存の黎明期には、岐阜県白川村の「荻町集落の自然環境を守る住民憲章」(1971) や長野県南木曽町の「妻籠宿を守る住民憲章」(1971)、沖縄県竹富町の「竹富島憲章」(1986)など、地域住民の合意により、伝統的な環境を維持しながら居住地として継続的に存続していくために、無秩序な改造や開発の制限を定めた独自の憲章を制定して集落・町並みの保存を始めたところがあり、1975年に伝統的建造物群保存地区制度が創設されるきっかけにもなっている。 [K]

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
----	----	----	----	----	----	----

(第6条)

モニュメントの保存は、その規模に応じた枠組みを保存することを含む。伝統的な枠組みが維持されている場合には、それを保存し、ボリュームや色彩の関係を変えてしまうような新築、取り壊し、整備はいずれも行ってはならない。

名称	慈光院
場所	奈良県大和郡山市
種別	重要文化財（建造物）

可燃性の材料から成る伝統建築の保存では防火対策が重要であり、重要文化財（建造物）では文化財保護法施行当初（1950）より、防火施設の整備が国庫補助事業として行われている（文化財保護法立案の契機は法隆寺金堂の火災である）。防災施設の整備は大規模な機器や建物の新設を伴うが、その設置場所や設備・建物の規模、形状、色彩は配慮される。写真は大和郡山市にある重要文化財（建造物）の慈光院の例。

[K]

1. 真壁木造茅葺の慈光院書院
2. 建物の配置や外観に調和するように設置された消防ポンプの格納室
3. 庭園の構成を阻害しないように低く設置された放水銃

他の関連する条文 ➤ 13



名称	豊平館
場所	北海道札幌市
種別	重要文化財（建造物）

札幌市にある重要文化財（建造物）の豊平館（1880）は、1950年代の都市開発の中で取り壊されることになったが、市民による保存運動の結果、札幌市により文化財として市内の公園に移築保存された。2012年から2016年にかけて行われた保存活用を目的とした修復工事では、保存建物の規模や状態に極力変化を加えないため、活用にかかる一切の設備・機能は背面の新棟に集約され、ガラス張の渡り廊下で接続するかたちがとられた。

[K]

1. 修復工事後の全景
2. 背面の新棟入口と来訪者用のスロープ
3. 新棟と豊平館の接続部分（当初の渡り廊下接続部分をそのまま利用）

他の関連する条文 ➤ 7



名称	旧前田家本邸
場所	東京都目黒区
種別	重要文化財（建造物）

目黒区にある重要文化財（建造物）の旧前田家本邸（1929）は、戦後は近代文学博物館として利用されてきたが、重要文化財指定に伴い2016年から2018年にかけて行われた修復工事では公開活用を主とした保存建物とする方針で工事が行われた。同様の修復工事では別棟で新築されることが多い来訪者用便所は、屋敷地の構成を保存することを考慮し、車庫を再利用して設置された。

[K]



名称	東京駅周辺
場所	東京都千代田区
種別	特例容積率適用地区

東京駅丸の内駅舎（重要文化財）とその周辺には、近現代建築の保存を考える様々なテーマが見られる。例えば、「東京駅の保存にあたっては余剰容積を周辺の6つのビルに移転した」という説明に、ある学生が質問をした。「本来ならば国が周辺の容積を買いとて、東京駅と調和のとれた高さで周辺環境を創るべきではないのか？」私たちはベニス憲章第6条のボリュームやマッスルを、今後どのように解釈し、実践することができるのだろうか。

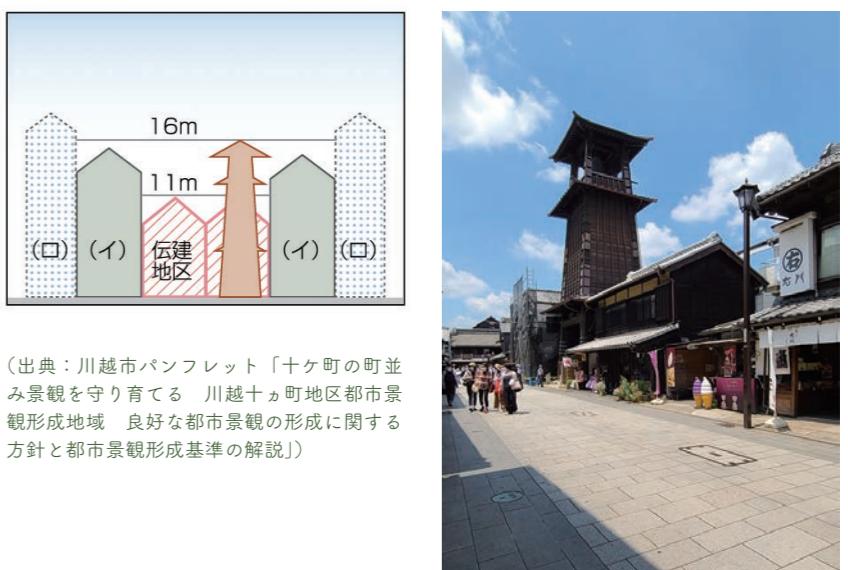
[S]



名称	時の鐘
場所	埼玉県川越市
種別	伝統的建造物群

江戸時代初期から時を告げてきた「時の鐘」は、城下町に由来する川越の町のシンボルである。現在の建物は、1893年の大火の翌年に再建された。この塔が建つ川越市川越伝統的建造物群保存地区では、建物の高さは11m以下とされている。また、この周囲の川越十ヶ町地区都市景観形成地域では、時の鐘の高さを超えない16m以下とされている。背景に青空だけが広がる時の鐘の景観は、このような地域の努力により守られている。

[S]



前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
(第7条)						
モニュメントは、それが証言する歴史や、それが所在する環境から切り離すことのできないものである。そのため、モニュメントの全部または一部の移築は、それが当該モニュメントの保護のために不可欠とされるか、大きな国家的、国際的関心により正当とされる場合のみ、許される。						

名 称	野外博物館
場 所	一
種 別	重要文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）、地方指定文化財等



愛知県犬山市の博物館明治村（1965年開園）は、戦後の高度経済成長のもとで多くの近代建築が急速に消滅していくことを危惧した谷口吉郎（建築家）と土川元夫（名古屋鉄道会長）の発意により、それらの移築による収集と保存及び一般公開による価値の啓蒙を目的に創設されたものである。現在、園内には60棟を超える建造物が全国から移築保存され、そのうち11棟が重要文化財（建造物）、その他もほとんどが登録有形文化財あるいは地方指定文化財となっている。同様の趣旨で創設された野外博物館としては江戸東京たてもの園（小金井市、1954年開園）や日本民家集落博物館（豊中市、1956年開園）、川崎市立日本民家園（1967年開園）などがある。 [K]

名 称	移築保存建築物
場 所	茨城県取手市（元東京都港区）、佐賀県佐賀市（元東京都渋谷区）
種 別	登録有形文化財（建造物）

日本では、移築による建物の売買や再利用が伝統的に行われてきたこともあり、指定文化財でも戦後の高度経済成長期前後まで保存を目的とした移築はよく行われていた。その多くは移築による再利用が繰り返されてきた茶室や武家屋敷門、あるいは野外博物館や公園等に移築保存された民家などだが、現在も歴史的建造物が自主的に移築保存されるケースは散見され、移築後に文化財として指定・登録されるものもある。 [K]



- 前田建設工業が同社 ICI センター（茨城取手）に移築保存した渡辺甚吉邸（東京白金 1934、2022 移築、2023 登録）左：移築前 右：移築後
(出典：前田建設工業ウェブサイト)
- 佐賀県が県立博物館に移築保存した岡田三郎助アトリエ（東京恵比寿 1908、2018 移築、2022 登録）左：移築前 右：移築後
(出典：佐賀県立博物館ウェブサイト)

名 称	ノルウェー民俗博物館
場 所	ノルウェー
種 別	一

ノルウェー・オスロにあるノルウェー民俗博物館（1898年開館）には現在、150棟を超える伝統的建造物がノルウェー全土から移築により収集、保存、公開されているが、中には1814年遷都以降の急速な発展により建て替えを余儀なくされたオスロ市内の建築物を集め、遷都前の17世紀頃のオスロ（クリスティーナ）の町並みが再現されたエリアもある。 [K]

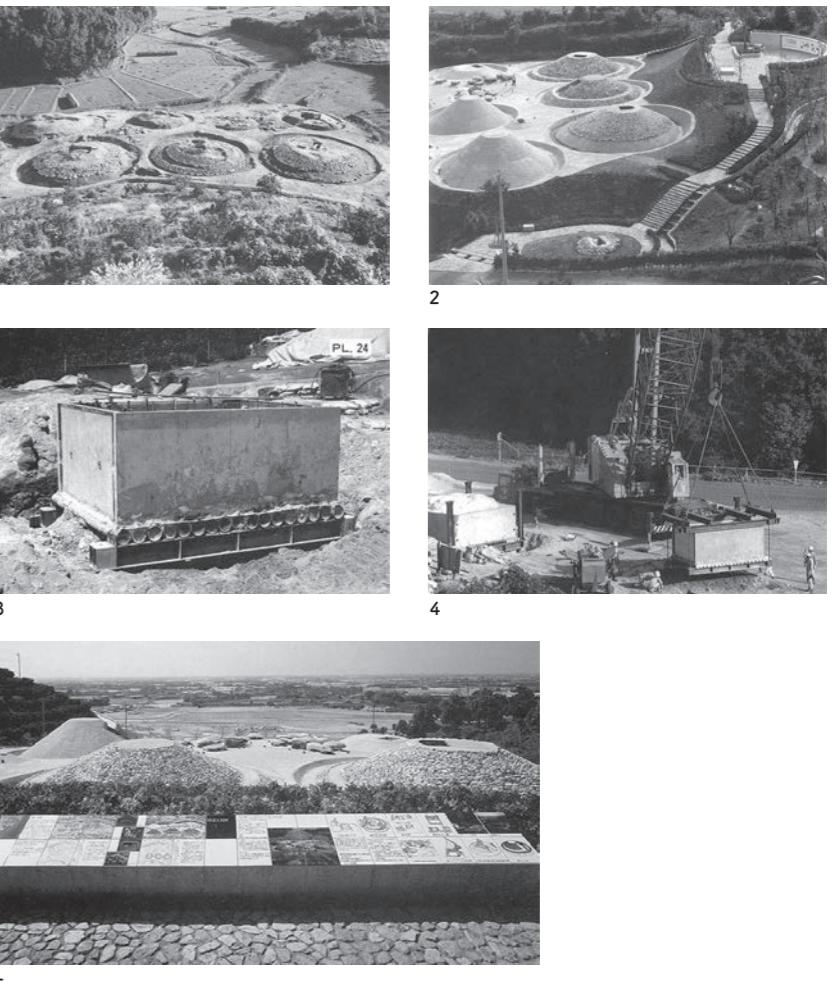
- 再現された17世紀オスロ（クリスティーナ）市街の町並み（中心部）（出典：Google Map ストリートビュー）
- 再現された17世紀オスロ（クリスティーナ）市街の町並み（近郊部）
- 旧市街を再現したエリアの説明版



名 称	久保泉丸山遺跡
場 所	佐賀県佐賀市
種 別	一

久保泉丸山遺跡は佐賀県にあり、九州横断自動車道建設に伴い1977年に発見された。縄文晩期の支石墓、弥生時代の石棺墓、古墳時代の横穴式石室を持つ古墳などの複合した遺跡であった。発見後、保存運動が起こり、高速道路のルート変更なども模索されたが、最終的には記録の一形態として移設されることになった。このため、遺構自体の保存技術、移設技術の研究開発を行ったが、単に遺構自体の移設だけでなく、遺構の載る地形や環境の再現や、野外ガイダンス施設を設けるなど見学者が学べる遺跡博物館としての整備が1986年に完成した。 [Y]

- 工事前
- 竣工
- 古墳の切取完了
- 古墳の吊上げ
- 竣工



（出典：『佐賀県文化財調査報告書 84 久保泉丸山遺跡』1986、佐賀県）

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
----	----	----	----	----	----	----

(第8条)

モニュメントと一体を成す彫刻や絵画、装飾の諸要素は、それらを保存する唯一の手段である場合のみ、取り外すことができる。

名称	唐招提寺金堂
場所	奈良県奈良市
種別	国宝（建造物）／世界文化遺産

奈良市にある国宝の唐招提寺金堂（8世紀後半）は、2000年から2009年にかけて行われた修理工事（全解体による保存修理）で、創建当初のものと見られる大棟西端の鷲尾と、14世紀の修理で取り替えられた同東端の鷲尾が、その状態から再使用が困難と判断されたこと、またその歴史的資料としての価値の高さから、環境の整った場所に移設して保存することとなった。なお、両鷲尾は、修理工事完了後に建築部材として、国宝の附指定とされている。 [K]

1. 全景
 2. 大棟西側の鷲尾（奈良時代）
 3. 大棟東端の鷲尾（鎌倉時代）
- （出典：文化庁国宝附指定報道発表資料）



1



2



3

名称	二条城二之丸御殿障壁画
場所	京都府京都市
種別	重要文化財（美術工芸品）／世界文化遺産

京都市にある二条城二の丸御殿は遠侍及び車寄、式台、大広間、蘇鉄之間、黒書院、白書院の6棟が国宝（建造物）に指定されているが、各棟内部の障壁画は幕府御用絵師であった狩野派一門によるものと考えられ、桃山時代絵画の優品として、重要文化財（美術工芸品）に指定されている。現在、重要文化財指定の障壁画は、その保存の万全を期すため取り外され、二条城障壁画展示収蔵館に保管されている。このように美術的価値の高い建築物の一部を成す絵画や装飾品が美術工芸品として文化財指定され、保存環境の整った収蔵施設に移設、保管されている場合は少なくない。 [K]

1. 二条城二の丸御殿遠侍及び車寄の全景
 2. 二条城二の丸御殿大広間の障壁画
 3. 二条城二の丸御殿黒書院の障壁画
- （出典：京都市世界遺産元離宮二条城ウェブサイト）



1



2



3

名称	ヴィラ・カヴロア
場所	フランス
種別	国指定歴史的モニュメント

フランス・リール近郊にあるヴィラ・カヴロア（1932）は、原所有者の死後、放置されて廃墟化していたところ、地元有志の保存運動により国の歴史的モニュメントとなり、2012年から2015年にかけて住宅として機能する状態へ回復するかたちでの保存修理が行われた。維持管理の観点から当初の設備や内装仕上げなどは取り替えられることになったが、主要な設備や仕様を示す部分は取り外されて保存され、地下に設けられた展示空間に保管公開されている。 [K]

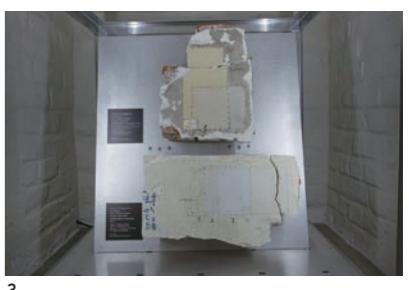
その他の関連する条文 ➔ 5



1



2

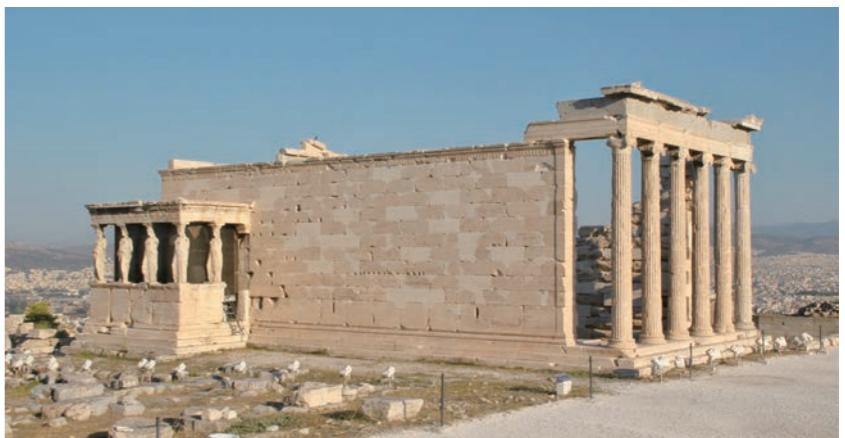


3

名称	エレクティオン神殿
場所	ギリシャ
種別	国有古代文化遺産（アクロポリス）／世界文化遺産

アテネのアクロポリスにおいて紀元前5世紀にパルテノン神殿の北側に面して建造されたイオニア式の神殿で、6体のカリュアティデス（女性像の柱）が目を惹く。近年、大気汚染による酸性雨等の影響より大理石の劣化が深刻化しており、国内における他の主要な遺跡でも、通常、建物の精巧な装飾部材や彫刻は博物館に保護されている。実際のエレクティオン神殿において、パルテノン神殿を見つめ杯をたずさえ立ち並ぶ6体のカリュアティデスはレプリカであり、遺跡近くの新アクロポリス博物館に5体が収蔵されている。もう1体は、パルテノン神殿のフリーズなど一連の大理石彫刻群と共に、19世紀に国外へ持ち出されており、現在は「エルギン・マーブル」としてロンドンの大英博物館に収蔵されている。 [Z]

1. イオニア式の列柱のある東側と北側を正面とし、南側にはカリュアティデスが佇む。外壁面では一部新材を用いながら新旧一体化した修復がなされた
2. モールディングの施された石造格天井の様子。経年により変色しているが黒褐色の部分は彩色の名残
3. レプリカのカリュアティデスではあるが、設置されて長い歳月を経た今の中では、このレプリカがある種の真正さを放つ
4. 複雑な平面形式の内陣であるが、神殿東側から望んだ西側の内壁面の様子



1



2



3



4

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
----	----	----	----	----	----	----

(第11条)

モニュメントをつくり上げてきた全ての時代の価値ある貢献が尊重されなければならない、様式の統一は修復の過程で目指されることではない。建物に複数の状態が重層している場合、下層の状態をあらわすことは例外的な状況に限られ、それが正当化されるのは、取り除くものがあまり重要でなく、あらわされる部分が高い歴史的、考古学的または美的価値の証拠となるものであって、その保存状態が十分であると判断される場合に限られる。問われている要素の価値に関する判断と、除去すべきものに関する決定を、計画者だけに任せることはできない。

名 称	江藤家住宅
場 所	熊本県大津町
種 別	重要文化財（建造物）

江藤家住宅は、熊本県大津町に所在し、主屋、長屋門、中の蔵、馬屋、裏門、附小屋から成る建物群で、屋敷全体が土地指定されている。2016年4月の熊本地震で甚大な被害を受け、急遽復旧工事が着手された。半解体修理と耐震補強工事は2023年に完成した。災害復旧事業であったこともあり、大幅な現状変更（復原）をしない修理方針であった。主屋は江戸時代から近代にかけて増築を重ねており、一つの時代に限らず各時代の価値を伝えていくことを重視していると共に、これからも住み続けるための設備を備えた。

[Y]



1. 江藤家住宅主屋外観（正面）
 2. 江藤家住宅主屋内部（座敷・次の間）
 3. 江藤家住宅小屋内部（展示設備）

名 称	トレンティウス邸
場 所	ベルギー
種 別	ワロン地方指定不動産遺産

この建物はリエージュの司教の館として1565年に造られたものであった。その後建物はかなり荒廃していったが、1969年には文化財として保護され、建築家C.ヴァンデノーヴにより、彼の住居兼アトリエとして保存再生された。右下の部分は、18世紀に改変されたその建物の中庭からの出入り口である。建築家は改変された部分も大切な建物の歴史の痕跡として残したのである。各時代の価値ある貢献が尊重された事例。

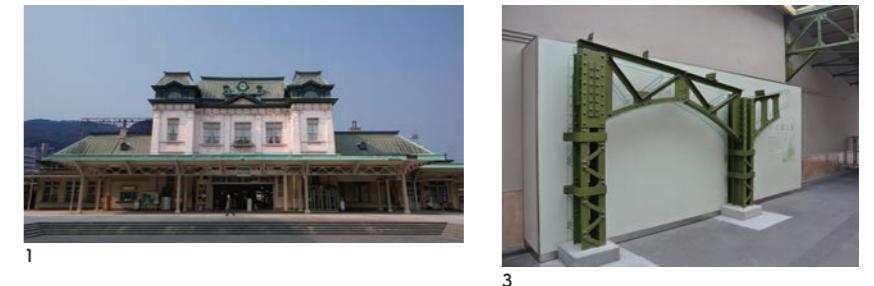
[T]



1. 通りに面した建物ファサード（出典：Hôtel Torrentius, 1982, Ministère de la Communauté Française）
 2. 説明する C. バンデノーヴ氏
 3. 推定復元図
 4. 保存された19世紀の改修部（出典：上掲書）

名 称	門司港駅（旧門司駅）本屋
場 所	福岡県北九州市
種 別	重要文化財（建造物）

北九州市にある重要文化財（建造物）の門司港駅本屋（1914）は、2012年から2018年にかけて行われた修復工事で、ジャイアントオーダーを備えた門形の左右対称の当初ファサードの美的価値が高く評価され、1929年に設置された正面の大庇が全て撤去された。撤去の方針は、保存修理委員会によって決定され、現状変更許可の審議を経て実施された。なお、撤去された大庇の構造的に特徴のある部分は保存され、解説と共に構内に設置されている。



1. 修復工事前の大庇がある門司港駅正面（出典：JR九州報道発表資料）
 2. 修復工事後の大庇が撤去された門司港駅正面
 3. 構内に保存公開されている大庇の鉄骨構造の一部

名 称	近代建築における建具の保存
場 所	—
種 別	—

使い続けられている近代建築においては、水密性・気密性・断熱性など、建物の居住性能を改善するために、創建時以来の古い建具（木製・銅製）は新しい現代の建具（アルミ製・ステンレス製）に置き換えられることが多い。その場合、意匠的には創建時のデザインを踏襲することが望ましいが、材料が変わればそれも容易ではない。またあえて現代のデザインで改修の歴史を表現することもあるかもしれない。しかしこうした場合にも、性能的に緩やかな部位に、各時代の古い建具をそのまま保存しておくことは可能であろう。建物の歴史を正しく伝えるために、建物性能は改善しつつ、各時代の痕跡を残すことは重要である。



1. 階段室に保存された創建時の銅製建具（京都市庁舎）
 2. コンコースに保存された戦災復興時の銅製建具（東京駅丸の内駅舎）
 3. 及び 4. 新設建具の横に保存された創建時の建具（3:文化庁京都府庁舎、4:京都工芸織維大学）

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
(第12条)						
欠損部分を補足する要素は、全体と調和して一体となるように扱わなければならず、同時に、修復が芸術的、歴史的な記録を偽造しないよう、オリジナルな部分と区別できるようにする必要がある。						

名称	木幡家住宅
場所	島根県松江市
種別	重要文化財（建造物）

重要文化財（建造物）の修復では、腐朽や虫害にあって弱くなった木材でも、傷んだ部分だけを補修してできるだけ再用するように努めている。やむを得ず取り替える場合は、在来のものと同じ樹種、品位のものとしている。部分的な補修の場合は、既存部分との違和感がないよう木目や古色塗にも配慮する。写真是2022年から実施の木幡家住宅主屋で行った修復工事の例。[N]



1



2

（写真提供：西澤工務店）

名称	東京駅丸の内駅舎 (南北ドームコンコース)
場所	東京都千代田区
種別	重要文化財（建造物）

東京駅丸の内駅舎の保存復原工事における、戦災により失われていた南北ドーム内部空間の再生デザイン。「欠失部分の補足は、それが全体と調和して一体となるように行わなければならないが、同時に、修復が芸術的あるいは歴史的な証拠を歪めないよう、オリジナルな部分と区別できるようにしなければならない」という憲章に理念の実践例。3階以上は当初の辰野金吾のデザインに忠実に復原しつつ、1・2階は現代の駅としての機能に合わせて現代のデザインを導入。壁、柱、梁等は当初のデザインのイメージを踏襲しつつ、新たな解釈で再構成。様式的意匠を引用した部分には、歴史的なものとの区別を明確にするため、2012年（保存復原工事の竣工年）の刻印を付している。[T]



1



2



3

4

（出典：『重要文化財東京駅丸の内駅舎保存・復原工事報告書』2013、東日本旅客鉄道）

名称	東京大学本郷キャンパスの建築群
場所	東京都文京区
種別	登録有形文化財（建造物）

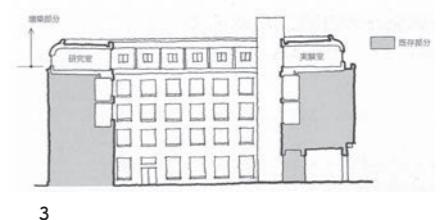
東京大学本郷キャンパスの建築群は関東大震災後の大正末から昭和初期にかけて、建築学科教授・内田祥三による「内田ゴシック」様式で統一的に整備されたものであるが、1970年代にはこの建築群も改修が必要になり、当時助教授であった香山壽夫が改修設計を担当することになる。その改修デザインでは、様式建築における屋根のデザインをヒントとして、「内田ゴシック」の屋上にコールテン鋼のヴォールト屋根を持つ研究室を増築したもの。なお増築部は既存建物への荷重に配慮して極力軽量化が図られて



1



2



3



1

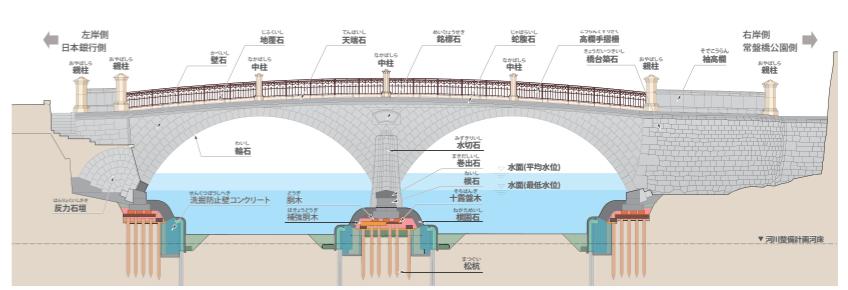


2



3

4



2

（撮影：日暮雄一）

前文 定義 保存 修復 場所 発掘 公開

(第13条)

何かを付加することは、それが当該建物の全ての重要な部分や伝統的な枠組み、その構成のバランス、周辺環境との関係を尊重する限りにおいてのみ認められる。

名 称	グラン・ベギナージュ
場 所	ベルギー
種 別	フランダース地方指定不動産遺産／世界文化遺産

ルーヴルのグラン・ベギナージュにおける「新旧の調和と区別」のデザイン。写真1は17世紀の建物の間に増築されたロッカー室。材料を伝統的なものに合わせながら現代のデザイン要素で構成。写真2と写真3はオリジナルのドーマー窓と付加された現代のドーマー窓。新たに付加されたドーマー窓は現代のデザインとしているが、材料などを共通とすることで違和感なくこの地区の歴史的環境の中に納まっている。 [T]



1



2



3

1. 歴史的地区に挿入された現代の増築部 (屋根の低い部分)
2. 復原されたオリジナルのドーマー窓
3. 付加された現代のドーマー窓

名 称	旧三河島汚水処分場唧筒施設
場 所	東京都荒川区
種 別	重要文化財（建造物）

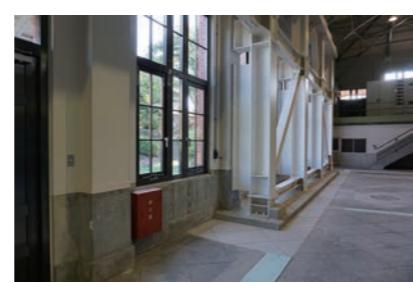
荒川区にある重要文化財（建造物）の旧三河島汚水処分場唧筒施設（1922）では、2010年から2013年にかけて行われた修復工事で、不足する耐震性能を補完するための構造補強がRC造の柱形の室内側に鉄骨構造を付加するかたちで行われた。この際に、大型機械が置かれる内部空間の広がりを損なわないことが考慮され、修復前に内部空間を横断して設置されていた構造補強の抜本的に見直しが行われ、科学的な分析に基づいて過剰な補強が是正されると共に、既存の構造から区分され、かつ内部空間の特性に調和したデザインが採用された。 [K]



1



2



3

1. 旧三河島汚水処分場唧筒施設の全景（出典：東京都ウェブサイト）
2. 内部空間に配慮した鉄骨補強（オリジナルの尊重とバランス、不具合の解消。以前は両壁を繋ぐ過剰な補強がされていた）
3. 鉄骨補強は既存のRC構造から形状、色彩とも明確に区別されている（現代の印）

他の関連する条文 ▶ 9, 10

名 称	大分市アートプラザ
場 所	大分県大分市
種 別	登録有形文化財（建造物）

建築家・磯崎新の代表作の一つである大分市アートプラザ（1966年竣工 旧大分県立図書館）は、図書館の建て替え計画に端を発した保存運動を経て再利用が決まり、1997年に原形の尊重を旨とした改修工事が行われた。バリアフリー化と耐震化の要請により、エントランスのスロープ部分と吊り構造の2階部分が当初の形態から大きく変えられたが、原設計者（改修設計は磯崎新アトリエ）の関与もあり、建築構成上のバランスがうまく保たれた変更となっている。 [K]



1



2

1. エントランススロープの完成時（左）と現在（右）
2. 吊り構造の2階部分の完成時（左）と下部に耐震壁が挿入された現在（右）

（出典：磯崎新編『建物が残った 近代建築の保存と転生』1998、岩波書店）

名 称	国立国会図書館国際子ども図書館
場 所	東京都台東区
種 別	登録有形文化財（建造物）

国際子ども図書館は、「レンガ棟」と呼ばれる旧帝国図書館（1906年竣工、1929年増築）と、「アーチ棟」と呼ばれる現代建築（2015年竣工）から成る。レンガ棟の全面開館は2002年であるが、その際、建物の原形保存に努めつつ、児童書の専門図書館としての機能を果たすための改修が行われた。改修事業には建築家・安藤忠雄が参加し、二つのガラスボックスが既存の建物を貫くイメージでの増築が行われた。 [S]



1



2

1. 1933年竣工時の姿（現在の南館）
2. 増築された現在の姿

（写真提供：安井建築設計事務所）

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
----	----	----	----	----	----	----

(第14条)

記念性のある場所は、その全体性が保護され、健全化が図られ、整備され、価値の向上が図られるよう、特に注意を払うべき対象である。そこで行われる保存及び修復作業は、前述の各条項で示された原則に従って行われなければならない。

名称	三好市東祖谷山村落合
場所	徳島県三好市
種別	伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区では、文化財に特定した建築物の保存の範囲を外観及び主要構造部に限定し、内部は保存を目的とした規制を設けないこと、また非特定の建築物に対しても特定建築物や周辺環境との調和を意図した修景基準を設けることで、歴史的風致の保護と現代生活に求められる建物性能の確保との両立が図られる。写真は、集落全体を宿泊施設に見立てたまちづくりを進める徳島県三好市東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区での修復及び修景の例。
[K]



1



2



3

名称	鹿島市浜庄津町浜金屋町
場所	佐賀県鹿島市
種別	伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区では、文化財に特定した建築物の伝統的な形式への復原整備や非特定の建築物の修景整備を保存計画に沿って行うことによって歴史的風致の回復が図られるが、同時に現在の生活空間として必要な防災設備や衛生設備の整備を行うことで地区全体の安全性の確保が図られる。写真は、佐賀県鹿島市の浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区での茅葺民家の復原と対応した防災設備の整備の例。
[K]



1



2



3

名称	ジョグジャカルタ市 マリオボロ通り
場所	インドネシア
種別	国指定文化遺産地域（クラトン地区及び周辺域）／世界文化遺産

歴史的地区内にあって、一見したところ非伝統的見える建造物も、よく観察すると保存対象となるべき伝統的建造物が改造されたものであることも少なくない。伝統的建造物群もそれを構成する個々の建築について、単体の文化財建造物を観察するのと同じように、丁寧な調査とそれに基づいた修復が、適切に文化財を伝えていくためには必要である。事例はインドネシア共和国ジョグジャカルタ市の中心部となるマリオボロ通りの町並み。この通りは1750年代に王が制定し、北の霊峰ムラピ山とインド洋の南海を結ぶ軸線上に計画されている。繁華街は王宮から北に2km半ほどにある記念碑トゥグを超えて6kmほど続く。歴史的地区は2023年、UNESCO世界遺産に登録された。
[N]



1



2



3

1. ファストフードの店舗、右には屋根が一段高い隣家が続く
2. 屋根が一段高い隣家から右に、伝統的ショッップハウスが連なる
3. 写真1の一角を離れたところから見ると、一段高い屋根を挟んだ両側に、高さ、形式、材質を同じくする屋根があり、これらの建物は元々は一体のもので、一連の伝統的な建造物であることがわかる

名称	熊本城震災復興工事による特別見学通路
場所	熊本県熊本市
種別	特別史跡

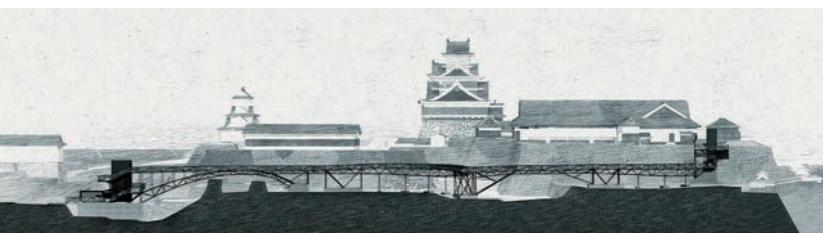
2016年4月の熊本地震により甚大な被害を受けた熊本城における、今後20年に及ぶと見られる震災復興工事の期間に、その復旧過程を見学できる通路が計画された。しかしこの計画実現のために特別史跡における厳しい制限をクリアする必要があった。地中及び地表面の遺構の保護のため杭は打てず、また構造や既存樹木を守るために、針の穴を通すような難しいルートの選定が求められた。さらに今後長期に及ぶ復興工事のため、工事用車両動線と見学デッキの立体交差を検討し、工事中でも安全に見学可能な空中通路が実現した。史跡の整備・活用における新たな手法である。
[T]



1



2



3

1. 特別見学通路全景（撮影：益永研司）
2. 見学通路のブリッジ（撮影：益永研司）
3. 見学通路立面図（提供：日本設計 Think magazine Aug/2020）

前文	定義	保存	修復	場所	発掘	公開
----	----	----	----	----	----	----

(第15条)

発掘作業は、科学的基準及びUNESCOが1956年に採択した「考古学的発掘に適用される国際原則に関する勧告」に従って行われなければならない。

遺構の整備と、建築的な要素及び発見物の保存と恒久的な保護に必要な措置は、確実に行われるものである。さらに、発掘されたモニュメントの理解を促進するため、その意義を歪めることなく、あらゆる努力が払わなければならない。

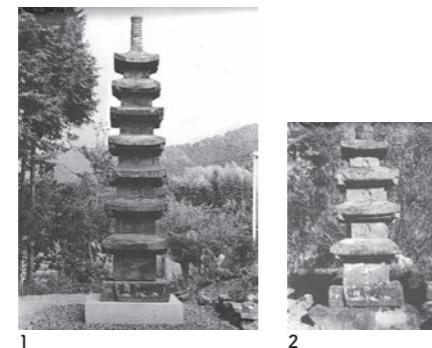
全ての再建作業が原則として除外されるべきであるが、アナスティローシス、すなわちばらばらになって現存する部材を組み直すことだけは考慮し得る。補完のための諸要素は常に識別できるようにし、モニュメントの保存状態を保ち、その形態の連続性を回復するために必要な最小限度でなければならない。

名称	明導寺七重石塔
場所	熊本県湯前町
種別	重要文化財（建造物）

明導寺七重石塔は、鎌倉時代（1230）創建の石塔である。修理前四重になっていた。同敷地内にある阿弥陀堂床下や周辺に散材する部材、発掘部材を集め、七重に修復した。敷地には九重石塔、十三重石塔（八代市米家に移築、現在十一重）があり、中世の伽藍が忍ばれる場所である。

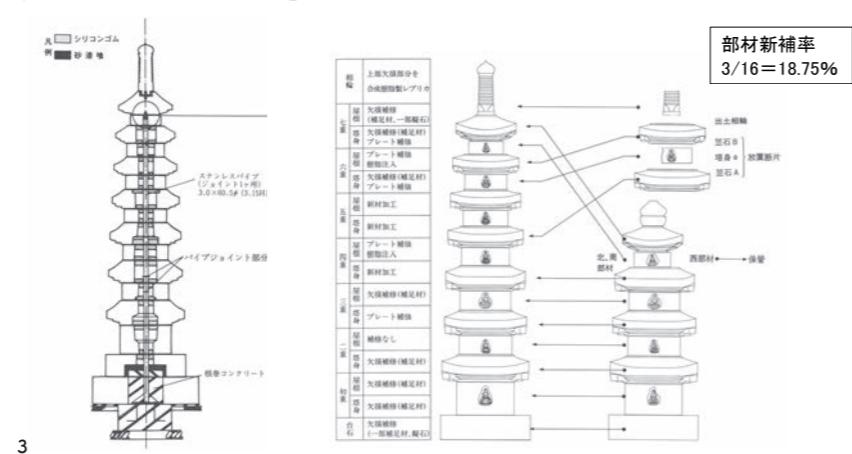
この七重石塔は室町期と思われる部材中古材が混じっており、この中古材も併せて使用した。復原設計のため、九州の石塔の類例を漏れなく調査し、参考とした。同時に柔構造の耐震補強を考えた。

原則として石塔の復原的な修理は行わないこととなっていたが、地元住民の強い要望があったこともあり、部材の残存や資料に基づく精密な分析により可能となり、日本における数少ないアナスティローシスの一例となった。 [Y]



1. 竣工（西面）
2. 修復前（西面）
3. 組上計画図

（出典：『重要文化財明導寺七重石塔保存修理工事報告書』1985、文化財保存計画協会／湯前町）



名称	キトラ古墳
場所	奈良県明日香村
種別	特別史跡

奈良県明日香村のキトラ古墳（7世紀末～8世紀初）は、1980年代から2000年代にかけて行われた調査で石室内の十二支像や天文図などの彩色壁画が発見されたが、壁画下地（漆喰壁）の脆弱化の進行や石室内でのカビ発生の懸念等から保存の万全を期すため、彩色壁画の取り外し保存と修理及び強化処理が行われたほか、遺跡の活用の観点から現地では墳丘の復元や資料館（キトラ古墳壁画体験館）の建設を伴う整備が行われた。 [K]



1. 墳丘の復元及び周辺の整備状況（出典：『特別史跡キトラ古墳環境整備事業報告書』2019、奈良文化財研究所）
2. 壁画（朱雀）の取り外し作業（出典：『国宝キトラ古墳壁画修理報告書』2022、文化庁）
3. 壁画（玄武）の漆喰片取り外し図（出典：『国宝キトラ古墳壁画修理報告書』2022、文化庁）

名 称	鴻臚館跡
場 所	福岡県福岡市
種 別	史跡

日本の遺跡の大半は地上に構造物が遺存しないため、文化財としての価値の所在は地中（遺構面及び遺物包含層）にあると解される場合が大半である。そのため、遺跡の保存は掘削行為の制限と盛土による保護層の確保を前提として、保護層上を公園として整備し、遺跡の理解を促進するための施設が設けられることが多い。写真は福岡県福岡市の史跡鴻臚館跡（7世紀～11世紀）の例。 [K]

1. 草地広場として整備された全体（手前、赤い舗装は区画囲の遺構位置の表示）と遺構の一部を露出展示する遺構展示館（奥）
2. 遺構展示館の内部、遺構の露出展示（手前）と遺構直上に復元された展示建物（奥）
3. 復元展示建物の詳細、出土遺構（礎石根石）と建物の関係を部分的に分解して表示



1. デルフィ遺跡の散乱石材の中に立ち上がる「アテネ人の宝庫」。本来木材による屋根は、現実的には復原されないまま残されている
2. 「アテネ人の宝庫」正面。一部新材を用いて、建物上部まで復原された
3. Stéphane Lamouille "Les charpentes dans l'architecture monumentale en Grèce ancienne : réflexions historiographiques, techniques et méthodologiques," Pallas 58, p.223-243, 2019.

参考事例集の作成にあたり事例資料をご提供いただいた団体

- 小野吉彦建築写真事務所
- (独法)国立文化財機構東京文化財研究所
- 昭和女子大学国際文化研究所
- 白川郷荻町集落の自然環境を守る会
- (株)西澤工務店
- (株)日本設計
- (株)文化財保存計画協会
- (公財)文化財建造物保存技術協会
- (株)安井建築設計事務所
- 立教大学立教学院史資料センター

ご協力に感謝申し上げます。

なお、公開されている工事報告書等から引用した資料については、各事例の中に出典を明記しました。

第2章

各論

英仏版の比較検討から考察する ベニス憲章の今日的意義と課題

モニュメントにみる建造物と考古遺跡のシームレスな接続

海野 聰

1. モニュメントの概念の差異

モニュメントという語は、現存する建造物・考古遺跡のいずれにも跨る概念である。とりわけ石造(コンクリート造等を含む)の場合には、建造物として、「死」を迎えた考古遺跡であっても、地上にその痕跡を強く残し、モニュメントとしての機能が存続することは珍しくない。

現在の文化遺産の概念は西欧中心であるが、その中でも石造建築遺産に比重が置かれており、物質的に長期に存続する石造物は遺跡化してもモニュメントとしての役割を継続して果たす。ヨーロッパにおいては、石造建築遺産が遺跡化したモニュメントが現在も都市の歴史的地層として生きており、その結果、都市に歴史性が育まれている。

これに対して、木造建築遺産の場合、遺跡化すると、木材が失われてしまい、痕跡を残さないことが多い(図1)。そのため、木造建築遺産は遺跡化によって、都市のモニュメント性を喪失する。さらに欧州にも木造建築遺産はあるものの、石造遺産が文化遺産の理念的中心にあり、木造建築遺産は傍流である。そのため石造物中心で考えれば、石造建築遺産が現存していて、遺跡化していても、自然に文化遺産として連続的に捉えることができる。

一方で木造建築の場合には遺跡化によって状態が大きく変わり、モニュメントとしての存在意義が大きく低下する。それゆえ日本においては、建造物と史跡が文化財のカテゴリーとして異なるように、両者を異なる概念で捉えており、またモニュメントに該当する概念が成熟していない。さらに日本では、式年造替のような定期的再建はもちろん、被災後の前身建物を目指した再建が確認できる。

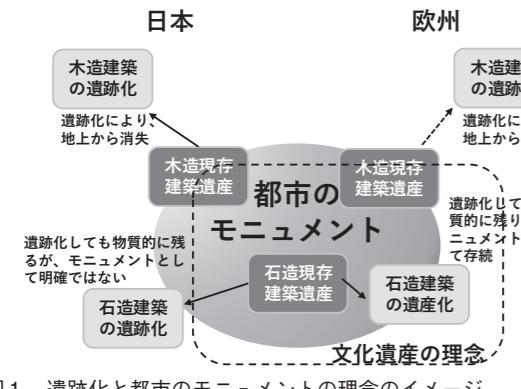


図1 遺跡化と都市のモニュメントの理念のイメージ

そこには木造建築の継承思想の特質が表れている。つまり木造の材料特性によって、現存建築と考古遺跡に関する連続と断絶が生じているのである。この両者の関連性をモニュメントと絡めて紐解き、日本の木造建築文化の特質を示したい。

2. 日本における木造建築の継承の理念

日本では木造建築遺産によって都市の歴史的景観が構築されており、木造建築遺産の継承の理念と手法がそれを支えてきた。木造建築に関しては、定期的なメンテナンスが必要となり、石造建造物とは大きく異なる。その多様性は「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」によって示されているが、日本とヨーロッパで、保存理念や伝統的な修理方法が大きく異なる。

現代の木造建築の修理では、綺麗になればよいわけではなく、部材の取り替え、繕いは最小限とする。さらに物質そのものだけではなく、技術も継承すべき対象とする。古材を最大限に利用し、古い部分を残しながら部材の保存を図り、過去の手法の証拠を継承している。

この木造建築の修理は、物質そのものを継承する理念であるが、日本には物質的な更新をしつつも建築を受け継ぐ理念が存在する。代表例が神社における式年造替である。

式年造替は定期的に社殿の更新を伴う行為で、物質的な継承を伴わない。ただし、継承の断絶ではなく、更新を含み込んだ継承のシステムの構築と位置付けられる。

式年造替は神社に特有の手法であるが、寺院においても被災後に前身建物と同じ規模や類似する形式で建物を建立することがある。興福寺・清水寺・延暦寺などの古刹が好例である。

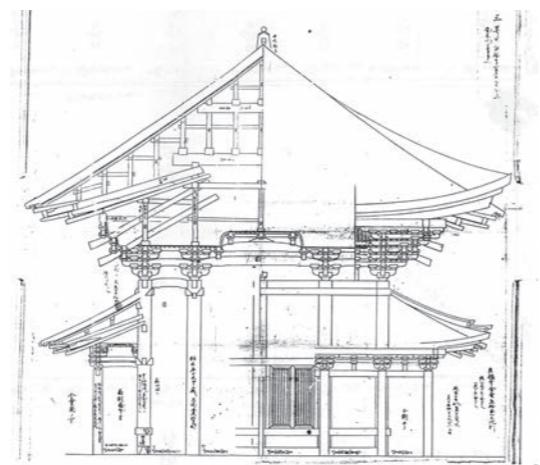


図2 「興福寺建築諸図」に描かれた中金堂

興福寺中金堂を例に取り上げると、発掘調査から8世紀の創建当初の礎石を再用しながら、何度も再建を繰り返してきたことが判明している。その規模は桁行七間、梁間四間の主屋の四周に裳階が廻る構造で、中世の「春日社寺曼荼羅」には寄棟造の二重屋根の仏堂が描かれている。享保2年(1717)の火災前に建築の断面・立面などを描かれた「興福寺建築諸図」(東京国立博物館蔵、図2)にも中金堂は単層裳階付きの二重屋根の寄棟造で描かれている。被災後の再建において、建物の規模の継承と共に、前身建物の「復元」に類するような再建行為が伝統的に行われてきた。一時的な被災によって物質的な断絶があっても、同規模・類似形式による再建によって、連続性を担保したのである。つまり物質的な継承を超えて、観念的な継承を成し遂げたと捉えてもよい。

同じく物質的継承に拘泥しない例として、茶室の写しがある。有名茶人の創意工夫の結晶である茶室を写することで、茶室が増殖するのである。それ自体も特異な手法であるが、とりわけ燕庵では物質的な、茶室の増殖に加えて、継承への配慮もなされており、伝承の理念と観念的継承の両面への配慮が共存する。燕庵は古田織部より義弟の戸内劍仲に与えられた茶室と伝えられ、尊重されてきた。この燕庵でも写しが造られているが、燕庵が失われた際には、最古の写しを移築して新たな燕庵する。いわば写しは保険としての役割を果たしているのである。この燕庵の伝承では、古いということを重視しており、物質的な継承への配慮も見えるが、オリジナルの物質そのものは失われているから受け継ぐ対象とはなっていない。この点において、現代の文化遺産の継承の理念とは大きく異なる。

以上のように、日本における伝統的な継承の理念では、物質的な継承だけではなく、物質的な更新を伴ったうえでの継承をシステムとして組み込んでいた。こうした性質は文化遺産の理念に関する独自性を強く示すものであり、日本の文化的多様性の観点からも極めて重要である。

3. 遺跡化とモニュメント

日本では木造建築遺産が失われた場合、地上に痕跡をほとんど残さないため、都市のモニュメントとしての役割を失う。天守や近代の遺跡などの一部を除き、これが都市のモニュメントとなっている事例はごく限られる。また由緒をもって、場所の伝承がなされることもあるが、

これもまれであり、視認できる遺跡に比して、インパクトは弱い。

つまり木造建築の遺跡化はモニュメント性の喪失を伴う行為であるのであるが、考古遺跡は地上の痕跡を残さずとも、文化遺産としての価値は地中の遺構や遺物によって担保されている。それゆえに、モニュメントとしての機能を失いつつも、文化遺産としての価値は目に見えないかたちで保持されているという状況にある。

一方で石造建築が遺跡化した場合には、多かれ少なかれ、地上に石材などが遺存し、モニュメントとしての機能を保持し続ける。つまり文化遺産としての価値とモニュメント性が一体の関係にあるのである。視認できる痕跡の有無はモニュメント性と強く関連し、遺跡そのものの文化遺産としての価値の顕在化を左右するのである。

4. 復元によるモニュメント性の再獲得

遺跡における復元について、モニュメントの観点から検討してみたい。木造建築の遺跡化のように、地上に痕跡を持たない場合には、遺跡のモニュメントとしての存在意義は見出しがたい。それゆえ、遺跡の文化遺産としての価値は顕在化が不十分な状況にある。その顕在化の手法の一つが復元で、賛否はあるが、効果的な手法の一つである。

いっぽうで石造物の場合には遺跡化しても地上に痕跡が残るため、復元によるモニュメント性の再獲得は必須ではない。むしろ復元は避けるべきものとして、1931年のアテネ憲章ではモニュメントの芸術的価値と歴史的価値の両者を重視し、現地に残された部材のみを組み上げるアナスティローシス(anastylosis)という理念を提示している。

ただし現実には世界大戦を経て、ワルシャワやケルンのような戦災復興と共に文化遺産の復元も進んでいる。アテネ憲章で避けるべきとされた復元であるが、近過去の戦災に対する再建の容認がなされるという矛盾を認めているのである。近年でも1993年に破棄されたボスニア・ヘルツェゴビナのスターリ・モストという橋が復元され、その後、世界遺産に登録されている。そこでは復元の可否を情報の多寡と関連付けて、説明されるが、そもそも正確な情報の存在は復元を正当化する根拠とはならないし、そもそも復元の可否の一要素に過ぎない。いずれも物質的には全く新しく、アナスティローシスの概念では

認められない。

以上を踏まえれば、木造建築の遺跡化のような、地上に痕跡を残さない遺跡にあっては、復元はモニュメントの再構築の行為で、遺跡の文化遺産としての価値を顕在化する有効な手法であると言える。いっぽうで地上に痕跡を残す遺跡の場合、地上に残る痕跡そのものを通して、過去の類推が可能であり、痕跡そのものが既にモニュメント性を有しているから、復元は必ずしも効果的な手法ではない。

さて木造建築の遺跡の再建、とりわけ日本の場合には、近代以降の文化遺産の理念の復元であるかについて議論の余地は大きい。先述のように日本の特異性であるが、「復元」に類する前身建物の再建自体は伝統的な行為でもある。これを踏まえれば、現状の日本の遺跡における復元に関しては、機能が存続しているか否かという点から大別できよう。同様の観点は1904年のマドリッドの第六回国際建築家会議で「記念建造物の保存と修復」が国際憲章として採択され、提示された「生きたモニュメント」と「死んだモニュメント」の概念にも看取できる。この考え方は日本の遺跡における復元においても参考になろう。

「生きたモニュメント」の例としては2018年に再興された興福寺中金堂があげられる。これは史跡の上に建立されているが、日本の伝統的な再建の文化の延長線上にあるのである。一方で、平城宮跡をはじめ、かつての機能を失っている遺跡における復元は「死んだモニュメント」と言えよう。後者に関しては世界的な文化遺産の復元の理念で議論できるものであろうが、日本の文化史的には江戸時代の京都御所や伊勢神宮のように、復古を目指す動きがあったから、現代的な文化遺産の手法と安易に断することは難しく、慎重な議論が必要である。さらに前者に関しては、文化的アイデンティティを伴う伝統的な手法であり、後者とは区別して捉える必要があろう。むしろ、有形の文化遺産の理念での理解ではなく、観念的意義を含む無形の文化遺産としての価値を含んだ理解が求められよう。

5. 建造物と考古遺跡の包括的理念の形成にむけて

建物に関わる文化財の価値について見ると、日本の文化財制度では、建物に関わる文化財はさまざまなカテゴリーに属している。

国宝・重要文化財などの建造物が有形文化財として扱われるのに対して、史跡は記念物で、場所性を強く伴う。

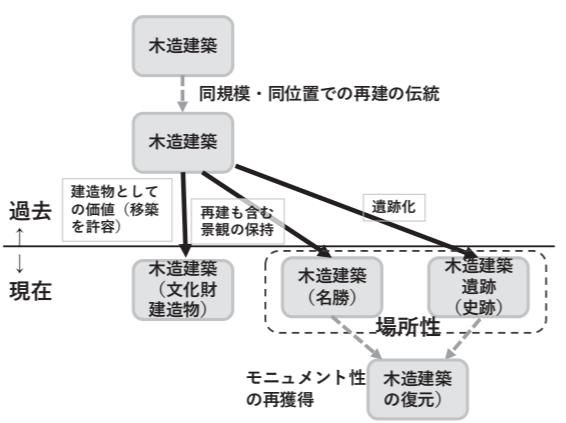


図3 木造建築の時間経過と文化財のカテゴリー

また名勝の構成要素として、建物が位置付けられることもあり、景観を構成する要素として価値づけられる。この文化財としてのカテゴリーは、現状を把握するうえでは有効な指標である。ただし建造物そのものの視点に立てば、両者は現存するか、遺跡化しているか、庭園の中の構成要素として存在しているか、という状態の違いであり、本質的な差異はないとも言える(図3)。

鹿苑寺舍利殿(金閣)が焼失したのち、建造物としては国宝指定が解除されたのに対して、名勝の価値から再建されたことを見れば、文化財の視点ごとに多面的な価値を有していることは明らかである。さらに再建の伝統の存在を踏まえれば、木造建築遺産に関しても、建造物と考古遺跡を横断的に捉える文化遺産の理念の形成も可能であろう。

文化遺産と現代社会の共存の観点から捉えると、文化遺産の価値への認知の向上は欠かせない。それゆえ、史跡における再建は価値を顕在化する行為であり、名勝における再建は価値を回復させる行為と捉えられる。これらの行為は現代的な考え方と文化遺産の理念をすり合わせる手法であるとも言える。ちなみに文化遺産の保存において、周辺との調和を求める整備の手法が存在する。この保存手法と同じく、理念に関しても整備のような文化遺産以外の理念との調和の可能性は十分にある。文化遺産が「商品」として消費されることを避けねばならないが、現代社会の中で文化遺産が存続するうえで、多面的な価値を認め、包括的な理念の検討も有効であろう。

6. 文化遺産の国際協力と日本

- 海野聰『古建築を受け継ぐメンテナンスからみる日本建築史』2024, 岩波書店
- 海野聰編『文化遺産と「復元学」遺跡・建築・庭園復元の理論と実践』2019, 吉川弘文館
- 海野聰『古建築を復元する 過去と現在の架け橋』2017, 吉川弘文館

国際協力における相互理解の構築

金井 健

1. 文化遺産の国際協力と日本

UNESCO憲章(1945)が高らかに宣言するように、第二次世界大戦後の国際社会において「文化」は平和構築の重要な柱に位置付けられ、その中で文化遺産の保護活動は国際協力の手段として重視されてきた。ベニス憲章も、こうした国際社会と遺産保護の関係性のもとに生まれたものである。UNESCOが主導した1960年代のエジプト・ヌビア遺跡救済キャンペーンでは日本の国家的な関与は資金拠出に留まったが、続く1970年代のインドネシア・ボルブルダウル寺院修復キャンペーンでは資金拠出だけでなく建築史家の千原大五郎を中心に民間の研究者等の協力を得て人的貢献を行った。1990年代には世界遺産条約の批准(1992)や社会的関心の高まりを受けて、日本政府も文化遺産国際協力への関与を高め、カンボジア・アンコール遺跡の保存修復では国際調整委員会(ICC-Angkor)をフランス政府と共同で組織すると共に、上智大学の石澤良昭(歴史学)や早稲田大学の中川武(建築学)など多分野の研究者や専門家が複層的に関わる「オールジャパン」の国際協力を展開した。2000年以降は、アフガニスタン文化財保存修復協力をきっかけに「オールジャパン」の体制強化が意識されるようになり、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(2006)のもとに文化遺産国際協力コンソーシアムが設立され、国内の関係機関や研究者、専門家等の連携を図り、効率的かつ効果的な文化遺産国際協力を推進する努力が重ねられている。



図1 ベトナム・ドンラム村の保存計画策定への協力

2. 日本の文化遺産国際協力の実際

以上、本書の主題であるベニス憲章が対象とする建築遺産及び考古遺跡の観点から、文化遺産国際協力の成立背景と動向を概観した。以下、筆者が関わった海外の建築遺産保護に対する協力の具体例を紹介し、文化遺産国際協力の現場におけるベニス憲章の意義を考える材料としたい。

2-1. ベトナム ベトナムは、2001年に文化遺産法改正で文化遺産の定義に「文化的地区」を加え、集落・町並みの保護に取り組んだ。日本は、文化庁とベトナム文化情報省(現文化スポーツ観光省)との協力関係のもとに昭和女子大学が中心となって諸分野の研究者・専門家チームを組織し、「伝統的建造物群(伝建)」の手法と経験に基づいて、北部のドンラム村や南部のカイベー村などで「文化的地区」の価値評価及び保存計画の策定に対する協力を実施した(図1)。伝建制度は1975年の文化財保護法改正で誕生したが、その制度設計は、フランスのマルロー法(loi Malraux, 1962)やイギリスのシビックアメニティーズ法(Civic Amenities Act, 1967)など諸外国の事例を参考にしつつ、UNESCO主催の「京都・奈良の都市計画における歴史的地域の保存と開発に関するシンポジウム」(1970)に代表される国際的な議論を通じて成されたものであり、その意味でベニス憲章と成立背景や理念を共有するものと言える。

2-2. カンボジア 東京文化財研究所(東文研)は、2001年からアンコール遺跡保存修復の日本チームの一員に加わり、アンコール・トム東北方のタネイ寺院跡をフィールドに研究的観点からの協力を続けている。2019年から2021年にかけて行った東門の解体修理は、自然崩落した建物上部の石材の積み直し、ベニス憲章の言う「ア

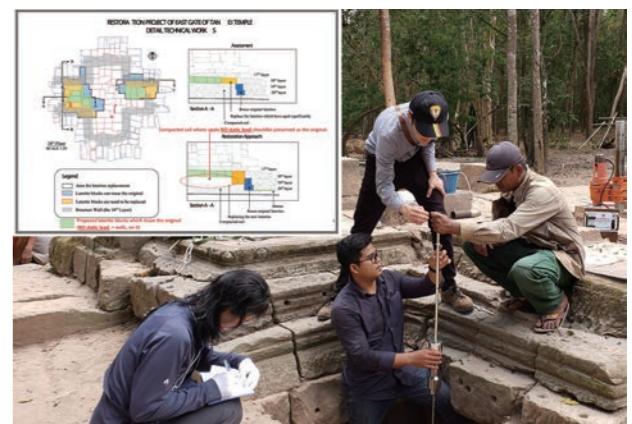


図2 カンボジア・タネイ寺院跡東門での工学調査

ナスティローシス」を基本とするが、自然崩落の原因となった石造及び基礎の構造的欠陥を解消するため、構造体の科学的調査や効果的な補強方法の提案を協力活動の一環として行った(図2)。こうした科学技術の導入や構造補強の追加も内容的にはベニス憲章に則ったものであり、保存修復の現場においてベニス憲章そのものに言及するようなことはほとんどないものの、修復計画の事前承認を行う国際調整委員会での言説や議論においては、その理念や考え方は関係者間の共通認識となっていることが窺える。

2-3. ブータン ブータンでは、2010年前後に連続して発生した地震を契機として、文化遺産に位置付けられない民家等の伝統的な姿形を留める一般建築物の消滅が危惧されるようになった。東文研では、内務文化省文化局(現内務省文化国語振興局)が目指す民家建築を含む建築物全般を文化遺産と定める文化遺産法の制定を支援し、その価値評価や保存活用方法の確立に向けた研究協力を共に、文化遺産としての民家建築のあり方に関する情報発信や実現可能性の高い耐震補強等の技術提案を通じて、民家建築を文化遺産としてブータン社会に無理なく位置付けていくための意識啓発に努めてきた(図3)。しかし、政界や宗教界にまで十分な理解が及んでいないこともあり、新しい文化遺産法は未だ成立を見ていません。

2-4. ネパール ネパールでは、2015年の地震で大きな被害を受けた世界遺産カトマンズ渓谷に対してUNESCOを中心に複数国による国際協力が展開され、日本は政府の資金拠出と国際協力機構の人的貢献の枠組みのもとで、カトマンズ中心部のハヌマンドカ王宮アガンчен寺の復旧支援を担った(図4)。日本による復旧

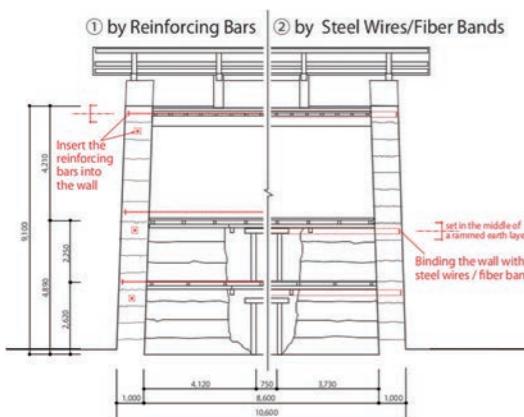


図3 ブータン・版築造民家の構造補強の提案

の方針は、遺産価値への影響を最小限にする観点から拙速な復旧を避け、危険箇所を支保工で固めて安全を確保したうえで詳細な調査を行い、復旧の方法を決定するものとされた。具体的には上部の寺院部分を揚屋して、大きく毀損した下部の宮殿部分を確実に修復する方法が提案されたが、特にハイレベルの関係者間での合意が得られず、最終的にネパール政府に却下されて実現に至らず終了した。

3. 文化遺産国際協力にベニス憲章が果たす役割

ベニス憲章は、言わば文化遺産のあり方を俯瞰的に見るための共通の「見晴台」を提供するものであり、研究者や専門家の活動の現場ではあえて言及する必要がないものである一方、文化遺産に関わるそれ以外の関係者にはほとんど知られていないのが実情であろう。本書が明らかにするように、ベニス憲章は長大でも難解でもなく、遺産保護のエッセンスが簡潔かつ明快に凝縮されたものである。その真価は、研究者・専門家の外にも「見晴台」として広く共有されることで、初めて発揮されるものと思われる。

【主要参考文献】

1. 河野靖『文化遺産の保存と国際協力』1996、風響社
2. 『ベトナム社会主義共和国ハタイ省ドゥオントラム村集落調査報告書』2007、昭和女子大学／奈良文化財研究所
3. 『2019-2022カンボジア・アンコール遺跡タネイ寺院跡東門修復工事報告書(英語)』2024、カンボジア政府アプサラ機構／東京文化財研究所
4. 『文化庁委託文化遺産国際協力拠点交流事業 ブータン王国の歴史的建造物保存活用に関する拠点交流事業 年次成果報告書』2020, 2021, 2022、東京文化財研究所
5. 『文化庁委託文化遺産国際協力拠点交流事業 ネパールの被災文化遺産保護に関する技術的支援事業 総括報告書』2020、東京文化財研究所



図4 ネパール・ハヌマンドカ王宮アガンчен寺

アテネのアクロポリスとアゴラ：文化遺産としての古代ギリシア遺跡

川津 彩可

現代ギリシア社会にとって理念上の故郷である古代世界を伝える古代遺跡と、現実的な文化基盤を形成する中世以来のギリシア正教の建造物については、保存・修復を考える際に若干の違いがあるとされ、前者は土中から出土した状況からいかに劣化が進まないように維持することに、そして、後者は現在建っている建物の傷んでいる箇所を修復することに主眼が置かれる傾向にあることが指摘されてきた¹。20世紀以来の文化遺産の制度的な枠組みを考慮しアテネの遺跡に目を向けると、本来、古代に都市国家(ポリス)の根幹を成した両者一体であつたはずの、アクロポリスは世界遺産の構成資産であり、もう一方のアゴラはそれに含まれない点に対し警鐘が鳴らされてきた²。要因としてはアゴラの遺構の完全性の大きな欠如、つまり地上の遺構が圧倒的に少ない点がその分岐点とされる。この一方で、視覚的に捉えられる現状の遺構について、その背後の歴史的文脈をどのように表現し紹介すべきかについても問われてきた³。

1994年採択の「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」に寄せられた文書にて、「オーセンティシティが同じ状態が続くだけでなく、変化の過程、歴史あるいは時間というもののうつろいやすさ、変化しつつ継続することをも含むという考え方、ますます強くなつた⁴」と強調してきたように、これまでにも、遺産保存の概念が建造時当初を重視する概念から歴史の積層をも重視する概念へと拡張・浸透する中、西欧における歴史的建築の文化的土壤が形成されてきたことが明瞭化されており、その背景として、国際的モダン・ムーブメントを牽引する建築家たちの論点として当時歴史的建造物の修復・保存があったことが指摘してきた⁵。

本稿はベニス憲章の翻訳改訂版の刊行に際し、ベニス憲章の素地に当たるアテネ憲章が策定されるに至った背景を、オスマン帝国統治からのギリシア独立に端を発するアクロポリスでの修復と、アゴラの発掘及び保存修復の経緯を概観することで再確認しようとするものである。

1821年、イギリス・フランス・ロシアの主導により独立戦争が開始される頃、大多数のギリシア人たちは自らを「ロメオス(ローマ人、ビザンツ帝国のギリシア語を話す正教徒)」と認識し、一部の知識人のみが「ギリシア人」と自覺している状況だった⁶。各地における激戦の末、約10年の歳月をかけてオスマン支配からの独立が果たされる。独立前後の数年間、ナフプリオに首都が置かれた後、1834年にかつて古代の栄光があったアテネに首都が移された。オスマン支配によるイスラム都市の痕跡を拭うように、当時既に西欧社会で流行していた新古典主義建築がアテネの街に立ち並んでいた。レオ・フォン・クレンツェやテオフィル・フォン・ハンセン等による建物が古代ギリシア世界を取り戻すかのようにドリス式やイオニア式といった古典的特徴を携えながら建設され、それらは現在に至るまで当時の世相を物語る。

独立直後のアクロポリスでは、かつて神殿だったパルテノンの内部にはまだモスクが建っていた。神殿の修復は1834年のクレンツェによるアテネ訪問と発掘・修復計画に端を発する。1836年にアテナ・ニケ神殿が再建され、1842-1844年にキリアス・ピタキスがパルテノンの壁体の一部と円柱2本を復原した。その際、残されていた壁体外側の石材に対し、内側の石材は紀元後267年のヘルリ人の侵入時に火災で失われたことが判明し、当時既にローマの建造物修復に用いられていた煉瓦を用い、内側壁面を補修せざるを得なかった。パルテノンの教会転用時に開口された、複数の扉口を埋めるのにも同様の煉瓦は用いられた⁷。

1893年、ギリシアを襲った大地震がきっかけとなり、アクロポリスの修復活動が本格化する。それまでの19世紀後半の発掘・修復は欧米主導により行われていた。そうした中、当時土木技師として内務公共局に所属していたニコラオス・バラノス(1860-1942)が、考古局長スマタキス等によりアクロポリスの修復担当に登用された。バラノスの監督の下、1898-1902年、1922-1933年の二度に及ぶ大規模な修復を受け、現在のアクロポリスに近い姿となった⁸。

この修復活動の中心的存在であり続けたバラノスは、アテネ会議(1931)でアクロポリスの修復で用いられていた「アナスティローシス」の紹介を行うに至る。これ

により一定の評価が与えられたバラノスであったが、使用されていた鉄製クランプへの警告を発したヨセフ・ドゥルムをはじめ、当時から既に彼の修復手法には批判的な声もあげられており⁹、バラノスの姿勢について「修復作業の過程における正当性や客觀性以上に、崩れた建造物にモニュメントとしての完全性を回復しようとする意識が強かった」¹⁰点が指摘されてきた。また、アナスティローシスという言葉の解釈の一人歩きに加え、提唱当時の他のギリシア遺跡の修復状況を参考し、彼の意識の中ではアクロポリスの修復が「アナスティローシスそのもの」であった可能性もこれまで指摘されており¹¹、バラノスの修復が行われた背景や時代的条件への理解の必要性と共に、私たちが抱えるアクロポリスのイメージの多くがバラノスの頃の修復結果に依っていることを再認識する必要性についても敷衍されてきた。

一方、アクロポリス北西麓に広がるアゴラは、いくつかの神域やストア、評議会場(ブーレウテリオン)、民衆裁判所(ディカステリオン)、貨幣鋳造所などが並ぶ古代アテネ人の生活拠点だった。ローマ帝国時代に入つてもアゴラは栄えていたが、267年以来、度重なる異民族の侵入により荒廃が進み7世紀には放棄され廃墟と化した¹²。10世紀頃より廃墟の上に民家が建ち並び始め、20世紀の組織的な発掘調査の開始まで忘れ去られる¹³。1929年にギリシアでアゴラ地区の発掘調査及び後の公園化の法律が制定され、その後、アメリカ古典学研究所がロックフェラー財団などから資金援助を受けてこの地を収用し、建ち並ぶ248棟の民家を全て移して1931年5月25日に大規模な発掘に着手した¹⁴。搬出土砂は14万トンに及んだ。

第二次大戦を挟み、現在のアゴラの東側には完全復原された二階建てのアッタロスのストアが、古代の形態を保ちながらも真新しい印象を放ちつつアゴラを眺めている。7世紀にアゴラが荒廃のピークを迎える、次第にアゴラであった記憶がかき消され敷地全体に住居が建ち並び始めた後も、小高い丘上に顔を出していたヘファイストス神殿(テセウス神殿)は、1800年代から1900年代初頭にはドイツによりレリーフを中心とした調査研究が進められ、その後アメリカによる調査が開始、並行する1936年にA. K. オルランドスにより、かつて教会建築として使われていた頃に改築されたアプス(当時は壁と

なってプロナオス正面を覆っていた)が除去され、2本の円柱が復原されるに至る¹⁵。現在、世界遺産の構成資産としてのアクロポリスの麓で、ギリシア文化を伝える重要な一角として穏やかな広場(アゴラ)が、良質に修復・保存された出土品を展示する博物館としてのアッタロスのストアを内包し、人々に開かれている。

ここまで見えてきたギリシアを取り巻く歴史的・文化的コンテクストの中で、アクロポリスの修復活動が開始・組織化され、後のアテネ憲章という建造物保存修復に関する確固とした国際的なガイドラインが策定されたことは、幾代も留意され続けるべきことではなかっただろうか。

【註】

- 伊藤重剛「ギリシアにおける古代遺跡の保存修復」『日本による文化遺産保存国際協力の現状と問題：国際文化財保存修復研究会の事例から』2003、東京文化財研究所 国際文化財保存修復協力センター、p.268-269
- 桜井万里子「ギリシアの世界遺産」『世界遺産と歴史学』2005年、山川出版社、p.210-211。アゴラは構成資産ではなくバッファーゾーンに位置付けられている。
- Ibid.* p.214-215
- David Lowenthal「変わりゆくオーセンティシティの基準」『建築史学』第24号、西和彦訳、p.82、1995、建築史学会
- 加藤耕一『時がつくる建築：リノベーションの西洋建築史』、p.276、2017、東京大学出版会
- 周藤芳幸・村田奈々子『ギリシアを知る事典』p.228-230、2000、東京堂出版
- Manolis Korres「パルテノン神殿の修復と保存」『世界美術大全集4 ギリシア・クラシックとヘレニズム』長田年弘訳、p.339、1995、小学館
- Ibid.* 各年代の修復過程詳細に関しては同頁を参照
- Ibid.*
- 日本イコモス国内委員会憲章小委員会『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』p.145、1999、日本イコモス国内委員会
- 松本修自「遺跡・建造物の保存修復、その理念と実践(下)：ギリシャ・アクロポリスを中心として」『文建協通信』59、p.28、2000年7月、文化財建造物保存技術協会
- John M. Camp: *The Athenian Agora: Excavations in the Heart of Classical Athens*, p.197-214, 1986, Thames and Hudson, London.
- 周藤芳幸・澤田典子『古代ギリシア遺跡辞典』p.65-66、2004、東京堂出版
- 松本、*op. cit.* p.23, 2000
- Alison Franz: "Paganism to Christianity in the Temples of Athens" *Dumbarton Oaks Papers* (19), p.202, 1965

アンコール遺跡へのアナスティローシスの導入と展開

佐藤 桂

1. はじめに

本稿は、1931年のアテネ憲章¹に記された「アナスティローシス」の手法が、ほぼ同時代のアンコール遺跡に導入されていく過程を辿りながら、当時のフランスがアジアの植民地で遺跡修復に求めた新しい手法と、その後の展開について考察するものである。

アンコール遺跡は9世紀から13世紀にかけて繁栄した古代クメール文明の石造寺院群を中心とする、大規模な都市遺跡である。その悉皆的な調査は19世紀末よりフランスによって着手され、20世紀初頭にはアンコール保存事務所(Conservation d'Angkor)が設置され、保存官が駐在して遺跡の整備や発掘、修復活動が開始された。古代ギリシア遺跡の修復手法としての「アナスティローシス」は、1930年、保存官アンリ・マルシャルによって、ジャワからアンコールに導入された。フランス極東学院(EFEO)による人物録『アジアの研究者たち』²には、これをマルシャルの功績として、次のように記している。

1919年、アンリ・マルシャルはEFEOの正規メンバーとして、アンコール保存責任者に任命された。(中略) 彼はそれまで採用されていた補強方法の限界を認識し、1930年にジャワ島へ赴き、オランダ領東インド考古学局でアナスティローシスの原理を学んだ(BEFEFO 30)。帰国後、彼は新たに発見されたバンテアイ・スレイ寺院でアナスティローシスを実施することを決意し(1931～1933)、この修復は広く称賛された。³

この時にマルシャルが学んだ「原理」とは、具体的には何であったのか。以下では、この点を検討することから始めたい。

2. マルロー事件とフランスが求めた科学的手法

インドネシアでのオランダによる遺跡の修復活動は1903年に始まり、ボロブドゥール寺院は1907～1911年に修復された。これは上述したアテネ憲章の採択以前であり、その手法が「アナスティローシス」であったかどうか定かではない⁴。

他方、マルシャルの渡航に関しては、1930年の『学院

紀要(BEFEFO)』の時評(Chronique)に、彼が同年6月18日にオランダ領東インドへ渡り、考古学局の運営方法と保存修復の手法を学ぶ予定であること、この任務は同年4月29日付令で委託された人材交流として潤沢な予算が準備されていることが記されている⁵。また、その理由に関しては、翌31年の時評に次のようにある。

クメール遺跡について過去25年間にアンコールで達成された素晴らしい成果を批判するわけではないが、「廃墟」という状態を時に過剰に尊重した結果、とりわけアンコール・トムのバイヨンで、不適切な対応が行われたことを認めなければならない。例えば、修復可能だった柱や壁の一部を鉄筋コンクリートで支えたことや、再建可能だった扉や窓枠を補強するため、鉄筋コンクリートが過度に使用された。また、修復の試みを完全に放棄した結果、上部構造から崩落した多くの石材は廃棄され、破壊された。これらの石材は当時、再利用が難しいと考えられたが、アンコール全体の発掘が完了し、いくつかの遺構を再建する可能性が生じた将来には、その喪失を後悔する日が来るかも知れない。マルシャル氏はオランダ領東インドでの任務中、大胆な修復や推測に基づく再建(これを模範とすべきではない)を経て、オランダ考古学局が厳密に科学的手法を確立し、カラサン、プランバナン、チャンディ・セウの修復で優れた成果を上げていることを確認した。この方法はクメールの遺跡にそのまま適用することはできない。なぜなら、クメールの遺跡はジャワの遺跡と材料や構造が完全に異なるためである。しかし、この方法は小規模な建物や特定の価値を持つ建築物、丁寧に建てられた建物の修復に適用できる。例えば、前アンコール時代のいくつかの遺跡(ハン・チェイ、マハローセイ等)や、盗掘、破壊行為の舞台となったことで有名なバンテアイ・スレイ寺院が、これに該当する。⁶

最後に言及されるバンテアイ・スレイは、1914年に発見されたため、それ以前に出版されたリュネ・ドゥ・ラジョンキエールの遺跡目録⁷に記載がなかった。極東学院による調査の後、1919年にアンリ・パルマンチエによるモノグラフ⁸が出版され、おそらくこれを参照して、アンドレ・マルローは盗掘を企てたと考えられている。1923年12月、フランス植民地省より無給考古学調査員の資格を得て現地入りしたマルローは、バンテアイ・スレイの

南祠堂の壁から女神像のレリーフを剥ぎ取り、持ち出そうとしたところを盗掘未遂犯として逮捕され、有罪判決を受けた。遺物の持ち出しを全面的に禁止する法令が、この直前に改定され、バンテアイ・スレイも指定対象に含まれていたためである⁹。

マルロー事件は言うまでもなく、アンコール修復史上、最大の事件であり、以後の学院の活動に多大な影響を与えた。美術史家の藤原貞朗は、1920年代後半から1930年代にかけて学院の活動が飛躍的に進展した一例として、マルシャルによる「アナスティローシス」の導入をあげ、「マルロー事件という前提がなければ、果たしてこのリスクある復元事業に挑戦していたであろうか」¹⁰と述べる。

しかし、マルシャルが導入した技術が本当に「アナスティローシス」だったのか、検証の余地があると思われる。

3. バンテアイ・スレイに採用された「ジャワの手法」

ここで1931年から始まるバンテアイ・スレイの修復工事の詳細について、マルシャルが記した発掘日誌(*Journal des fouilles*)を参照しよう。

4月21日(火) バンテアイ・スレイの作業現場の進捗を確認しに行く。現在、南祠堂の基壇で装飾モールディングの壁全体の解体が始まっている。この解体はジャワの手法を参考に行われ、認識用の印を付けた後、石を逆さまに地面に並べる。この方法により、後に復元する際、現在上にある石材からではなく、下の石材から順に積み直すことができる。¹¹

この後、5月半ばにかけてバンテアイ・スレイでは南祠堂

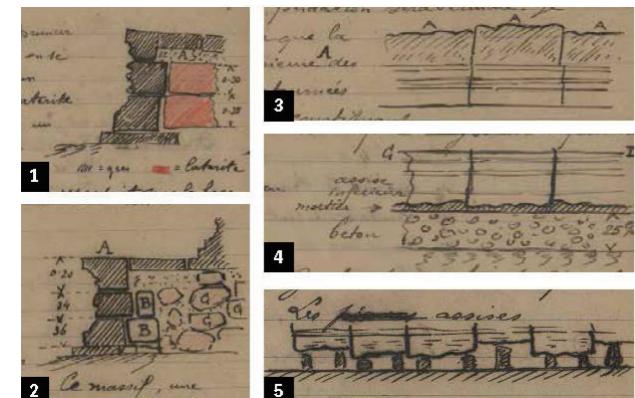


図1 発掘日誌のスケッチ (1: 1931/4/21, 2: 1931/5/3, 3及び4: 1931/5/11, 5: 1931/5/15)
(出典: BANYAN Bibliothèque numérique de l'EFEO)

基壇の解体後、新設したコンクリート製の支持体の上に、間にモルタルを充填することで上面が水平になるよう調整しながら、当初の砂岩材を再設置している(図1)。

留意されるのは、日誌には「ジャワの手法」とあるのみで、「アナスティローシス」とは記されないことである。ここで「ジャワの手法」とは、散乱石材を廃棄せず、番号を付して再設置すること、同時に、それを新材と区別することであったことがわかる。

4. 「ジャワの手法」から「アナスティローシス」へ

アンコール保存事務所の記録に「アナスティローシス」という言葉が現れるのは、筆者が確認した範囲において、1932年のことである。1932年9月の月報(*Rapports*)には、プレア・カーンにおいて「可能な場所ではアナスティローシスが実施されている。この方法は現在、保存事業の現場で実践されるようになった」¹²とある。以降、月報にはこの言葉が頻出するが、意外にも、バンテアイ・スレイに関して「アナスティローシス」が言及されるのは、1934年を待たなければならない¹³。

他方、『学院紀要』には、1933年の時評に次のようなアテネ会議への言及がある。

一部、失われた石材は特に東正面で新材に置き換えたが、モールディングの輪郭は粗加工のまま残された。これらの石材には装飾がなく、古材の隣に新材が使用されている場所を容易に判別できるようになった。この手法はオランダ領東インド考古学局の方法に準じており、1931年10月にアテネで開催された「芸術及び歴史的遺跡の保護と保存に関する国際専門家会議」の結論にも適合する。¹⁴

このように、マルシャルがジャワに学んだ手法は、その後に「アナスティローシス」に置き換えられ、アテネ会議と関連付けて説明がなされ、普及していくことが読み取られる。逆に言えば、それ以前のアンコールでは、当初材を原位置に戻すという意識は薄かったことが推定されよう。1934年の日誌には、次のようにある。

3月31日(土) 東側ポルチコ外部の扉の上枠が2つに折れているため、内部に2本の頑丈な金属棒を用いて接合する必要がある。この上枠は、解体前には原位置になかったが瓦礫の中から発見された。その上部にある装飾リネルは間違いなくパルマンチエ氏が最初の発掘作業で発見したもの一つである。

だが発掘時に彼が傍に保管した複数のリネルの中で、どれがどの部分に相当するか、いまだ完全に特定できていない。当時、このモニュメントのアナスティローシスは予定されていなかった。¹⁵

5. 「アナスティローシス」の定着とその後の展開

上述のように、当初は「小規模な建物や特定の価値を持つ建築物、丁寧に建てられた建物の修復」に適用できるとされた「アナスティローシス」は、次第に大型の寺院にも採用されていった。第二次世界大戦を経て、1960年代になると、保存官ベルナール=フィリップ・グロリエによる多数の発掘調査、修理工事が国際的な議論と歩調を合わせるように展開する。例えば、この時に修復されたプラサート・クラヴァンでは「修復は仮説が始まる時点まで止まる」「付加工事には現代の印を持たせる」(第9条)といった、1964年のバニス憲章の内容も読み取れる(図2)。



図2 プラサート・クラヴァンの全景(左)と中央祠堂修復断面図(右)。5基の煉瓦造祠堂はいずれも屋根部分は完全に復元せず、「推測がはじまるところ」で止まる。基壇と壁体内にはRC構造体が挿入され、新しい煉瓦に刻印が打たれた。(図面出典: EFEO)

1970年代の内戦を経て、アンコール遺跡は1992年にUNESCO世界遺産(危機リスト)に記載され、国際社会の協力のもとに保存修復活動が再開された。その20周年を記念して、2012年に採択されたアンコール憲章には、「アナスティローシス」と解体再構築とを比較して、次のように明記されている。

アナスティローシスは解体再構築の技術と混同されるべきではない。両者には共通点もあるが、アナスティローシスは、既に崩壊や除去された石材や断片を元の位置に戻すことを指す。場合によっては新しい石材を使用することもある。¹⁶

すなわち、「アナスティローシス」とは、崩落した部材や断片を破棄せず、再用することであり、ここに既存の構造物の解体プロセスは含まれない。しかし本稿で見てきたように、バンテアイ・スレイにおけるマルシャルの修復では、解体を伴う再構築が行われた。これを当時、「アナスティローシス」と呼んだわけではなかったが、この

手法が後にアテネ憲章の「アナスティローシス」として説明されたことから、その後の一定の混同に繋がったものと思われる。現在も文化遺産保存修復関係者の間でたびたび議論となる「アナスティローシス」の解釈について、改めて検討に値する問題ではないだろうか。

6. 結び

本稿で見てきたように、アンコール遺跡の保存修復では、フランスに先行して、オランダがジャワで実践していた遺跡の保存修復技術が参考とされた。1923年のマルロー事件をきっかけとして、1930年にジャワの手法が採り入れられるが、これが1932年にはアテネ憲章の「アナスティローシス」と関連づけて説明されたことが、解体再構築との相違を曖昧にしたまま、現在に至っていると考えられる。これは一つの例に過ぎないが、国際憲章に用いられる言葉は、端的であるがゆえに、その背景や意図を十分に紐解き、丁寧に解釈していくことが求められるだろう。

【註及び主要参考文献】

- Athens Charter for the Restoration of Historic Monuments, Adopted at the First International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments, 1931, Athens.
- Chercheurs d'Asie: *Répertoire biographique des membres scientifiques de l'Ecole française d'Extrême-Orient*, 2002, EFEO.
- Henri Marchal, op. cit. 筆者による仮訳。以下同様。
- ブルギエ氏は当時ヨーロッパではアテネ憲章に向けた議論がすでに進行中であったとする。Bruno Bruguière: "Les "marches" d'Angkor", *Guide archéologique du Cambodge, Archaeological Guide of Cambodia*, tome VI, p.252
- "Chronique", 1930, BEFEO, p.187
- "Chronique", 1931, BEFEO, p.312
- Étienne Lunet de Lajonquièvre: *Inventaire des Monuments du Cambodge*, 1902-1912, Paris, E. Leroux [PEFO], 3 vols.
- Henri Parmentier: "L'art d'Indravarman", p.1-98, 1919, BEFEO
- マルロー事件と極東学院の活動との関連については、藤原貞朗『オリエンタリストの憂鬱』p.239-276, 2008, めこん、に詳しい。
- Ibid.*, p.268
- BAYAN: *Bibliothèque numérique de l'EFEO*より引用。
- Rapports CA, 1932年9月「バンテアイ・スレイ-過去数年間にこの小さな寺院で開始された再建作業は、引き続き同じアナスティローシスに従って進められている」。以後、1973年まで、この言葉の365回の使用が確認できる。
- 「バンテアイ・スレイ-過去数年間にこの小さな寺院で開始された再建作業は、引き続き同じアナスティローシスに従って進められている。」p.767, 1934, BEFEO
- p.518, 1933, BEFEO
- BAYAN: *Bibliothèque numérique de l'EFEO*より引用。
- Angkor Charter: Guidelines for Safeguarding the World Heritage Site of Angkor, p.90, 2012, 筆者による仮訳。

文化多様性の視点からベニス憲章を考え直す

周 嘯林

木造建築遺産保護の中比較研究に従事している関係で、海野先生から招待を預かり、ベニス憲章WGに参加でき、今回の会議にも光栄に思いつつ参加した。収穫が大きく、同じ東アジアの木造文化圏の一員として、自分の浅薄な見解を皆さんに共有できればと考えている。

2024年8月31日開催の日本イコモスフォーラムで稻葉先生が発表されたように、今や世界各国の建築遺産保護学界では、自国の伝統に基づいた遺産保護の独自な方法を模索しており、まさに文化多様性の時代と言えるのである。こうした背景の中で、現代の建築保護の基礎となるベニス憲章について再考することが求められている。ベニス憲章を巡る様々な議論、例えば、それが時代遅れの文書なのか、依然として有効な規範なのか、進むべき道を示す指針なのか、あるいは前進を妨げる負担なのか、これらの問題にどう答えるかは、各国が自国の文化背景の中で、「過去」や「過去の物」に対する伝統的な態度と、近代以降の国際社会が形成してきた遺産保護の共通認識との関係をどのように捉えるか、また各が自國文化に基づいた遺産保護の方法を形成すべきか、あるいは形成できるかという問題にかかっていると考えられる。

これらの問題に対する回答の中で、日本が1992年に世界遺産条約に加盟して以来行ってきた一連の努力、特に「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」や、日本の国家憲章を目指した現在の取り組みが広く認められるところである。しかし、文化多様性というテーマは、相対主義に陥りやすいリスクも孕んでいると言える。中国も2000年以降、国際社会に自国の文化遺産に対する理解を発信しようとしており、中国ICOMOSは2000年に「中国文物古跡保護準則」を通過させ、2015年に改訂した。さらに、2007年には「北京文書—東アジアにおける文化財建造物の保護と修復に関する文書」を発表した。また、2005年には一部の専門家や伝統建築設計・施工業者が自ら「曲阜宣言」を発表し、中国の木造建築の伝統から復原・再建の方法を探求しようとした。しかし、これらの取り組みは、文化の自信を高めると同時に批判も

招いている。特に「曲阜宣言」は中国国家文物局からも承認を得られておらず、例えば2011年の広州光孝寺の保護計画に関する意見書では、国家文物局が「〈曲阜宣言〉を計画策定の根拠とするのは適切ではなく、削除すべきである」と明記している。この文化多様性に関する反省は、日本にとっても参考になるかもしれない。

言うまでもなく、本格的な建築遺産保護という概念は現代的なものである。近代以前においては、東西を問わず、建築物は往々にして実用品としてしか見做されておらず、破損すれば修理し、古くなれば再建し、廃棄された建材は別の用途に転用されるのが常だったのである。例え一部の建築が最初から記念性を持っていたとしても、例えば西洋の凱旋門や記念柱、東洋の寺院や神社など、建物は常に維持されてきたが、これは依然として「保護」とは言い難いものであった。これらの維持活動は記念性を目的としたものであり、必ずしも元の形式に沿って修復されるわけではなく、むしろ経済的に可能であれば、できるだけ規模を拡大し、新たな装飾が施されてきた。日本には式年造替の伝統があり、一定の形式を保存しようとする試みが見られるが、出雲大社や伊勢神宮の事例を見ても、それが完全に同じかたちで再現されるわけではなく、時には大きな差異が生じたこともある。さらに、記念性を目的として保護されていた建物は、その記念性が失われると維持の必要がなくなり、時には破壊の運命を逃れられないこともある。例えば、ローマのパンテオンが教会に改造されたように、中国における法難や、日本の近代における廢仏毀釈がその例である。

ベニス憲章に代表される現代の建築遺産保護は、フランス革命や産業革命後の近代ヨーロッパに起源を持ち、この「現代」の保護は、建築遺産の歴史価値と経年価値を重視することを特徴としている。その発展過程において、修復と反修復の論争が行われ、最終的には原状を保護し、修復ができるだけ避ける(特に推測を伴う修復を避ける)方法が主流となった。

今日、文化多様性について議論する際、多くの人が自國の歴史的な独自の伝統を例にあげて、ベニス憲章を始めとする修理手法に反対する意見を出すことがある。例えば、中国では古くから永久の記念碑を建てようとはせず、修理と復元を繰り返してきたことが伝統だと考えられ、また、彩色の塗装は木材を保護し、建物の格式を区

別する重要な部分であるなどの意見が出されている。そして、これに基づき、現代においても大胆に復原し、彩色を塗り直すべきだと主張されている。

このような考え方は木造建築の特徴を視野に入れる点が評価できるものの、ここには一つの論理的誤謬がある。それは、中国の前近代の維持方法と西洋の現代の保護方法が比較されている点である。前述のように、西洋でも前近代には古いものを取り壊し新しいものを建て、彫像の頭部を打ち壊して新王の顔を付け替えるようなことが繰り返されていた。ただし、西洋の建築は主に石造であり、廃棄されても、遺跡や埋蔵物として残り続けるため、まるで古くから保存されてきたかのような錯覚を人に与えている。一方、ヨーロッパでは産業革命を経て、過去との断絶感が感じられ、過去が遠い異郷のように思われたことから、建築遺産保護の意識が芽生えたとされている。西洋の人々は伝統的な方法と決別し、今日の修復理念と方法を徐々に形成してきた。つまり、現代の修復方法は東洋の伝統ではないが、同様に西洋の伝統でもない。言い換えれば、これは東西の差異ではなく、伝統と現代の違いであろう。

とはいって、トクヴィル『旧制度と大革命』では「大革命がどのように起こったかは、実は革命前の旧制度によって既に決定されていた」と結論付いている。例えヨーロッパの近代化による断絶が、伝統時代の建築の扱い方と現代の建築遺産保護の観念を完全に分離したとしても、この断絶自体がヨーロッパならではのものであろう。ゴシック・リバイバルのもとで、イギリスでは廃墟を愛するロマンチックによって、懐古的な情緒に惹かれ、現状保存を重視する道を歩んできている。一方、中央集権的な伝統の強いフランスでは、國家の榮光を彰顯する修復の道が好まれていた。しかし、もし西欧以外の国々が自國の伝統に基づいた建築遺産保護の方法を確立させようとしているならば、フランスやイギリスも18世紀の道に再び戻ってしまうことが許されるだろうか。ヴィオレ・ル・デュクの意匠修復(stylistic restoration)を受け入れることができるのだろうか。もし答えが「ノー」ならば、日本や中国が伝統の中で古建築の扱い方にどう向き合い、そこからどのように取捨選択し、自國の「現代的」かつ「本国的」な建築遺産保護の方法を確立させるかを考える必要があるだろう。

実践の観点から見ると、ベニス憲章に対する批判は「縛りが厳しすぎて、枷になった」というのがほとんどであり、「基準が緩すぎる」と指摘されたことがあまり見られない。これは、ベニス憲章が規範として一定の役割を果たしており、憲章に則って修復される建築遺産が大きく損なわれることがないことを示している。少なくとも、遺産をめぐる様々な核心的な価値が可能な限り維持することは保証されていると考えられる。「憲章を捨てろ」という意見や、「各国独自の修復憲章を作れ」という声はいずれも、建築修理の際に「基準の緩和」を目指しているに過ぎないのであろう。

一方、バラ憲章が強調している「文化的 importance」や、最近流行している「歴史的都市景観」といった概念は、遺産の無形の「文化的意味」や「ライフスタイル」の側面を重視しようとしている。こうした保護範囲の拡大の傾向は、最初段階の「建築遺産」と比べると、物質的な価値があまり重要でなくなり、非物質的な価値こそが「今のトレンド」であるかのように思われるがちである。しかし、建築遺産を形成する物質的存在が持つ、職人の手による唯一無二の「作者真正性」(authorial authenticity)が軽視されるおそれがあるため、前述の考え方もリスクを伴う。すなわち、われわれに偽りの安心感を与え、伝統の方法で歴史を再び繋ぐこと、遺産を再創造することができるかのように人々を誤認させてしまう。しかし、残念ながら、リーガルが指摘しているように、これらの文化遺産は「発展という鎖の、後から補うことが不可能な、動かしがたい一分節」である。われわれの置かれている現代の状況は、過去の伝統とは本質的にすでに断絶しており、いかに惜しもうとも、いかに伝統を追い求めようとも、現在行わることは全て過去と異なっていると言っても過言ではない。現在に残された物質的実体をしっかりと保存することこそ、あらゆる「保護」の前提であり、「文化的意味」を保存するためにも必要不可欠なことであろう。

したがって、文化多様性と非物質的な文化的意味を追求することは、実はベニス憲章に要請される修復よりもさらに高い水準を要している。憲章冒頭で述べられるように、建築遺産は単に一国の文化の結晶に留まらず、全人類が共有する財産である。国際社会が認める歴史価値、経年価値、芸術価値などを保護することが前提であ

り、その上で各国の文化伝統の中で自国の文化的特色を發揮できれば、それに越したことはない。しかし、それは非常に高い水準の修復が要求されることとなり、建築遺産の本体に対する歴史研究が十分に成され、現代の保護原則と自国の伝統について深く理解されることが不可欠である。また、優れたデザインも必要であり、さらに重要なのは、経済的・制度的な支援が求められる。これを実現させるためには、時機や条件、人々の協力が全て揃うことが必要であり、実に簡単なことではない。自国の「憲章」によって修復に課せられる諸条件が緩められ、伝統という大義の下で特定の修復行為が許されれば、取り返しのつかない結果を招きかねない—建築遺産の価値の一部が永遠に失われるであろう。このような現象は中国で既に起りつつある。中国の建築遺産保護事業では既にベニス憲章の精神が受け入れられているが、管理制度や技法継承といった問題から、現場で実際に行われている作業は憲章の基準には遠く及ばない。このような状況で、文化の独自性を名目にしてさらに大胆な復原が許可されれば、必ず破壊の結果がもたらされる。実際、前述した曲阜宣言は、まさに、伝統文化という名の下で業者が倣古と復元の工事をより多く請け負うことができるようになるという政治的な動きであると、研究者らに批判されている。

以上を踏まえ、ここでは、ベニス憲章を、19世紀以来の、国際的な遺産保護事業において長い間にわたり議論が重ねられてきた結果、保護の質が保証できる基準を示すものだと考えたい。われわれはこの基盤の上に立ち、ここよりさらに前進すべきである。今の世代において進むべき方向の一つは、明らかに文化多様性を重視しての建築遺産保護であろう。筆者が望んでいるのは、各国が「和而不同」、様々な遺産保護の方法を見出すことであり、伝統を大義にこれまで築かれた現代の共通認識を捨て去ることではない。ベニス憲章を最低限の基準とし、各国がその上でさらなる方法を模索していくことは目下われわれに課せられた課題であろう。

【主要参考文献】

4. 2007 陸地『建築遺産保護、修復與康復性再生導論』2019, 武漢出版社
5. 「關於中國特色的文物古建築保護維修理論與實踐的共識別——曲阜宣言」『古建园林技术』p.3-4, 2006.1

近現代建築におけるベニス憲章の有効性 —民間建築家の立場から—

田原 幸夫

私が初めてベニス憲章に出会ったのは、今から約40年前、ベルギーのルーヴァン大学大学院のコンサーベーションセンター(図1)に留学の機会を得た時のことでした。同センターは、ベニス憲章の起草に中心的役割を果たしたR.ルメール教授が主宰する社会人のための保存修復専門課程で、世界各国から25名の建築家や研究者が集まっていました。また講師陣にはやはりベニス憲章起草の中心メンバーであるP.フィリッポ氏、J.バセゴダ=ノネル氏といった、当時ヨーロッパの保存分野をリードしていた専門家が顔をそろえていました。私は建築設計の実務家なので、ルメール教授のもとで、その後



図1 ルーヴァン大学コンサーベーションセンター
17世紀の領主の館を大学の研究所として保存活用。UNESCO, ICOMOSの後援のもと、1976年に設立され、現在はルメール・センターと呼ばれる。世界から集まった建築保存関係者が学ぶ社会人教育コース。



図2 グラン・ベギナージュ (Grand Béguinage)
13世紀に起源を持つ歴史的街区。この街区の保存再生事業はベニス憲章起草年と同じ1964年にスタート。ルメール教授の指導によるこのプロジェクトはベニス憲章の実践的モデルでもある。(詳細については参考事例集58ページ参照)

UNESCO世界遺産に登録される、グラン・ベギナージュ(図2)という歴史的街区の保存活用設計を通じて、ベニス憲章を初めて学ぶことになりました。これが私とベニス憲章の出会いです。

しかし当時はまだ日本がUNESCOの世界遺産条約に加盟していなかったこともあり、ベニス憲章などの理念をもとにベルギーで経験した研修が、帰国後、日本の建築家として今後の設計活動に役に立つんだろうか、と考えたものです。しかしその後1992年、日本が世界遺産条約に加盟したことにより、状況は大きく変わりました。建築学会の『建築雑誌』でも1993年8月号で「保存・修復・復元のフィロソフィー」という特集が組まれ、ベニス憲章についても議論されていたことをいまだに記憶しています。さらに、その後の奈良会議等を経て、建築界でも歴史家だけではなく、一般の民間建築家の間でも保存への関心が高まり、そうした議論の中で「ベニス憲章」に言及される機会が増えていったようです。そして「オーセンティシティ」という言葉が度々用いられるようになっていきました。しかし問題はベニス憲章や、さらにはこの憲章のルーツともいえる1931年の「アテネ憲章」などについて、中身をよく理解せずに論文などに引用する動きが見られるようになっていました。特にアテネ憲章については、1933年のCIAMによるアテネ憲章と混同している研究論文が多数見受けられました。それと最も大きな課題は、ベニス憲章はそもそもヨーロッパの理念であり、日本の保存実態には合わないものだ、という主張をする専門家も多くいたことです。また設計を生業とする建築家の間では、ベニス憲章は国宝や重要文化財といった指定文化財の世界における極めて厳格なルールであり、設計の実務家には無関係のもの、という捉え方をするのが一般的でもありました。

私がベルギーでルメール教授の指導を受ける中で学んだベニス憲章は決してそのようなものではなかったのです。何しろ憲章の第一条には「歴史的なモニュメントの概念は、単独の建築物に加え、重要な発展又は歴史的出来事を物語る都市域又は集落域を含む。その範囲は、偉大な創作物だけでなく、時間と共に文化的意義をもつようになつた、控えめな作品にも及ぶ。」(仏語版新訳による)と書かれているのですから。

しかしベルギーから帰国した1980年代中頃は、日本

経済がバブル期に入り、民間の設計事務所に戻った私の周りは保存どころではなく、新築のビッグ・プロジェクトが目白押しでした。そんな中で、一民間建築家として、ベルギーでの貴重な経験をどのように生かしていくのか、相当悩んだものです。

そんな時、JIA(日本建築家協会)から突然声がかかったのです。当時JIAでは、「ヨーロッパのように建築家(Architect)というものは、新築設計だけでなく歴史的なものの保存についても積極的に取り組むべきである」と考えるグループが「保存問題委員会」という活動組織を立ち上げており、それに加わってくれないか、とのお誘いでした。その時、恩師のルメール先生が、グラント・ベギナージュという歴史的街区の保存活用を指導されながら、ルーヴアン・ラ・ヌーヴという新学園都市のデザイン指導もされていたこと、そして「過去の文化遺産」を大切に守り継承していくという行為は、現代の都市や建築を「未来の文化遺産」として大切に作り上げていくという行為とセットでなければならない、と言われていたことを思い出したのです。つまり、建築家の役割は「人間の快適な生活環境創り」ということにあり、保存も新築も基本的には同じなのだと改めて確認し、JIAの活動に積極的に協力することにしたのでした。

またこれをきっかけに、ベニス憲章とデザインの関係について、実務家向けの季刊誌などに寄稿を行いました¹。こうした新たな流れの中で、JIAのメンバーの協力のもと、日本イコモスの研究会として「近現代建築の保存について考える」という連続シンポジウムを実施し、多くの方々と議論を交わすことも出来ました。またこの時の参加メンバーを核として、その後、モダニズム建築の国際的保存団体であるDOCOMOMOの日本支部DOCOMOMO Japanが2000年に発足するのです。さらにICOMOSにおいても20世紀遺産委員会(ISC20c)が組織され、日本イコモスでも20世紀国内学術委員会(NSC20c)の活動が始まりました。近現代建築の保存が、やっと建築界全体のテーマになっていったのです。

現在では民間の建築界でも、かつてのように「ベニス憲章」は国宝や重要文化財といった指定文化財の世界における極めて厳格なルール」と捉えられることは少なくなった。また優れた保存の仕事が「業績」ではなく、建築家の「作品」としても認められる時代になりました。

た。これからの日本の建築界において、ベニス憲章がより多くの方々に正しく理解され、憲章の精神を踏まえた保存の仕事が数多く生まれることを期待したいと思います。

今回のベニス憲章日本語新訳の作業に寄せる私の基本的な想いは、憲章は決してごく限られた文化財を対象とするものではなく、世界各国各地方の多様な文化を大切に継承するための基本理念であることを確認すること。そしてそのために、今までの英語版訳に加えて、憲章のオリジナル版である仏語版からの訳も作成し、文化的多様性についてより理解しやすいベニス憲章日本語新訳を完成させることでした。そうした私個人の想いを日本イコモスとして受け止めて頂き、2年前に第一小委員会・憲章WGの作業がスタートしたのです。憲章の新訳作成等に貢献された皆様に心からの敬意を払うと共に、ICOMOSの基本的精神としてのベニス憲章を、今後とも大切にしていきたいと思っています。

最後に、恩師であるルメール教授が常に言っていた「ベニス憲章」についての先生の想いを記して、私のご報告を終えたいと思います。

「〈ベニス憲章〉はドグマではないし、決してそうなくてはいけません。〈憲章〉は“原則”なのです。コンサバーションに一般解ではなく、それぞれの担当者が〈憲章〉の精神を理解した上で、真剣に個別解を導き出すことが重要なことです」(R.ルメール)

【註】

- 田原幸夫「ベニス憲章に学ぶ建築蘇生術」『季刊・ディテール』 彰国社、連載:1997年夏号~1999年秋号

日本における今後のベニス憲章の実践について —保存修理技術者育成の立場から—

野尻 孝明

ベニス憲章を訳し直すという、今回の一連の作業の中で、作業の中間報告と日本における同憲章の意義及び実践についての日本イコモスフォーラムが2024年8月に開催された。そこで行った「保存修理技術者育成の立場から」と題した数分間の報告について記しておきたい。報告は(1)ベニス憲章の今日的意義について、(2)日本における今後のベニス憲章の実践について、とした2つの区分からそれぞれ3本ずつの話題提供があり、その中で(2)の一つとして行ったものである。

重要文化財に携わる修理技術者は保存修理工事の現場でもっぱら駐在して設計や監理に携わり、経験を積んで技量を向上させていく。それと同時に若年の育成の過程では「養成教育」を一律に受講し、公共団体、公益法人、私企業といった自身の所属団体以外の技術者と教育の場を共有して研鑽を積む。座学と実習、見学などから成る480時間の課程を履修しつつ、現場での経験をまずは6年程度積むことで、「主任技術者」として国に承認される条件を得ることとなる。この後さらに年々の中堅技術者研修や主任技術者研修を受け続けて階梯を上がってゆく制度となっている。

初任者の受ける課程の中で、ベニス憲章というものについてどの程度触れられるかは、講師の差配によるが、全課程の中で講義の一コマだけである場合が多い。今回の訳し直しの議論においても「ベニス憲章は保存修理の現場で参照されていますか?」と問われたことがあったが、そのような機会はまずないといってよいだろう。概念的な「憲章」は修理工事の指導・監督的立場からは参考されるかもしれないが、日々現場に立ち会う主任技術者の業務からは距離がある。従って技術者は初任者の時期に「教養」として学び、その後振り返る機会はほぼない。技術者は現場での実務において工事に着手する前の実測や写真撮影などから、着工後の解体調査、仕様調査、技法調査、痕跡調査等々に携わって記録を残し、修理方針を決定するための資料を収集し、慎重に考察を加える。工事にあたって古材を傷つけないよう細心の配慮をする

ことも現場で指示する。修理の方針は現場の技術者の考え方もあるが、地元の文化財行政関係者、文化庁、専門家、研究者、そして所有者たちとの協議により合意を形成していく。方針決定後、現場の技術者が心得るのは再用する古材を徹底的に尊重することである。古材の削りくずを発生させてはならない、という教えは現場には脈々と生きている。いわば現場の実務家には「(モノを)保存する」という考えが、血肉化していると言ってよいだろう。

他方、現場で直面し日々判断を迫られる事柄には、ベニス憲章に照らすとはたして適合しているのだろうかと疑問になることもあるのは事実だ。例えば維持管理的な塗装の化粧直しや屋根の葺き替えは在来の材料を取り替えることを前提としているし、「復原」するということも、歴史的積み重ねを人為的に変更することになるだろう。大小様々な課題はあるものの、それが大きな問題だと聞くことがないのは、憲章(理念)はマニュアル的なものではなく実務(現実)との間に距離があるという単純な理由もあれば、従来の日本の保存修理の考え方が、近代以降「保存」を意識して対処するようになる以前からの木造建築の維持・継承にかかる手法や考え方を伝統として背景に持つことがあるだろう。木造建築の保存修理として、(憲章の文言に関わらず)現実的な対応がなされてきたことが、保存の手法として説得力を持って受け入れられ、差異は問題視されることなく、結果的に干渉は少ないと判断してきたからだと言える。

だが、現場で適切な保存が行われることと、国際的な憲章について知見があることは話が別だ。教養で終わっていた「憲章」のこと、そしてそれと現実は差異があることをまずは意識してもよいだろう。

修理現場の素屋根は閉鎖された空間である。しかしこの中には、洞窟のように奥深い世界が広がっている。中にいただけでは気付かないが、自分たちの居場所を外界との差異を意識して相対的に知ることで、個々と全体の成果の向上が図られることだろう。保存修理は伝統的技術を必要とするが、しかし伝統芸ではなく、それ以上にサイエンスでなくてはならない。折に触れて血肉化したものを相対化する、これを繰り返すことが重要だ。

日本では天皇の宮殿さえも移築された

藤井 恵介

世界遺産登録（文化遺産）においては、かつて以下の四項目のオーセンティシティーが必要とされていた。

- ①意匠、②材料、③技術、④環境。

日本の建築は伝統的に木材を主たる材料としてきた。①②③は石材を主とする西洋建築を念頭に発想された条件であるけれど、木造建築の遺構にも要求されるので、常に注意する必要がある。④材料、については、日本での文化財建築の修理が取り上げられて、腐朽した部材の交換や全解体修理が批判の対象となった。伊藤延男先生がクヌート・アイナール・ラールセン氏を日本に招聘し、「Architectural Preservation of Japan, 1994」を書いてもらったのは、日本の文化財建造物の修理における課題をヨーロッパ人たちに理解してもらおうと考えたからに他ならない。この本の中には、日本の木造建築の修理方法がベニス憲章に適合していることが強調されている。

私はかつて20年ほど前に、日本で伝統的に実施されてきた「建築の移築」について、大学院生たちと勉強したことがあった。それ以前には単発的な研究があって、断片的な事例紹介がなされていたのだが、その全体像が把握されたことはなかった。建築の移建は、位置が移動してしまうから④環境に対する決定的な反例となる。

多くの実例が報告されたのだが、最もシンボリックだったのは、藤原宮大極殿が710年の平城京遷都の時に解体移築されて平城宮の大極殿となつことである。

「日本古代宮殿（大極殿）の存在形態」（図1）に示したのだが、この大極殿は、さらに33年後に恭仁京に移築され、その139年後に焼失して地上から姿を消した。また、同時期に存在していた後期難波宮の宮殿建築群は784年の平城京から長岡京遷都の時に、多くが解体移築されたらしいのである。

天皇が鎮座する日本の政

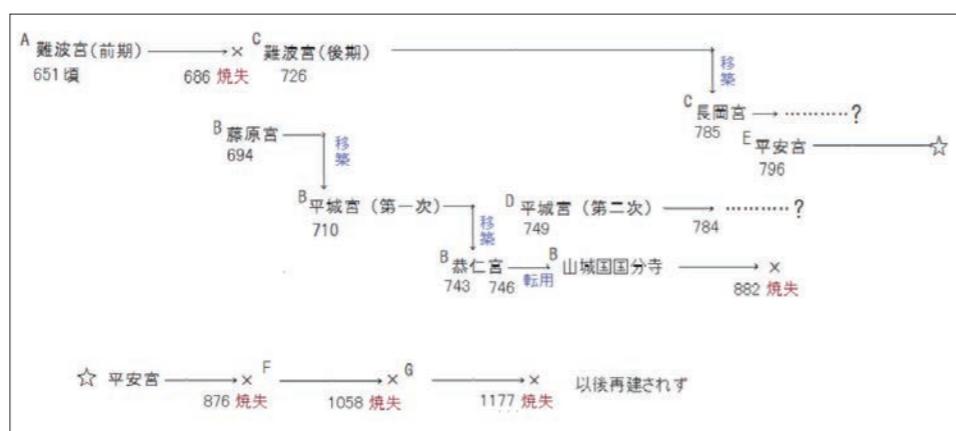


図1 日本古代宮殿（大極殿）の存在形態

治の中心であり、しかも最大の建築が、何度も解体移築されてきたのである。

このことが可能だったのは、ひとえに建築が木造であったためである。木造建築は柱を立て、梁を渡して、屋根を組み上げて棟木をあげる、というように、下から主要部材を組んでいく。しかも部材を接着剤などで緊結せず、釘で止めるのである。この逆のプロセスをたどれば、部材を破壊せずに全てを解体することができるのだ。解体・運搬・組上げの費用も相当だが、山から新たに木を伐りだして部材を作り出すより安かったのではないか。

このように、国内最大の建築を何度も何度も解体して、部材を運搬し、新しい土地に組み上げるのであるから、他の建築も当然このようなことがあつただろう。庶民の家は、掘立柱だったから、引き抜いてバラバラにして、新しい都市に移築したと推定できよう。

鎌倉時代には、鴨長明のように、組み立てると方一丈（3m四方）の家になる部材を、牛車に載せて適地を求めて移動する人まで現れた（少数の例外とは思うが）。

このような事例は、以後も多様な建築でみることができ。茶室や門の建築もその一例である。

【主要参考文献】

- 藤井恵介「方法としての移築—移築研究序説—」『日本建築史の方法』2024、中央公論美術出版
- 「〈建築の移建に関する研究〉科学技術成果報告書」2002、（東京大学藤井研究室）
- 藤井恵介「前近代日本の建築の寿命」『建築史学』65号、2015

日本における木造建築遺産保存とベニス憲章

マルティネス アレハンドロ

1. はじめに

ベニス憲章はヨーロッパの専門家によって、石造建築遺産の保存を念頭に置いて作成されたため、日本では適用できない、と言われることが多いが、果たしてそうだろうか。ベニス憲章が採択された際、日本の木造建築遺産の保存が考慮されていなかったことは確実だが、ベニス憲章で提唱されている理念と、従来から日本で行われてきた保存修理の手法が共通する部分が決して少なくない。本稿では、日本における木造建築遺産の保存の手法とベニス憲章の内容を照合し、ベニス憲章と合致する要素、ベニス憲章で想定されていない要素、ベニス憲章と矛盾する要素の三つの項目に分けて、日本の木造建築遺産保存とベニス憲章の整合性について考察したい。

2. ベニス憲章と合致する要素

ベニス憲章の条文を確認すると、多くの点において日本の木造建築遺産保存と考え方が合致していることがわかる。ベニス憲章第4条で強調されている日常の維持管理の必要性は日本では古くから強く意識されており、第5条で提唱されている保存と活用の両立は、ベニス憲章に14年先立って公布された日本の文化財保護法にも掲げられている。また、現代的な保存技術の利用を許容しつつ、伝統的な修理技術を優先する日本の保存方法は、ベニス憲章第10条と合致している。さらに、ベニス憲章第12条では、欠損部分を補足する要素は、全体と調和すると同時に、オリジナルの部分と区別できるようにすることが要求されているが、日本では補足材をオリジナルの部材と同じ仕様・技法にすると共に、修理年号を記した烙印によって区別されている。最後に、ベニス憲章第16条では、修理事業の内容を報告書に記録し、出版することが推奨されているが、少なくとも国指定の文化財建造物について言えば、日本はこの条項を実現している数少ない国の一である。1930年に刊行された東大寺南大門の報告書を嚆矢として、日本では統一した書式に基づいて修理工事報告書が作成され、刊行されているが、ヨーロッパ諸国では修理事業の情報を公開するための体系的な制度はいまだに見られない。

上記の通り、日本の木造建築遺産保存の主要な部分は、ベニス憲章の内容と合致していると言える。さらに、多くの点については、日本ではベニス憲章の採択に先立つて、ベニス憲章に提唱されている理念が既に実践されていたことからわかるように、これは日本がベニス憲章から影響を受けたからではない。近世以前の伝統的な修理方法と明治以降に導入された実証的なアプローチの融合から発生し、試行錯誤を重ねながら発展した日本の木造建築遺産の保存方法が、結果として、ベニス憲章の理念に集約されているヨーロッパの保存方法に極めて近いものに到達したと考えたほうが正確であろう。

3. ベニス憲章で想定されていない要素

一方、日本の木造建築遺産保存では、解体修理や部材の取り替えなど、ベニス憲章で想定されていない手法も見られる。

経年による部材の劣化は、無論石や煉瓦の建造物にも影響を及ぼすが、木造建築の場合には腐朽による劣化が比較的早いため、特に重要な課題である。古材を最大限に保存すべきであるという原則が、ベニス憲章の条文では明文化されていないものの、おそらく大前提として内包されていると言えるだろう。しかし、この原則は劣化した部材の必要最小限の取り替えを禁じているわけではない。事実として、ヨーロッパの石造や煉瓦造の建造物の修理において、劣化した部材の取り替えが標準的な修理方法として実施されている。さらに、ヨーロッパの木造建築の修理事例を確認すると、日本と極めて近い手法が適用されていることがわかる。その一例として、ヨーロッパの中でも、保存に対して特に厳格な姿勢を示すイギリスの古建築保護協会が1929年に出版した修理方法のマニュアル¹があげられる。その内容を確認すると、木造の屋根の修理では、古材の腐朽した部分を切り取り、新材に取り替え、古材と新材の接合を伝統的な継手によって行なうことが推奨されている（図1）。ベニス憲章が採択された国際会議では、このマニュアルで紹介されている修理方法が評価された²。したがって、古材を最大限に保存しつつ、必要に応じて腐朽した部材を取り替えるという日本の修理方法は、ベニス憲章の精神と相反するものではないと言える。さらに、日本では、劣化した部材の取り替えは、欠損部分の補足と同様に、ベニス憲章第12条に定められている調和と区別の原則に沿つ

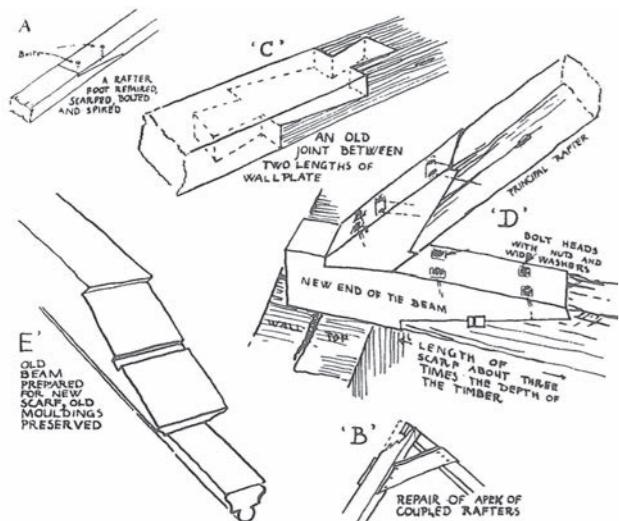


図1 イギリスの修理マニュアルに紹介されている木造トラスの修理方法（出典：註2参照）

て行われている。

また、日本の木造建築遺産保存では、特に傾きや不動沈下などの変形が著しく、破損状況が深刻な場合には、部材を一旦分解し、個々に補修したうえで、変形を修正しながら再び組み直す、いわゆる「解体修理」という方法が適用されることが多い。この修理方法はベニス憲章では言及されていないが、類似する「アナスティローシス」が、第15条において適切な方法として認められている。ただし、アナスティローシスは、既に崩壊した部材をもとの位置に戻すことを指し、厳密には、部材を分解するところから始まる解体修理とは異なることに注意すべきである。

分解と再構築による解体修理は、変形を修正するためには有効な方法であり、木造建築に限らず、世界中で広く行われてきた。石造建築の事例として、1930年代にカンボジアのアンコール遺跡において、フランスの専門家によって実施されたバンテアイ・スレイの解体修理が挙げられる。また、ヨーロッパ諸国では、木造建築の解体修理の多くの事例が見られる³。後述のように、新しい材料による再建が強く批判されていることに対して、ベニス憲章ではアナスティローシスが認められており、分解と再構築については特に言及されていないことから、日本で行われている木造建築の解体修理は必ずしもベニス憲章の精神と矛盾しているものではないと思える。

すなわち、解体修理も部材の取り替えも、程度の差は

あれど、ヨーロッパでも行われてきた手法であり、ベニス憲章では想定されていないが、本質的にはその精神と相反していないと言える。

4. ベニス憲章と矛盾する要素

一方、日本の木造建築遺産保存では、ベニス憲章の内容と明確に矛盾する要素も存在する。特に、修理の際に行われる復原と、考古遺跡における失われた建築の再建が指摘されるべきである。

修理の際に後世の増改築を撤去し、建物を過去の姿に戻す復原は、ベニス憲章における「レストレーション」に相当する。第9条から第13条にかけてその方法が記載されており、推測を含まず、確実な資料に基づいて行うべきであること、そしてその判断を担当者個人だけに委ねるべきではないことが提唱されている。これらの点について、日本における復原はベニス憲章の条件を満たしていると言える。しかし、ベニス憲章では、レストレーションは「例外的な条件に限って」（第11条）正当化できる、「特別な性格を持つべき」（第9条）行為として位置付けられていることが重要である。すなわち、全ての時代の価値ある貢献を尊重する現状修理が基本とされるべきであり、レストレーションはあくまでも例外的な場合に限定されるべきであるというのがベニス憲章のメッセージである。

日本では、修理の際に復原を行うか、現状修理を行うかが、ケースバイケースで判断されるが、結果的には、大多数の場合には復原が選択されることが、統計データから明らかである（図2）。1992年から2001年に解体修理・半解体修理が完了した110件の修理事業を分析すると、建築当初の姿に復原された建物が45%、後世の改造時の姿に復原された建物が31%を占め、両方を合わせると76%の修理事業では何かしらの復原が行われたことがわかる。対して、現状の姿のまま修理された建物は23%に留まっている⁴。つまり、日本では、復原がむしろ主流で、現状修理は例外的であると言わざるを得ない。日本では復原の割合が高い理由として、解体修理によって変形が修正されるため、建物が変形した後に増築された部分を保存することが難しい、という技術的な原因があげられる。しかし、歴史的建築を特定の時代の標本として捉え、歴史の積み重ねを表す後世の増改築を過小評価する価値観も、復原が主流の修理方針となつた一

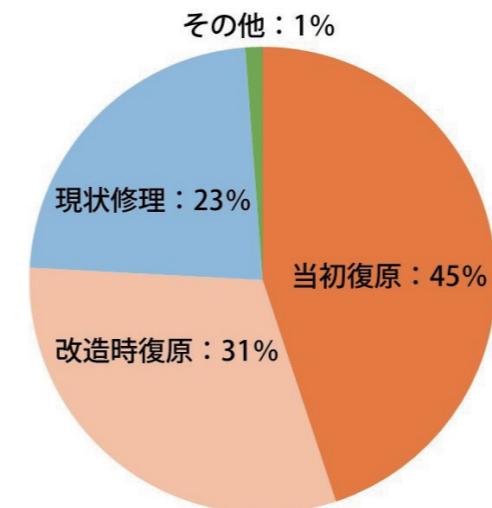


図2 日本国宝・重要文化財建造物の解体修理・半解体修理における復原の割合（出典：註4参照）

つの重要な原因と言えるだろう。

また、日本では、考古遺跡の理解を促す目的で、発掘調査によって得られた情報と学術的な調査研究をもとに、失われた建築が再建される場合がある。しかし、この行為は、ベニス憲章第15条において「原則として除外されるべきである」とされている。ベニス憲章が採択された国際会議では、考古遺跡における再建の事例として、アテネで1953年から1956年に行われたアッタロスの柱廊の再建が批判的となった。本建物は、学術的な調査研究を基に、当初と同質の材料を使用して再建されたが、再建前の遺跡の景観を壊したと批判された。さらに、このような「偽物」を認めるに、いつでも再建が可能になるため、文化財を保存する意義が失われるとの警鐘が鳴らされた^{5,6}。

また、アメリカ・フィラデルフィアの独立国立歴史公園で行われた2棟の建物の再建事業も同会議で紹介された。再建はあくまでも例外的な措置として実施され、現存する他の歴史的建築が構成する景観を整備する目的で行われたと説明されたが、本事業も批判を浴びることになった^{7,8}。上記のような再建建築は、いくら正確な資料に基づいて建てられたとしても、本当の歴史的建築の偽物に過ぎないという考え方は、ベニス憲章の根底にあると思える。

一方、この厳しい姿勢は、考古遺跡において、遠い過去に失われた建築の再建に対するものであることを忘れ

てはならない。火災や戦災などの災害の直後に、復興事業として行われる再建や、式年造替のように、伝統的に行われてきた反復的な再建は、ベニス憲章では考慮されていない。そのため、このような場合には、第15条の制限が必ずしも適用されないと見える。

5. おわりに

上記の通り、日本の木造建築遺産保存に見られる手法の大部分は、ベニス憲章の内容と合致しており、またベニス憲章では想定されていなかった要素の多くは、ベニス憲章の精神と矛盾していないものである。一方、修理の際の復原や考古遺跡における再建など、ベニス憲章と矛盾する要素も確認された。しかし、これらの要素は、日本の木造建築の特質に起因する必然的なものというよりも、建築遺産に対する現代の価値観と関連するものであり、日本の建築遺産保存の本質的な部分を成すものではないよう見える。

今後、日本の文化的背景と日本建築の特質に即した国内の保護憲章を作成する場合、特に解体修理と部材の取り替えなど、ベニス憲章では想定されていなかったが、日本では不可欠と言える修理の手法について、理念的な裏付けを行うことが重要だろう。一方、復原と再建については、日本における建築遺産保存の歴史の一部として認めるに同時に、今後の方針については、議論を重ねるべきだろう。

【註】

- Powys, A. R.: Repair of Ancient Buildings, 1929, SPAB
- Meek, H. A.: "Changing Attitudes to Restoration", *Il monumento per l'uomo: Atti del II Congresso Internazionale del Restauro*, 1971, Marsilio
- マルティネス・アレハンドロ『木造建築遺産保存論—日本とヨーロッパの比較から』2019, 中央公論美術出版
- 村田健一「国宝重要文化財建造物の保存修理と復原の現況」『全文連会報』第47号, 2003
- Pane, R.: "Conférence introductory", *Il monumento per l'uomo: Atti del II Congresso Internazionale del Restauro*, 1971, Marsilio
- 前掲 Meek, H. A., 1971
- Porter, C.: "Principles Guiding Historical Preservation and Restoration Work at Independence Hall and Independence National Historical Park, Philadelphia, Pennsylvania", *Il monumento per l'uomo: Atti del II Congresso Internazionale del Restauro*, 1971, Marsilio
- Houbart, C.: "Reconstruction as a Creative Act: On Anastylosis and Restoration around the Venice Congress", *Conversaciones con Nicholas Stanley-Price*, 9, p.39-58, 2020

私の内なるベニス憲章

矢野 和之

私は、大学1年の時から古民家の調査に携わり、その後デザインサーベイで集落調査を行ったが、私なりのデザインサーベイの考え方、日本の石造構造物の研究、昭和初期住宅の研究など幅広く携わる中、研究と保存実務の両立を目指し、文化財の保存と活用計画・設計の世界に入った。

史跡、建造物を問わず、保存修理や保存整備等の設計監理には、常に緊張感が求められた。それは一歩間違えば、その文化財の有する価値の棄損に繋がる行為となるからである。

特に修理設計では対象の文化財の価値のありようを常に意識しておく必要がある。つまり、その文化財の持つ歴史的、文化的、技術的価値だけでなく、環境や文化財を取り巻く無形の価値、地域コミュニティとの関わりも考える必要がある。また、修理を支える伝統技能と最新の分析や耐震の技術の習得も必要である。つまりこれは、個人個人がアプローチする内なる保存倫理の確立が不可欠と言える。

私は1994年に日本イコモス会員となったが、ベニス憲章やその他の国際憲章を熟読したのは、日本イコモス憲章小委員会が1999年に発行した『文化遺産保護憲章研究・検討報告書』であった。もちろん、マドリッド宣言、アテネ憲章からベニス憲章に至る経緯や、西洋建築史の中で学んだジョン・ラスキン著『建築の七燈』くらいは知って読んでいたが…。要は、ベニス憲章を座右の銘として必ずいつも参照していた訳ではなかった。

それでは、何を規範に設計行為をしてきたかを改めて考えて、私の過去の経験をベニス憲章に照らし、私の内なるベニス憲章、文化財保存修理等の行動を振り返って考えてみたい。

・実践の中での原理原則を確立する

文化財の保存修理は、建造物、美術品を問わず、近代明治時代に始まり、法隆寺の修理、姫路城等の修理等で確立されていった建造物保存修理の原理原則や技術の基本を実践の中で内なるものとしていった。戦前には文部省技官が各地の国宝建造物に携わり、修理の基本を作っ

ていった。戦後文化財保護法が成立し新たな局面が開かれていた。ベニス憲章は知識として持っているだけでなく、設計実務の中で考え、設計者としての矜持を確立していくことが必要である。

・調査研究と設計実務は常に車の両輪である

文化財修理の場合、調査研究の延長線上に設計がある。特に本質的価値のありよう、歴史的変遷、現代社会の中での活用などが十分把握されなければならない。

・近現代建造物、土木遺産、産業遺産など文化財対象の広がりへ対応していく

のことによって、価値の捉え方が違うが、基本となる原理原則は同じである。各ジャンルの本質的価値との対話が十分でなければならない。

・保存修理の原則は、「価値を減じず再構築する」ということに尽きる

この意味では、方向は極めてシンプルで、対象を知り尽くし、価値について自分で考えて再構築することにより展望が開ける。

以下事例を通じて考えてみた。

・アナスティローシス：重文明導寺七重石塔

四重の状態になっていた鎌倉時代の石塔を、散逸部材や発掘部材を集め、地域の要請もあり、現状変更申請し、七重に復原修理した。この場合、室町時代かと思われる中古材も使用した。周囲の発掘調査で出土した相輪の復元部分は合成樹脂製とし、後補と分かるようにした。九州全域、特に溶結凝灰岩の石塔の類例を調べ尽くし比較研究した。同時に耐震補強を考え、構造計算はしていないが、塔本来のあり方としての柔構造とした。

「アナスティローシス」という言葉は当時知らなかつたが、今考えると、結果的にはアナスティローシスという概念と同じであったと思っている。

・部材の再利用・保管と最新技術の採用：重文熊本城宇土櫓

宇土櫓の半解体修理では、蟻害でそのままでは使えない部材を、当時新たな素材として注目されていた炭素繊

維を使用して補強することにより再利用可能になった。おそらく文化財への使用は最初の例であろう。

過去の修理時の保存部材が小屋裏や床下で保管されていた。このように将来再用が可能となる部材は、残しておくのが原則とされていた。この残された部材を繕ったり、新たな技術で再利用するのは程度の差はあれ常識化していた。また、再用できなかった木材を極力保存するため、穴倉(天守の地下部分)を利用して整理して保管した。

・遺跡(遺構)の移設：久保泉丸山遺跡

この遺跡は支石墓、石棺墓、古墳などの複合した遺跡で、高速道路による遺跡破壊を回避できないか様々な検討がなされたが、移設しか選択肢がないという中で、記録の一形態として考えるという結論のもと、遺構自体をなるべくそのままのかたちで移動するという移設技術の確立を試みた。また、配置、遺跡環境など地形の再現に注力すると共に「野外博物館」として機能するように「野外ガイダンス施設」を設置して学習上の利用を図った。

遺跡の保存という意味では評価できないが、遺構の保存という意味では一定の評価を得たのではないかと思われる。また、遺跡の載る台地の再現は環境の再現という意味でも意味があったと考える。

・横穴式石室修理の記録と刊行：史跡観音山古墳

崩壊していた大型横穴式石室を建造物の修理とはほぼ同じ考え方で行った例である。アナスティローシスとも言えるものもある。同質石材(榛名山の噴火による輝石安山岩)や石工の確保難題の中、天井石の補強などを行ったが、後資とするため、解体修理の記録を刊行している。このような解体修理を海外でどう評価するのか聞いてみたい。

・産業遺産の修理事例：重文・史跡三池炭鉱万田坑

産業遺産の場合、目標とする修理時期は、建造物の修理と違う発想である。この万田坑(重要文化財三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱旧万田坑施設、史跡三井三池炭鉱跡万田坑跡)の場合、炭鉱の閉山時としており、産業遺産としての景観の維持が求められた。

ただ、そのままでは強い地震には耐えられないので、ステンレス鋼棒の挿入などの構造補強を行った。炭鉱が稼働していた時代にかなり改造を重ねているのでその処

理が難しい。

保存修理の調査時に当初の築造時図面の発見、使用部であるレール(外国製)や煉瓦の調査など結果を含めて報告書に記録しており、開山後の当時技術や社会を映し出している。

・土木遺産の修理事例：重文美濃橋、常磐橋

最近建造物の中に土木遺産が増えてきており、修理が必要になってきている。

重要文化財の美濃橋は、単径間補鋼吊り橋で、重量制限によって過度な補強を避けた例である。

鉄骨は、かなり腐食部分があるが、補修可能な限り当初材を残している。鉄筋コンクリート製主塔を炭素繊維で補強し、外観踏襲している。伝統技能(リベット打ち)を踏襲し、技能の温存の一助とした。主索ケーブルに課題があり、ケーブルを増やすなどの色々な検討の結果、荷重条件を人道橋にすることにより、このままの形を踏襲することになった。このようにソフト対応での解決は重要である。

常磐橋は、史跡の一部であるが、明治初期の石造構造物で、東日本大震災の被災で崩落の危険があり解体修理を行った。基本的には、構造補強は伝統構法での修理・補強とし、関東大震災後昭和初期に修理されていたものが不完全な修理であったので抜本的に改善するため、解体修理としている。空積みの石造物は、城郭の石垣と同様に解体修理が可能である。また、近くにある重要文化財日本銀行本店を背景にした近代の風景の再現をめざしているが、東京駅との間には大規模再開発の工事が進んでおり、文化財だけでは何ともしがたい歴史的景観の危うさを痛感している。



図1 離村集落調査(消えゆく合掌集落、1970年頃)

遺跡の整備過程における真実性の獲得の検討

脇園 大史

日本の史跡整備の大きな論点に遺構の復元行為があることは改めて指摘するまでもない。地下にのみ痕跡を残す史跡においては、その価値を視認することが困難なため、諸議論の対象となりながらも、復元行為は価値の顕在化の有効な手法として認識されてきた。対外的には遺跡のインターパリテーションに必要とされる3Dモデルであるとの説明を行っており、2021年に世界遺産一覧表へ記載された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書では「立体表示」と呼称し、インターパリテーション機能のほかに盛土による保護や実験考古学的効能があげられている。一方で、これらは遺構の真実性に負の影響を及ぼさないことを前提とした、あくまでも付加物としての位置付けであり、今後はAR／VR等のデジタル技術への転換が検討されている。

物理的な真実性という視座に立つと、遺構上に広がる整備された環境は、理解を助ける付加物の領域に留まる。その是非論に対する満足な意見表明にはならないが、筆者が国指定史跡平沢官衙遺跡の再整備に併せて実施した試みを例に、少し異なる角度からその真実性を検討したい。

平沢官衙遺跡は、つくば市中心部から車で北に20分ほど行った、田園風景が広がる筑波山の麓に位置する。その広大な敷地を利用してイベント等が定期的に開催されるなど、人々の集う地域に欠かせない場となっている。奈良時代から平安時代にかけて営まれた筑波郡の郡衙に比定され、1975年から76年にかけて行われた発掘調査後、1980年に史跡に指定された。その後、1999年から2002年まで校倉・板倉・土倉の復元や掘立柱建物の位置表示といった整備工事が行われた。整備から約20年が経過した現在、復元された倉庫群をはじめ遺跡内各所の老朽化が進んだことで、平沢官衙遺跡は再整備のフェーズを迎えており。

遺跡の整備は、その検討過程がブラックボックス化する傾向にあることで、地域住民にとって「知らぬ間に遺跡ができていた」という結論だけが提供される。近年、文化遺産の場における積極的な住民参加が盛んである



図1 地域住民との意見交換の様子

が、「いつの間にかできあがっていたもの」に愛着を持って参加することは些か難しい。そのため、「遺跡をつくる」プロセスを共有することが重要になってくる。

そこで、縁あって自治体担当者の協力を頂きながら、地域住民と共に将来的な遺跡の整備活用像を検討するワークショップを複数年にわたって実施した。あるワークショップでは、掘立柱建物跡の柱位置表示の素材や本数について、遺跡内に計画段階の柱模型の実物大模型を並べることで検討した(写真1)。また、参加者が自身のスマートフォンを用いて3Dモデルを作成し、実際の遺跡内にARで投影することにより、インターパリテーション手法としてのデジタルコンテンツの利用可能性を検討したことがあった。全ての試みにおいて、学生から高齢者、また住民・行政・専門家の参加を募り、その将来像について意見交換を行った。

一連の試みは小規模に留まり、整備方針に大きな影響を与えるものではなかったかもしれない。しかし、今後の遺跡のあり方、すなわち復元なのかデジタルなのかも含め、地域社会が議論へ参入するアクセシビリティを確保する一助にはなったと考える。意思決定プロセスの共有と可視化は、将来世代への遺跡継承の担い手たる地域社会における民意に基づいた真実性の獲得へと繋がるのではないか。その獲得に向けては、地域と遺跡のコミュニケーションの更なる成熟が必要であり、地域と共に過去を振り返り将来を見据える機会を恒常的に設けていくことが求められる。

【主要参考文献】

1. 稲葉信子「整備という言葉について、そして文化遺産保存のありようの現在について」『令和2年度世界遺産研究協議会「整備」をどう説明するか(第一部)』p.29-40, 2020, 東京文化財研究所

第3章

今後の課題

作業の振り返りと今後の課題

WGマネージャー 下間 久美子

1. 國際規範とどう向かい合うか

規範文書とは、概して関係者が共通の枠組みに従って活動を進めるための指針となるものである。筆者は、文化庁やUNESCO、ICCROMに勤務する中で、規範文書の作成過程に立ち会う経験を何度か得た。まず、現状と課題を網羅的に把握するために様々な事例や意見を集めて分析する。次に、基本的な方針や内容を議論し、最後に、これを文書としてまとめる。その過程では、標準化、公平性の確保、関係規範との整合、時には政治的介在との調整等を図り、包括的で広く適用できる規範として練り上げていく。よって、作成されたものを各地、各現場に当てはめるには解釈が必要となる。

国内の法規には、細則や運用指針、事例集等が付される。世界遺産条約は作業指針を伴う。一方、UNESCO勧告やICOMOS憲章のような法的拘束力のない国際規範は、各国・各地域の法制度や状況に合わせて採用することが期待されている。特に、文化に関する勧告や憲章は、ベニス憲章仮語版前文第二段落に謳われるように、文化や伝統の枠組みの多様性という点からも、その適用が各国、各地域に委ねられている。そのため、規範文書の作成を主導し、その理念の普及を図りたいとする組織や国家、規範文書を利用して財政援助や技術支援等の国際援助を得たいとする組織や国家等、必要性のあり方次第で活用の状況に温度差が生じることになる。

文化遺産に関する国内法が整い、援助国としての立場にある日本では、世界遺産業務や国際協力事業等に関わらない限り、UNESCO勧告やICOMOS憲章に言及する機会はあまりない。今回、WGの取り組みの一つとして実施したアンケート調査は、このことを裏付ける結果となった(101-109ページ参照)。

果たしてICOMOS会員をはじめとする日本の文化遺産関係者にとって、国際規範はどのような意義を持つのだろうか、また、国際規範とどう向き合えばよいのだろうか。このことは、WGの議論の根底にあった問いである。人や組織により異なり、明確な答えが出るものではないが、対話を継続し、共通点を増やす努力を欠かさないことが大切である。

2. ICOMOS憲章が成す歴史的構造

日本にとってのベニス憲章は、英語版である。和訳も英語版からの翻訳である。しかし、WGの作業で明らかとなったことの一つは、英語版と仮語版が所々異なることである。

世界遺産に関するある民間サイトでは、ベニス憲章を記念物や遺跡に係る統一した国際的な考え方を示すものとし、その主な事項として以下の四点を紹介している。

1. 記念物や建造物、遺跡などを芸術作品かつ歴史的証拠として保護
2. 修復する際は当時の工法や素材を尊重
3. 推測による修復の禁止
4. 誤解を与えないよう、修復する際はその箇所を明らかにする

上記は、修復に関わる第9条の要約と見られる。英語版又はその和訳からこのように捉えることは、不思議ではない。しかし、仮語版は、以下のように、異なる表現をとっている(上記を踏襲して作文)。

1. 修復の目的は、記念物や建造物、遺跡などの美的及び歴史的価値を保存し、明らかにすることである。
2. 修復する際は、古いものと確実な資料を尊重
3. 推測を含む仕事は修復ではなく、建築的な創作領域に属する。
4. 美的又は技術的な理由で不可欠として行われる補足的な仕事(上述3.)は、その箇所を明らかにする。

実は、英語版も仮語版も、「推測を含む修復」を禁止していない。しかし、その位置付けは異なる。英語版は、修復の中のやむを得ないものとしているように受けとめられる。仮語版は、「美的又は技術的な理由で不可欠」と条件を付した上で、「建築的な創作領域」として修復と区分している。この延長で修復の章(第9条～第13条)全体を読むと、モニュメントを成す全ての時代の価値ある貢献に、現代の「建築的な創作領域」も含まれることを想起させ、全体との調和や周辺環境との関係等への配慮を促す流れとなっているように受けとめられる。この視点で、モニュメントを建築物から都市や集落に広げて仮語版を読んでみてもらいたい。ベニス憲章は、歴史的な建

造物群の間をどのように埋めるかという、新增改築のあり方にも示唆を与えるものとなろう。

ベニス憲章の起草は、ルーヴアン・カトリック大学(ベルギー)教授のRaymond Lemaire(レイモン・ルメール)に大きく委ねられた。ルメールは、様々な論文を参考に、会議直前の三日程で書き上げたとされる。当時、西欧諸国では、戦後の都市復興及び都市開発の中で、文化の変容、建築都市環境の変容が急速に生じていた。ルメール自身にとって、ベニス憲章は、歴史的都市における新旧の調和を主題とし、モニュメントとその修復に現代的役割を見いだすことを提起するための文書であったのではないだろうか。修復を「遺す仕事」としてだけ捉えるのではなく、後世に対する責任ある「創る仕事」として位置付け、歴史的な建築都市環境の質の保持と向上を図ろうとしたことこそが、アテネ憲章とベニス憲章の大きな違いであるように思われる。仮語版のこのような側面を、英語版は矮小化してしまったようだ。

1964年時点での経験は、歴史的な都市や集落、景観に対する基本理念をつぶさに書き上げるには至らなかった。戦後に提唱された新しい建築・都市計画理念の実践を歴史的モニュメントの内に捉えるには時期尚早であった。気候変動、SDGs、観光倫理等は21世紀に入る頃からの重点課題である。それゆえ、ベニス憲章は、今日までに幾つものICOMOS憲章等によって補足されてきたのである。この間、廃止や大きな改正もない。

『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』(日本イコモス、1999)の中で、稲垣栄三は、ベニス憲章の持つ特別な意味として、以下の五点をあげている:①普遍的な価値基準として「人類共通の遺産」という理念を掲げたが、②しかしそれは各国が独自の文化と伝統に従って保存の対象や方法を定めることを妨げず、③そのためバラ憲章等の国別憲章の成立、あるいは、④個別のモニュメントを超えて歴史的街区等保存領域の拡大を促し、さらに⑤世界遺産という概念を生むにいたった。その柔軟な普遍性こそがこの憲章の息の長さの秘密である。

そして、ルメール自身が述べるように、ベニス憲章は簡潔である。稲垣は、ICOMOS憲章を並列的に見るのはなく、歴史的な構造を持つものとして把握する必要を指摘している。英仏版の相違点を認識できた今回のWGの作業成果を出発点とし、稲垣の残した宿題に取り掛かりたい。

3. オーセンティシティをわかりやすい日本語で

ベニス憲章の中には、オーセンティシティが一度のみ、前文第一段落で使われ、仮語版では“Elle se doit de les leur transmettre dans toute la richesse de leur authenticité”、英語版では“ It is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity”とされる。

近年、日本では、オーセンティシティという言葉に、世界遺産の議論を反映させ、真正性、真实性、本物性等の訳語を当てることが多い。1999年報告書掲載訳も、「こうした記念建造物の真正な価値を完全に守りながら後世に伝えていくことが、われわれの義務となっている」とする。しかし、WGでは今回の改正訳を、「人類は、これらをその本物としての十分な豊かさの中で、未来に伝えていかなければならない」(仮語版訳)とした。これは、日本ユネスコ国内委員会訳(作成年不明、附録参照)を参考にしたものである。

オーセンティシティを、世界遺産の顕著な普遍的価値(OUV)の評価基準として捉える時には、その審議に透明性や公平性を確保するため、条約や作業指針の示す基準やプロセスに則って評価が行われる。しかし、これよりもはるかに広い範囲の一般的な文化遺産にも、世界遺産におけるオーセンティシティの考えをそのまま当てはめることは、やや乱暴であろう。

1994年に開催した世界文化遺産奈良コンファレンスを、日本は世界遺産登録推進を主目的に誘致した。一方で、UNESCOをはじめとする国際機関は、「世界遺産リストに申請された文化財の顕著な価値を審議する際に、全ての社会の社会的および文化的価値を十分に尊重する方法でオーセンティシティのテストを適用したい」という世界遺産委員会の要望(前文パラ2)の下に開催した。結果として、この会議は双方に利のあるものとなったが、この視点のズレこそが、現在のオーセンティシティの問題の中核にあるのではないだろうか。

オーセンティシティという概念に馴染みがない国々は、世界遺産の考え方を依拠したいと考える。一方で、世界遺産の仕組みを運用する側は、草の根から意見を吸い上げつつ、世界遺産に地域の理解と協力を得たいと考える。お見合い状態が生じて、相互依存、相互補完の状態に至らないのである。

「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント(以

附 錄

下、奈良文書)」は、第13パラグラフで次のように述べている:文化遺産の性格、その文化的文脈、その時間を通じての展開により、オーセンティシティの評価は非常に多様な情報源の真価と関連することになる。その情報源の側面は、形態と意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術、立地と環境、精神と感性、その他内的外的要因を含むであろう。これらの要素を用いることが、文化遺産の特定の芸術的、社会的、学術的時限の厳密な検討を可能にする。

奈良文書は、オーセンティシティの評価の視点を多面化した。この一つ一つの視点の中に、歴史の層がある。また、視点が変われば主要な評価者が異なる。「多様」という言葉の中に、少なくとも複数の評価視点、時代の層、評価者が網の目のように複雑に絡み合っている状況を認識する必要があろう。加えて、伝統的建造物群を中心とする伝統的建造物群保存地区、重要な構成要素を特定する重要文化的景観、シリアルノミネーションによる世界文化遺産等については、文化遺産全体と、これを構成する個々の文化資源との関係性にも留意を要する。

奈良文書から10年の節目となる2004年に採択された「有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言」は、その第8パラグラフで、無形文化遺産は絶えず再現されるものであり、有形文化遺産に適用されるオーセンティシティは、無形文化遺産の認識や保護において適切ではないことを述べる。結果として、不明快な説明の下に必要な変化さえ許容しない印象を与えるオーセンティシティは、ベニス憲章に備わる「柔軟な普遍性」に反し、文化遺産の分野間に隔絶をもたらしているのである。

オーセンティシティという理念を通じて、遺産の「真正な価値」を理解することも大切であるが、それは、遺産を受け継いできた人々が享受する「本物としての豊かさ」の認識に立って、社会的意義を成すのである。その先に、この和訳が、よりよい日本語に改められることを期待したい。

4. 日本らしいベニス憲章の活用に向けて

日本の文化遺産保護実務において、オーセンティシティという言葉が使われることはあまりない。しかし、確かな証拠の探求という点では、同じ考え方を有している。このことは、価値の視点に準じて保護の方法が異なる文

化財6類型の間での共通点とも言えよう。有形文化財にとって、形態や意匠、材料や材質は創作時と以後の変遷を伝える大事な証拠である。祭祀や風俗慣習は時代と共に変わるが、民俗調査の蓄積に現代の記録を加えながら、人々の日常生活を伝える証拠を積み重ねている。

しかし、果たして古文書や近現代建築の設計図書は、建造物と共に十分に保護されているだろうか。埋め戻しも含め、埋蔵文化財を壊さないようにする配慮が十分に行き届いているだろうか。景観に大きな影響を与える工事は、その環境影響評価や意思決定、モニタリングまで含め、後世の人々の理解に足る十分な記録となっているだろうか。予算のあり様に記録作成の有無と質を任せていかないだろうか。

概して、日本で発展してきた保護のあり方とベニス憲章は大きな齟齬をきたすものではない。しかし、どの時代の痕跡も等しく重要とするベニス憲章の思想の中で、創建時等、過去のある一時期を最重要とする日本の有形文化財の復原は異端である。日本の気候風土の中で、木造建造物の寿命を延ばすための修理が建物に度々変更を加えてきた歴史的状況を理解し、形態と技術の両方を重んじる修理姿勢を通して、復原が日本人にとっての重要な価値を表わす行為であることを国際社会に説いたのは、Knut Einar Larsen(クヌート・アイナール・ラルセン)のような外国人であった¹。

ベニス憲章は、世界遺産という仕組みに当てはめる以前に、伝統や文化の異なる地域や国同士が理解形成を図るために理念的枠組みである。このような枠組みを通して自国の保護を振り返りつつ、共通点、相違点を含め、諸外国の理解を得る努力と対話を続ける必要があろう。この報告書の刊行をもって、WGは解散となる。憲章小委員会では、今後、ベニス憲章の和訳だけではなく、日本としての解釈を世界に発信できるような日本憲章の作成に向けて歩を進めたいと話し合っている。ひいては、世界遺産や指定・未指定の分け隔てなく、過去の「智」を、現代の記録と共に遜色なく後世に伝え、文化的豊かさを将来にわたって誰もが享受できるような遺産保護に貢献できればと思う。

【註】

1. Kunut Einar Larsen: *Architectural Preservation in Japan*, 1994, ICOMOS International Committee

(1) 過去のベニス憲章訳
日本ユネスコ国内委員会訳

イコモス（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS (International Council of Monuments and Sites)

記念物および遺跡の保護と復原のための国際憲章（ベニス憲章）

International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites (Venice Charter)

1964年（昭和39年）

（日本ユネスコ国内委員会訳）

幾世代もの人々の残した歴史的記念物は、過去からのメッセージを豊かに含んで、人々の年齢た伝統の生きた証人として今日に伝えられている。人々は人間的価値の一貫と不变をますます自覚するようになり、古い記念物を共通の遺産とみなしている。将来の世代のために、それらを保護する共通の責任も認識されている。それらの記念物の真実の姿をその完全な豊かさのまま後世に伝えてゆくことはわれわれの義務である。

古建築の保存と復原の指導原則が国際的基盤の上にたって同意され、決定され、各國がそれぞれの固有の文化と伝統の枠内でその方法を適用する責任をもつということが絶対に必要である。

こうした基本的原則をはじめて定めることによって、1931年の「アテネ憲章」は多方面にわたる国際運動の発展に貢献したが、それらは各國の記録、イコモスおよびユネスコの事業、またユネスコによる「文化財保存修復国際研究センター」の設立などで具体化されてきた。ますます複雑化し多様化した問題に取組むために、より多くの知見と精細な研究がもたらされた。そしていまや、アテネ憲章に含まれた原則を全般にわたり研究し、その領域を拡張し、新しい文書にまとめるため、憲章を再検討すべき時がきた。

上記にしたがい、1964年5月25日から31日までベニスで開催された「第二回・歴史的記念物に関する建築家・技術者の国際会議」は以下の文書を承認した。

定義

第1条 歴史的記念物という概念は、単に単一の建築作品のみならず、そこに特定の文明、重要な発展あるいは事件の証跡が見出されるような都市や田舎の環境も含んでいる。この概念は、単に偉大な芸術作品ばかりでなく、時の経過とともに文化的な重要性を得るに至った比較的地味で簡単な過去の作品にも適用される。

— 71 —

第2条 記念物の保存と復原は、その建築的遺産の研究と保護に役立つすべての科学と技術を利用すべきである。

第3条 記念物の保存と復原の趣旨は、それらを歴史的証跡として保護すると同じく芸術作品として保護することである。

保護

第4条 記念物の保護にあたっては、それらが恒久的な基盤にたって維持されてゆくということが絶対に必要である。

第5条 記念物の保護は、それらをなにか社会的に有用な目的に利用することによって容易になるのが通例である。それゆえ、建造物の設計と装飾を変えなくてもすむような用い方が望ましい。使用目的の変化にともなって必要となる改修を考慮し、許可するにあたっても、こうした制限の範囲内で行うべきである。

第6条 ある記念物の保護とは、尺度と比例が釣合ったひとつの環境を保護するという意味である。伝統的な背景がある場合には、それを残さなければならない。記念物の大きさと外見を変えてしまうような新規の建造、破壊、改修を許してはならない。

第7条 ある記念物は、それが立証している歴史や、それが生れた背景から切り離せない。記念物を保護するためどうしても移築が必要な場合、またはきわめて重要な国家的あるいは国際的利益のため移築が正当とみなされる場合を除き、記念物の全体あるいは部分を移動させることは許されない。

第8条 ある記念物にとって不可欠の部分を形づくっている彫刻、絵画、装飾は、取はずしがそれらを保存する唯一の手段である場合にのみ、除去することが認められる。

復原

第9条 復原の過程は高度に専門的な作業である。その目的は、その記念物の美的・歴史的価値を保存し明示することにあり、オリジナルな材料と確実な資料の尊重にもとづいている。復原は推測がはじまるところで止めねばならない。そしてさらにこの場合、不可欠な附加加工事はその建築的構成からはっきり区別できるようにし、現代の刻印を付しておかなければならない。いかなる場合にも、復原の前および後に、その記念物の考古学的・歴史学研究を行わねばならない。

第10条 伝統的な技術が不適切であることが明らかになった場合には、何らかの近代的な保護・建造の技術を用いて、その記念物を強化保存することができる。ただし、その近代的技術の有効さ

— 72 —

が、科学的データで示され、また経験によって証明されていることが必要である。

第11条 ある記念物の建造にあたってなされたすべての時代の妥当な貢献を尊重しなければならない。なぜなら、様式を統一することが復原の目的ではないからである。ある建物がさまざまな時代の仕事を重ね合せて持っている場合、その基本となっている状態を示すことは、例外的な場合にのみ、また除去されるものがほとんど重要性がなく、除去によって露出された材料が考古学にまた美的に大きな価値をもち、またその保存状態がそうした行為を正当化するほど良好である場合にのみ認められよう。その建物に含まれる諸要素の重要性の評価と破壊してもよい部分についての決定は、工事担当者個人にのみ委ねることはできない。

第12条 失われた部分の補足は、全体とよく調和しなければならない。しかし同時に、オリジナルなものと区別できるようにし、復原によって芸術的・歴史的証拠が偽造されることのないようにしなければならない。

第13条 附加物は、それらが建物の興味ある部分、伝統的な背景、その構成の釣合、周囲の環境との関係を損わないことが確実な場合を除き、認めてはならない。

歴史的遺跡

第14条 記念物の遺跡は、それら全体を保護し、かつそれらを整備して適切な方法で示すことを確実にするため、特に注意して取扱うべき対象である。そのような場所で行なわれる保護および復原の工事は、上記各条に示された原則が示唆するところに従って行わなければならない。

発掘

第15条 発掘は、1956年にユネスコで採択された“考古学的発掘に適用されるべき国際的原則を決定する科学的基準および勧告”に従って行われるべきである。

遺跡は維持してゆかなければならぬ。また発見された建築的部分や物品を恒久的に保護し保存するに必要な測量・計測を行わなければならない。さらに、その記念物の理解を容易にし、かつ本来の意味をけっして歪めることなく明示するために、あらゆる手段をつくすべきである。

しかしながら、あらゆる種類の再建工事は、理屈抜きに除外しおくべきである。アナスティローシス、すなわち現存しているがばらばらになっている部材を組立てることだけしか認めることはできない。組立てに際して補足する材料は、常に区別できるようにし、しかも記念物の保護とその形態の回復を保護する最小限の補足に止めるべきである。

公表

第16条 すべての保存、復原、発掘の作業について、分析的で精密な、図面・写真入りの報告書の形で正確な記録が作製されなければならない。

記録には、作業中に確認された技術的・形態的な特色はもとより、整備、補強、再整理、完成のすべての段階を含めるべきである。こうした記録は公共機関の記録保管所に置いて、研究者が利用できるようにしなければならない。報告は出版することが望ましい。

以下の諸氏が「記念物の保護と復原に関する国際憲章」起草委員会の作業に参加した。

ピエロ・ガゾーラ氏（イタリア）、議長
レイモン・ルメール氏（ベルギー）、報告者
ホセ・バッセゴダ・ノネル氏（スペイン）、
ルイス・ベナベンテ氏（ポルトガル）、
ジュルジエ・ボスコビック氏（ユーゴースラビア）、
ヒロシ・ダイフク氏（ユネスコ）、
P. L. デ・フリーゼ氏（ネーデルラント）、
ハラルド・ランクベルク氏（デンマーク）、
マリオ・マッテウッチ氏（イタリア）、
ジャン・メルレ氏（フランス）、
カルロス・フロレス・マリーニ氏（メキシコ）、
ロベルト・バーネ氏（イタリア）、
S. C. J. バベル氏（チェコスロバキア）、
ポール・フィルポット氏（文化財保存修復国際研究センター）、
ビクトル・ピメンテル氏（ペルー）、
ハロルド・ブレンダーライス氏（文化財保存修復国際研究センター）、
デオクレシオ・レディグ・デ・カンポス（パチカン）、
ジャン・ソニエ氏（フランス）、
フランソワ・ソルラン氏（フランス）、
エウスタシオス・スティカス氏（ギリシア）、
ゲルトルート・トリップ夫人（オーストリア）、
ヤン・ザハワトビッヂ氏（ポーランド）、
ムスタファ・S・ズビス氏（チュニジア）

1964 - Venice Charter**INTERNATIONAL CHARTER FOR THE CONSERVATION AND RESTORATION OF MONUMENTS AND SITES (THE VENICE CHARTER)**

IInd International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments, Venice, 1964.

Adopted by ICOMOS in 1965

Imbued with a message from the past, the historic monuments of generations of people remain to the present day as living witnesses of their age-old traditions. People are becoming more and more conscious of the unity of human values and regard ancient monuments as a common heritage. The common responsibility to safeguard them for future generations is recognized. It is our duty to hand them on in the full richness of their authenticity.

It is essential that the principles guiding the preservation and restoration of ancient buildings should be agreed and be laid down on an international basis, with each country being responsible for applying the plan within the framework of its own culture and traditions.

By defining these basic principles for the first time, the Athens Charter of 1931 contributed towards the development of an extensive international movement which has assumed concrete form in national documents, in the work of ICOM and UNESCO and in the establishment by the latter of the International Centre for the Study of the Preservation and the Restoration of Cultural Property. Increasing awareness and critical study have been brought to bear on problems which have continually become more complex and varied; now the time has come to examine the Charter afresh in order to make a thorough study of the principles involved and to enlarge its scope in a new document.

Accordingly, the IInd International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments, which met in Venice from May 25th to 31st 1964, approved the following text:

記念建造物および遺跡の保全と修復のため
の国際憲章（ヴェニス憲章）

第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議
(1964年ヴェネツィア)
1965年イコモス採択

幾世代もの人々が残した歴史的に重要な記念建造物は、過去からのメッセージを豊かに含んでおり、長期にわたる伝統の生きた証拠として現在に伝えられている。今日、人々はますます人間的な諸価値はひとつであると意識するようになり、古い記念建造物を人類共有の財産とみなすようになってきた。未来の世代のために、これらの記念建造物を守っていこうという共同の責任も認識されるようになった。こうした記念建造物の真正な価値を完全に守りながら後世に伝えていくことが、われわれの義務となっている。

そのため、古建築の保存と修復の指導原理を、国際的な基盤にもとづいて一致させ、文書で規定し、各国がそれぞれの独自の文化と伝統の枠内でこの方式を適用するという責任をとることが不可欠となった。

1931年のアテネ憲章は、こうした基本原理を初めて明確化することにより、広範な国際的運動に貢献し、各国の記録文書、イコム(ICOM)およびユネスコの事業、ユネスコによる「文化財の保存及び修復の研究のための国際センター」の設立などで具体化された。また、ますます複雑化し多様化してゆく諸問題に対し、より多くの注目と重要な研究が集中的になされてきた。いまや、アテネ憲章で述べられた原則を全般的に見直し、その展望を拡大して新しい文書に改めるため、同憲章を再検討すべき時が来た。

それゆえ、「第二回歴史的記念建造物に関する建築家・技術者国際会議」は、1964年5月25日から31日までヴェネツィアで会合し、以下の文言を承認するに至った。

1964 - Venice Charter**DEFINITIONS****定義****ARTICLE 1.**

The concept of an historic monument embraces not only the single architectural work but also the urban or rural setting in which is found the evidence of a particular civilization, a significant development or an historic event. This applies not only to great works of art but also to more modest works of the past which have acquired cultural significance with the passing of time.

ARTICLE 2.

The conservation and restoration of monuments must have recourse to all the sciences and techniques which can contribute to the study and safeguarding of the architectural heritage.

AIM**第1条**

「歴史的記念建造物」には、単一の建築作品だけでなく、特定の文明、重要な発展、あるいは歴史的に重要な事件の証拠が見いだされる都市および田園の建築的環境も含まれる。「歴史的記念建造物」という考えは、偉大な芸術作品だけでなく、より地味な過去の建造物で時の経過とともに文化的な重要性を獲得したものにも適用される。

ARTICLE 3.

The intention in conserving and restoring monuments is to safeguard them no less as works of art than as historical evidence.

CONSERVATION**目的****ARTICLE 4.**

It is essential to the conservation of monuments that they be maintained on a permanent basis.

第2条

記念建造物の保全と修復にあたっては、その建築的遺産の研究と保護に役立つあらゆる科学的、技術的手段を動員すべきである。

ARTICLE 5.

The conservation of monuments is always facilitated by making use of them for some socially useful purpose. Such use is therefore desirable but it must not change the lay-out or decoration of the building. It is within these limits only that modifications demanded by a change of function should be envisaged and may be permitted.

第3条

記念建造物の保全と修復の目的は、それらを芸術作品として保護するのと同等に、歴史的な証拠として保護することである。

ARTICLE 6.

The conservation of a monument implies preserving a setting which is not out of scale. Wherever the traditional setting exists, it must be kept. No new construction, demolition or modification which would alter the relations of mass and color must be allowed.

保全**ARTICLE 7.**

A monument is inseparable from the history to which it bears witness and from the setting in which it occurs. The moving of all or part of a monument cannot be allowed except where the safeguarding of that monument demands it or where it is justified by national or international interest of paramount importance.

第4条

記念建造物の保全にあたっては、建造物を恒久的に維持することを基本的前提としなければならない。

第5条

記念建造物の保全は、建造物を社会的に有用な目的のために利用すれば、常に容易になる。それゆえ、そうした社会的活用は望ましいことであるが、建物の設計と装飾を変更してはならない。機能の変更によって必要となる改造を検討し、認可する場合も、こうした制約の範囲を逸脱してはならない。

第6条

記念建造物の保全とは、その建物と釣合いのとれている建築的環境を保存することである。伝統的な建築的環境が残っている場合は、それを保存すべきである。マッス(塊)や色の関係を変えてしまうような新しい構築、破壊、改造は許されない。

第7条

記念建造物は、それが証拠となっている歴史的事実や、それが建てられた建築的環境から切り離すことはできない。記念建造物の全体や一部分を移築することは、その建造物の保護のためにどうしても必要な場合、あるいは、きわめて重要な国家的、国際的利害が移築を正当化する場合のみ許される。

1964 - Venice Charter**ARTICLE 8.**

Items of sculpture, painting or decoration which form an integral part of a monument may only be removed from it if this is the sole means of ensuring their preservation.

RESTORATION**ARTICLE 9.**

The process of restoration is a highly specialized operation. Its aim is to preserve and reveal the aesthetic and historic value of the monument and is based on respect for original material and authentic documents. It must stop at the point where conjecture begins, and in this case moreover any extra work which is indispensable must be distinct from the architectural composition and must bear a contemporary stamp. The restoration in any case must be preceded and followed by an archaeological and historical study of the monument.

ARTICLE 10.

Where traditional techniques prove inadequate, the consolidation of a monument can be achieved by the use of any modern technique for conservation and construction, the efficacy of which has been shown by scientific data and proved by experience.

ARTICLE 11.

The valid contributions of all periods to the building of a monument must be respected, since unity of style is not the aim of a restoration. When a building includes the superimposed work of different periods, the revealing of the underlying state can only be justified in exceptional circumstances and when what is removed is of little interest and the material which is brought to light is of great historical, archaeological or aesthetic value, and its state of preservation good enough to justify the action. Evaluation of the importance of the elements involved and the decision as to what may be destroyed cannot rest solely on the individual in charge of the work.

ARTICLE 12.

Replacements of missing parts must integrate harmoniously with the whole, but at the same time must be distinguishable from the original so that restoration does not falsify the artistic or historic evidence.

ARTICLE 13.

Additions cannot be allowed except in so far as they do not detract from the interesting parts of the building, its traditional setting, the balance of its composition and its relation with its surroundings.

第8条

記念建造物にとって不可欠の部分となっている彫刻、絵画、装飾の除去は、除去がそれらの保存を確実にする唯一の手段である場合にのみ認められる。

修復**第9条**

修復は高度に専門的な作業である。修復の目的は、記念建造物の美的価値と歴史的価値を保存し、明示することにあり、オリジナルな材料と確実な資料を尊重することに基づく。推測による修復を行ってはならない。さらに、推測による修復に際してどうしても必要な付加工事は、建築的構成から区別するようにし、その部材に現代の後補を示すマークを記しておかなければならぬ。いかなる場合においても、修復前および修復工事の進行中に、必ずその歴史的建造物についての考古学的および歴史的な研究を行うべきである。

第10条

伝統的な技術が不適切であることが明らかな場合には、科学的なデータによってその有効性が示され、経験的にも立証されている近代的な保全、構築技術を用いて、記念建造物の補強をすることも許される。

第11条

ある記念建造物に寄与したすべての時代の正当な貢献を尊重すべきである。様式の統一は修復の目的ではないからである。ある建物に異なった時代の工事が重複している場合、隠されている部分を露出することは、例外的な状況、および、除去される部分にはほとんど重要性がなく、露出された部分が歴史的、考古学的、あるいは美的に価値が高く、その保存状況がそうした処置を正当化するのに十分なほど良好な場合にのみ正当化される。問題となっている要素の重要性の評価、およびどの部分を破壊するかの決定は、工事の担当者だけに任せではなく。

第12条

欠損部分の補修は、それが全体と調和して一体となるように行わなければならないが、同時に、オリジナルな部分と区別するようにしなければならない。これは、修復が芸術的あるいは歴史的証跡を誤り伝えることのないようにするためである。

第13条

付加物は、それらが建物の興味深い部分、伝統的な建築的環境、建物の構成上の釣合い、周辺との関係等を損なわないことが明白な場合に限って認められる。

1964 - Venice Charter**HISTORIC SITES****歴史的遺跡****ARTICLE 14.**

The sites of monuments must be the object of special care in order to safeguard their integrity and ensure that they are cleared and presented in a seemly manner. The work of conservation and restoration carried out in such places should be inspired by the principles set forth in the foregoing articles.

EXCAVATIONS**発掘****ARTICLE 15.**

Excavations should be carried out in accordance with scientific standards and the recommendation defining international principles to be applied in the case of archaeological excavation adopted by UNESCO in 1956.

Ruins must be maintained and measures necessary for the permanent conservation and protection of architectural features and of objects discovered must be taken. Furthermore, every means must be taken to facilitate the understanding of the monument and to reveal it without ever distorting its meaning.

All reconstruction work should however be ruled out "a priori." Only anastylosis, that is to say, the reassembling of existing but dismembered parts can be permitted. The material used for integration should always be recognizable and its use should be the least that will ensure the conservation of a monument and the reinstatement of its form.

PUBLICATION**公表****ARTICLE 16.**

In all works of preservation, restoration or excavation, there should always be precise documentation in the form of analytical and critical reports, illustrated with drawings and photographs. Every stage of the work of clearing, consolidation, rearrangement and integration, as well as technical and formal features identified during the course of the work, should be included. This record should be placed in the archives of a public institution and made available to research workers. It is recommended that the report should be published.

The following persons took part in the work of the Committee for drafting the International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments:

Piero Gazzola (Italy), Chairman
Raymond Lemaire (Belgium), Reporter
Jose Bassegoda-Nonell (Spain)

第16条

すべての保存、修復、発掘の作業は、必ず図、真を入れた分析的で批判的な報告書の形で正確に記録しておかなければならぬ。

記録には、除去、補強、再配列などの作業のすべての段階のほか、作業中に確認された技術的特色、形態的特色も含めるべきである。こうした報告書は、公共機関の記録保存所に備えておき、研究者が閲覧できるようにすべきである。記録は公刊することが望ましい。

この「記念建造物の保全と修復のための国際憲章」の起草に参加した人々は以下の通りである。

ピエーロ・ガッゾーラ氏（イタリア）議長
レイモン・ルメール氏（ベルギー）書記長
ホセ・バッセゴーダ・ノネール氏（スペイン）

(2) ベニス憲章に関する日本イコモス会員アンケート調査結果報告

1964 - Venice Charter

Luis Benavente (Portugal)
Djurde Boskovic (Yugoslavia)
Hiroshi Daifuku (UNESCO)
P.L de Vrieze (Netherlands)
Harald Langberg (Denmark)
Mario Matteucci (Italy)
Jean Merlet (France)
Carlos Flores Marini (Mexico)
Roberto Pane (Italy)
S.C.J. Pavel (Czechoslovakia)
Paul Philippot (ICCROM)
Victor Pimentel (Peru)
Harold Plenderleith (ICCROM)
Deoclecio Redig de Campos (Vatican)
Jean Sonnier (France)
Francois Sorlin (France)
Eustathios Stikas (Greece)
Mrs. Gertrud Tripp (Austria)

ルイーシ・ベナヴェーンテ氏 (ポルトガル)
ジュルジエ・ボスコヴィッチ氏 (ユーゴースラヴィア)
ヒロシ・ダイフク氏 (ユネスコ)
P. L. デ・ヴリーゼ氏 (オランダ)
ハラル・ラングベルグ氏 (デンマーク)
マーリオ・マッテウッチ氏 (イタリア)
ジャン・メルレ氏 (フランス)
カルロス・フローレス・マリー二氏 (メキシコ)
ロペアルト・パーネ氏 (イタリア)
S. C. J. パヴェル氏 (チェコスロバキア)
ポール・フィリポー氏 (文化財保存修復研究国際センター)
ヴィクトル・ピメンテル氏 (ペルー)
ハロルド・プレンダーリース氏 (文化財保存修復研究国際センター)
ディオクレチオ・レディック・カンポス氏 (ヴァチカン)
ジャン・ソンニー氏 (フランス)
フランソワ・ソルラン氏 (フランス)
エウスタティオス・スティカス氏 (ギリシア)
ゲルトルート・トリップ女史 (オーストリア)
ヤン・ザクアトヴィッチ氏 (ポーランド)
ムスタファ・S・ズビス氏 (チュニジア)

(1) アンケートの実施に関する基本情報

憲章小委員会では、ベニス憲章に関し、以下の通りアンケートを実施した。

- 実施日：2024年5月24日～2024年6月17日
- 対象者：日本イコモス会員500名及び20団体
(2024年5月24日時点)
 - ・個人会員：492名
 - ・学生会員：8名
 - ・団体会員：3団体
 - ・維持会員：17法人
- 方 法：Microsoft Formsを用いて日本イコモス事務局を通じてメール配信
- 回答数：96件 (団体を含む520件の18.5%)
- 設 問：設問は以下の5項目にわたる全11問である。自由意見のみ任意解答とした。
 - ・回答者の属性を把握するための基礎情報(3問)
 - ・ベニス憲章の普及状況に関するもの(2問)
 - ・ベニス憲章の活用状況に関するもの(2問)
 - ・ベニス憲章に対する見解を問うもの(3問)
 - ・自由意見(1問)

(2) 回答者の属性について

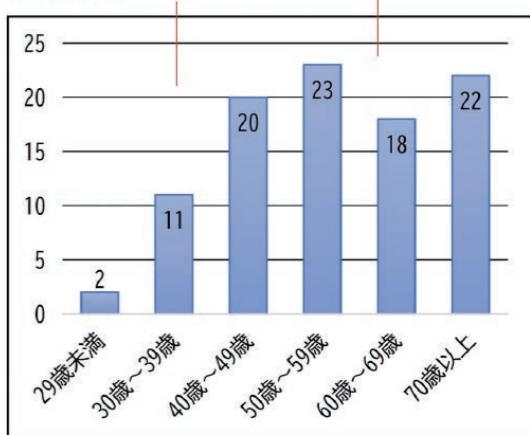
2-1 回答者の年齢

回答者は、30代以下が13.5%、40代が20.8%、50代が24.0%、60代が18.8%、70代以上が22.9%という比率である(資料1)。これは、概して個人会員及び学生会員500名の年齢構成に即したものと考えられるが(資料2)、30代の回答率はやや高く(資料3)、EP(若手専門家)常置委員会による定期的な研究会の影響を想起させるような数値を示している。

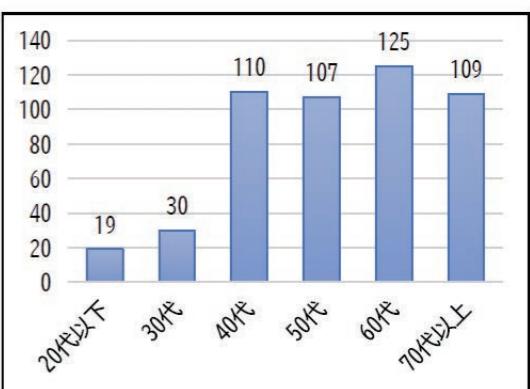
2-2 回答者の文化財との関わり

「日頃どのような側面から文化財と関わっているかを教えてください(主たるもの三つまで回答)」という設問に対しては、96人から延べ226の回答があった(資料4)。回答数は、調査研究(64人)、人材育成(39人)の順に多く、次いでコンサルティング及び国際協力が同数(29人)で続いている。文化財の価値や保護の考え方等に関する合理的な説明を多数の人々に提供するような仕事において、ベニス憲章に高い関心が寄せられている状況が窺え

日本が世界遺産条約を
締結した 1992 年の生ま
1964 年の生ま
れは 32 歳



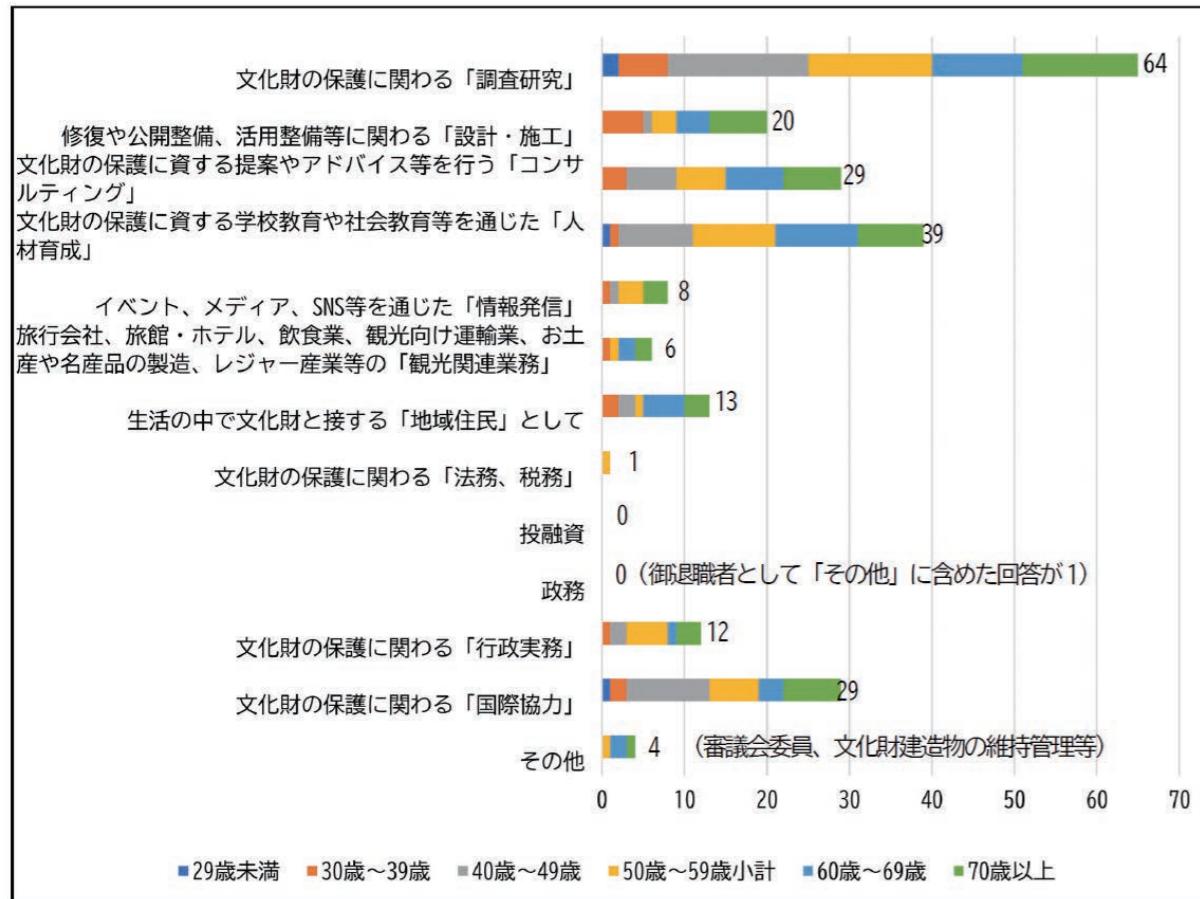
資料1 回答者の年齢 (2024年5月1日時点)



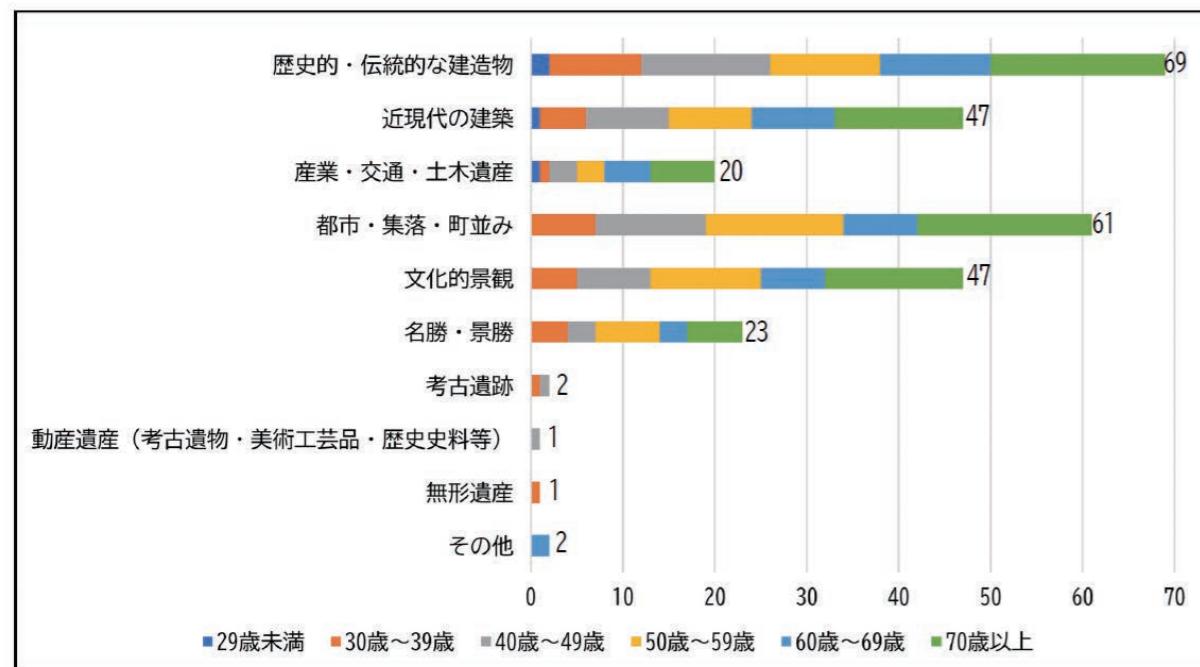
資料2 日本イコモス個人会員及び学生会員の年齢構成 (2024年5月1日時点)

年齢構成 (A)	会員数 (B)	回答者数 (B/A)	比率% (B/A)
20代以下	19	2	10.5%
30代	30	11	36.7%
40代	110	20	18.2%
50代	107	23	21.5%
60代	125	18	14.4%
70代以上	109	22	20.2%
合計	500	96	19.2%

資料3 日本イコモス個人会員及び学生会員の年代ごとの会員数と回答者数



資料4 回答者が日頃どのような側面から文化財と関わっているか(主たるもの3つまで回答)



資料5 回答者と関係の深い文化財の種別（該当するもの全てに回答）

る。

なお、選択項目から三つまでを回答可とする中で、1項目だけを選択したのは21名、2項目を選択したのは20名である。3項目を選択したのは55名であり、うち1名は「その他」としてほぼ全てに関わっているとしている。

2-3 回答者と関係の深い文化財の種別

「関係の深い文化財の種別について教えてください(該当するもの全て)」という設問に対しては、96人から延べ273の回答を得た(資料5)。歴史的・伝統的な建造物(69)、都市・集落・町並み(61)、近現代の建築(47)及び文化的景観(47)を含む不動産遺産に回答が集中するものの、考古遺跡はここから外れていることが窺える。また、動産遺産、無形遺産とも隔たりがあることが窺える。

「その他」とする二つの回答はどちらも、文化遺産と考えられる全ての種別とするものであった。

地表に現れる建築都市遺産と、地中に土層や柱穴等として歴史の痕跡を遺す考古遺跡との間に生じた回答数の差は、「monuments and sites」を中核に置くベニス憲章を、日本としてどのように捉え、普及を図るかを考えるにあたり、留意を要する状況と思料される。

(3)ベニス憲章の普及状況について

3-1 ベニス憲章の認知状況

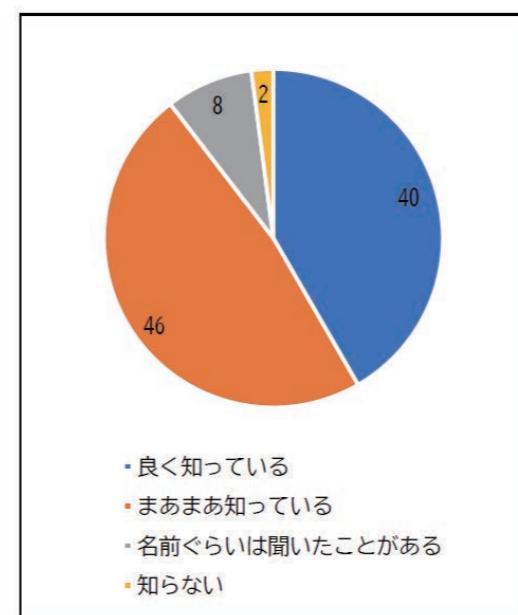
「ベニス憲章を御存知ですか」という設問に対しては、知っているが40人(41.7%)、まあまあ知っているが46人(47.9%)、名前ぐらいは聞いたことがあるが8人(8.3%)、知らないが2人(2.1%)という回答状況であった(資料6)。「知っている」の回答率が一番高かったのは40代であるが、認知度に年代間の大きな格差は見られない(資料7)。

これより先の設問に対しては、ベニス憲章を知らないとした2名を除く94名が回答者となる。

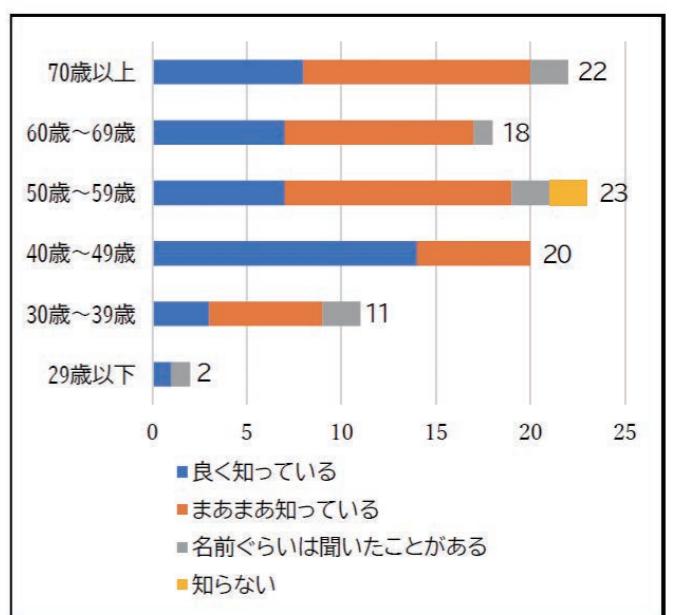
3-2 ベニス憲章とイコモスとの関係の認知状況

「イコモスがベニス憲章の精神を国際的に実現する組織として設立されたことを御存知ですか」という設問に対しては、回答者94人のうち85人(90.4%)が知っている、9人(9.6%)が知らないと回答した。

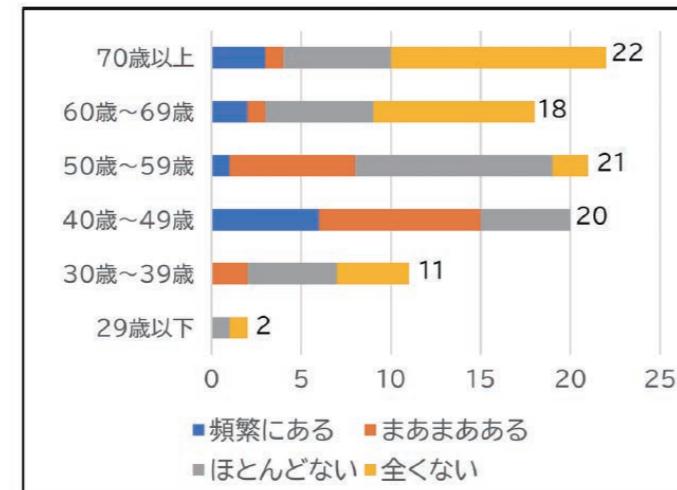
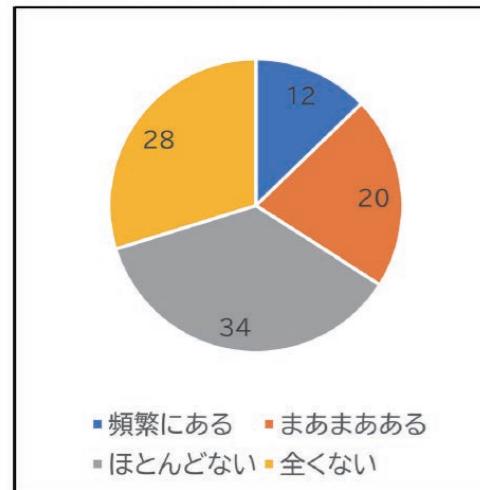
「知らない」とした9人の内訳は、30代1人、40代1人、50代2人、60代2人、70代以上3人であり、この設問においても、上述3-1と同様、年代による認知状況の差はないと言える。



資料6 ベニス憲章の認知状況



資料7 ベニス憲章の年代別認知度



(4) ベニス憲章の活用状況

4-1 ベニス憲章の活用頻度

「ベニス憲章に言及したり、この憲章を参照したりする機会がどのくらいありますか」という設問に対し、回答者94人のうち62人(66.0%)は「ほとんどない」または「全くない」と回答した(資料8)。「頻繁にある」または「まあまあある」と回答したのは32人(34.0%)で、この内訳をみると、40代及び50代に多い(資料9)。

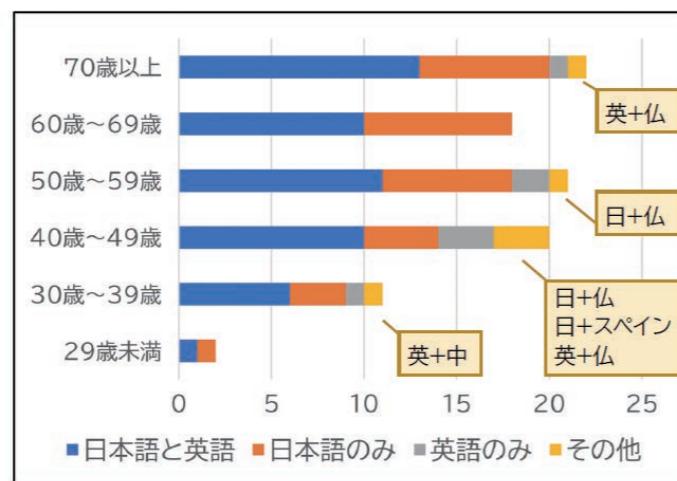
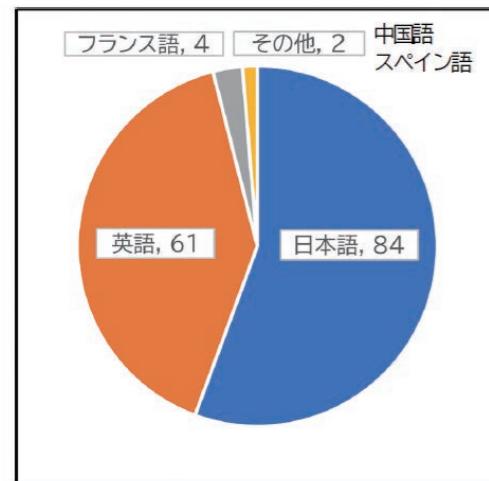
上述(3)の普及状況と合わせると、ベニス憲章は知っているものの、それを活用する機会があるのは2人に1人に満たない状況であること、また、普及状況は年代格差がみられない一方で、活用頻度は40代及び50代の中堅層に偏る傾向があることが窺える。アンケートからこ

の要因を詳らかにし得ないが、若手の教育や研修、世代間交流に資するような使われ方はされていない状況が垣間見えるようである。

4-2 ベニス憲章を参照する際の言語

「ベニス憲章を参照する時の言語を二つまで教えてください」という設問に対しては、回答者94人から延べ151の回答を得た(資料10及び資料11)。結果は84人(89.4%)が日本語で参照しているとし、その内訳は日本語のみが30人、日本語と英語が51人、日本語と仏語が2人、日本語とスペイン語が1人である。

総じて、日本においてベニス憲章は、日本語と英語で読まれていることを示す結果を得た。



(5) ベニス憲章に対する見解

5-1 ベニス憲章の必要性

「あなたはベニス憲章のような、建築都市遺産や遺跡の保存や修復の基本的な考え方に関する国際的な協約が必要だと思いますか」という設問に対しては、回答者94人のうち90人(95.7%)が「必要だと思う」または「どちらかといえば必要だと思う」に回答した(資料12)。

「その他」として寄せられた意見は以下の通りである。

- 歴史的建築物や考古遺産についてはすでに様々な基本的条約等があり、枠組みとしては十分
- イコモスは単一の法をもつような組織ではなく、職能団体としての倫理規定ならありうる
- 憲章の基本的な考え方を伝達することを目的とした協力は不要と思われるが、保存修復の実践の場においてその前提として理解を促すという意味では必要

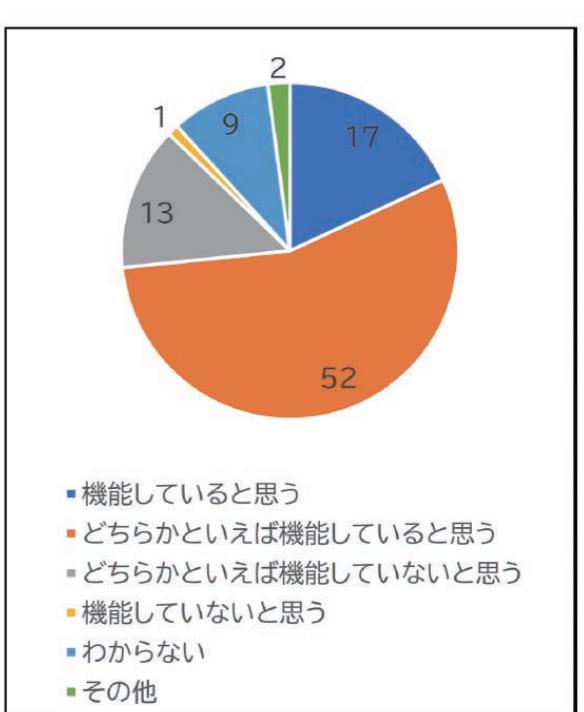
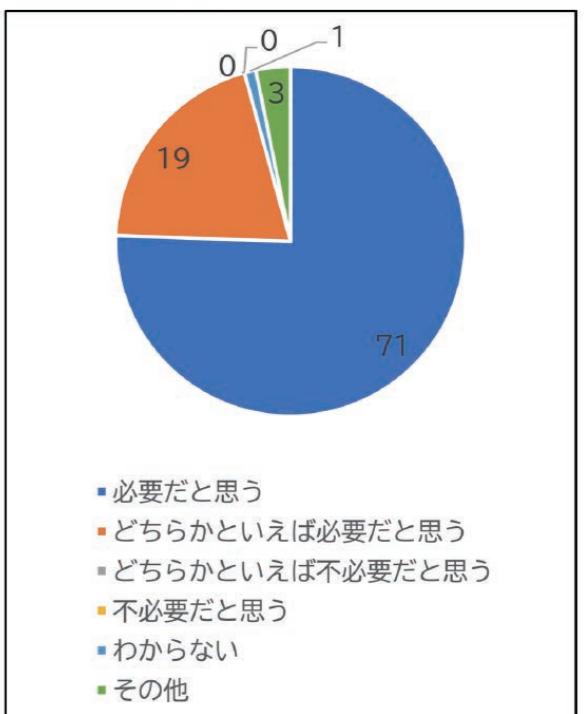
5-2 ベニス憲章の機能性

「あなたはベニス憲章が、建築都市遺産や遺跡の保存や修復の基本的な考え方に関する国際的な協約として機能していると思いますか」という機能性を問う設問に対しては、回答者94人のうち69人(73.4%)が「機能している」または「どちらか言えば機能している」と回答した。

ここで気に留めておきたいのは、上述4-1における活用頻度との関係性である。日常的にこの憲章を活用する機会がそれなりにあるとしたのは54人であるが、機能していると感じている回答が69人とそれを上回り、なお、回答者のほとんどがベニス憲章の必要性を感じている。ベニス憲章が大まかに知られていても、その細部の認知状況については不確かである状況が窺えるのではないだろうか。

「その他」として寄せられた意見は、以下の二つである。理念規定が機能するとはどういうことかを問題提起するものと受け止められよう。

- ベニス憲章よりは、その後に採択された憲章等の文書が実務的に機能していると思うが、その前提としてベニス憲章が存在している意味では機能している
- ベニス憲章は戦後のものであり、戦前から培われてきた各国の理念の集成である。



5-3 ベニス憲章の今後のあり方について

「ベニス憲章の今後のあり方については、今までに幾つかの意見が示されています。あなたが適切と思われるものは、どれですか(二つまで回答)」という設問に対しても、回答者94名から延べ145の回答を得た(資料14)。

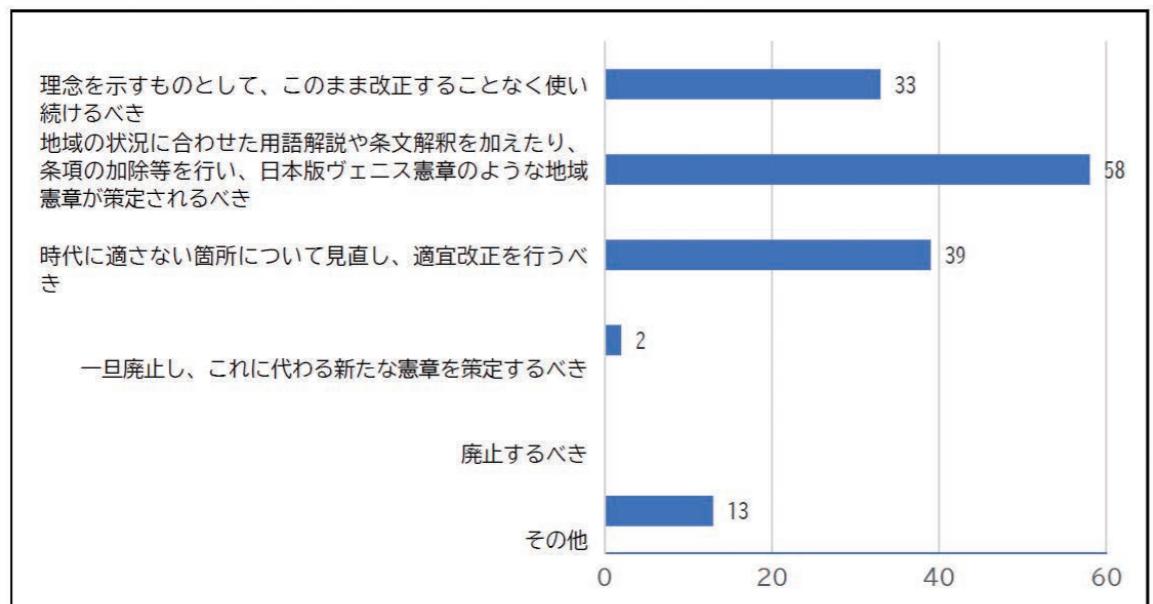
選択肢の内容を要約すれば以下の通りである。

- ① 改正なく使い続ける
- ② 地域憲章を策定する
- ③ 適宜改正を行う
- ④ 廃止の上、新たな憲章を策定
- ⑤ 廃止
- ⑥ その他

「廃止」とする回答はなく、「廃止の上、新たな憲章を策定」とする回答2件のうちの1件は「地域憲章を策定する」との複合回答であったことを考えれば、何らかのかたちでこの憲章を使い続けていくことが望ましいという考えが回答の大半を占めていることがわかる。

「改正なく使い続ける」とした33人のうち単独回答は7人(21.2%)、「地域憲章を策定する」とした58人のうち単独回答は19人(32.8%)、「適宜改正を行う」とした39人のうち単独回答は10名(25.6%)であり、これらの方を複合的にとする回答が主流を成す。

「その他」とする13人のうち、5人は「わからない」とし、8人からは以下の意見が付された。



資料14 ベニス憲章の今後のあり方

【単独回答】

- オリジナル版の精神を明確にしつつ適宜改訂版を補足
- 地域の状況に合わせて解釈を加えながら、地域憲章が策定されるべき

【「改正なく使い続ける」との複合回答】

- ベニス憲章が作成された時代の考え方を理解するために、そのまま改訂することなく保持すべきと思うが、直接的に実務で利用する上では個別の条件により整合した憲章を利用若しくは適宜策定すべき
- 実現可能な細則をもうけるべき
- 他の憲章と違い、ベニス憲章はこのまま残し、時代や地域に応じたサブ憲章を定めるべき

【「地域憲章を策定する」との複合回答】

- 憲章とは時代に合わせて変化していくもの。ベニス憲章は1964年のものである。改訂や抹消は、混乱が予想され、その必要はないものと思われる。多様化、多極化した現代においてイコモスが単一の基本法を持つ必要はない。イコモスは、会員がその法を順守することを約束するような組織ではない。ただし職能団体が持つような倫理規定ならあってもよいかもしれない。歴史資料として残るか、使い続けられていくかは時代の要請次第

【「適宜改正好を行う」との複合回答】

- 内容の啓発や国際的に関心を高めていくような機会

● をもう少し多く設けられるとよいように思う

- 文化遺産保護の理念は地域を問わず共通であると思うので、憲章をローカライズしないほうがよいと考えられる。オーセンティシティに関する奈良文書等、その後の考え方の進展を考慮した改正是行うのがよいのではないか

(6)まとめ

今回のアンケートの回答率は18.5%であった。この回答率自体がベニス憲章への関心の程度を示しているとも受けとめられよう。

回答が多かったのは、調査研究や人材育成、コンサルティング、国際協力の分野の建築・都市遺産関係者であるが、考古遺跡は除かれる。日本の文化財の分類に基づけば、有形文化財(建造物)、記念物のうちの名勝、文化的景観、伝統的建造物群の関係者に該当しよう。考古遺跡、動産遺産、無形遺産との複合回答は極めて少数であった。

回答者のほとんどがベニス憲章及び当該憲章とICOMOSとの関係性を知っており、日本語版を主とし、英語版を副読している。利用機会がそれなりにあるのは回答者の3割程度である。

資料15 ベニス憲章についての自由意見、思い出等(回答をそのまま転載)

日本が世界遺産条約を批准して以降、ベニス憲章の内容の理解を伴わない憲章の引用やコメントが目につきます。日本イコモスとして正確な情報発信が必要だと思います。
宗教、文化、歴史、国によって見解の差異があると思われるが、どう憲章でまとめるかが課題。
石の文化と木の文化、どちらを主として扱うかによっても考え方は180度違うように感じる。
是非日本ICOMOSが、東アジア、東南アジアでの地域版の検討の中心を担ってください。期待しております。
ある時代的社會的要請のもとに成立しているので、現代に当てはめるときに古めかしさを感じる。
考古学的遺構とモニュメントの関係性についてベニス憲章を参照すると、判断が難しい。
私は2000年まで、ユネスコ本部で文化遺産アジア太平洋部長でした。既にご承知のように、ボロブドゥル修復には、空積みの火山岩ブロックを全て解体して、その下部に鉄筋コンクリートスラブと排水溝と地下水位計を挿入して、更に欠損部分を新ブロックで補填して再構築しました。
憲章は改正好ではなく、その時代の理念原則を表すものとして常に参考すべきである。現代においては、必要に合わせて新たな憲章を策定するのがよい。既存の文書を活用して、の上で。ワルシャワ宣言など。
地域の事情を尊重すべきである。
1980年代頃、ローランヌ、イタリアでのICOMOSの世界大会に参加し、国内外のすでに亡くなった先生方、専門家の方々と交流できたことが思い出です。
議論があることは知っているが、ベニス憲章は保存理論の発展史上の重要な記念碑的存在、世界遺産条約などその後の多くの理念、憲章がベニス憲章からスタートしていることを考えると、将来の議論のための基準点としておいて欲しい。
その国の伝統により、移築等に対する考え方異なる部分や、保存再生を進める設計実務において、相対する規定に遭遇することも想定される。文化財保全・活用の多様性の中で、何を優先するかの議論や指針・解説・事例紹介があつてもよいのではないかと思う。

ベニス憲章の今後のあり方については、総じて次のような状況があることが窺える。

- ベニス憲章は、継承するべきものと捉えられている。
- しかし、時代や地域の状況に合わせて実践に適用するには必ずしも十分ではないとも考えられている。
- よって、地域憲章を制定したり、適宜改正是行ったり、他の憲章等を合わせ見る等の何らかの対応が必要と考えられている。
- アンケート結果では、「地域憲章を策定する」という意見が最も多かったが、この中には他の方法と合わせてという考え方も含まれている。また、1件ではあるが、ベニス憲章をローカライズするべきではないという考え方も示された。

このアンケートにより、ベニス憲章の認知状況や活用状況ならびにベニス憲章の今後のあり方に対する見解が大枠みに把握できた。今後はさらに、他のICOMOS憲章やUNESCO勧告等と照合し、日本の文化財保護の動向を整理しながら、ベニス憲章の現代的位置づけと活用のあり方を丁寧に考察する必要があろう。

(文責: 下間久美子)

ICOMOS以外のメンバーでベニス憲章という言葉が出されることはない。重要な考え方ではあるものの、その理解や応用した概念が共有されておらず、ICOMOS間のみにとどまっているように感じる。
理念として必要。具体的な時間変化の考え方は調査する必要はある。
ベニス憲章の他、奈良ドキュメントや他の国際憲章との比較を行って活用する。
憲章に用いられた「記念建造物」や「アナスタイローシス」という概念が、木、土の文化圏まで想定されていたのか否かを検証したうえで、今日的な解釈や追加条項、あるいは新たな文書についての議論を進めていただきたいものです。
ベニス憲章は、戦後の国際条約や文化遺産各分野の保護理念の基礎として機能しており、外せない床の間の掛け軸、とはイクロムのヨキレット博士の言葉。一方、モンスーン気候東アジア木造建築文化圏として、韓国中国等との共通憲章作成を視野に、まずは日本版憲章を検討すべき。
東洋ないし日本の文化財の特性等について適切に考慮されるよう、常に見解を保持していくことが必要。顕著な普遍的価値と地域の特性についての均衡のとれた見方を維持することを求めていくことが、文化の多様性の確保につながる。
研究的立場の方々には常識であっても、現代建築の生産の立場から文化財的建造物保存活用に関わる方々で憲章を認識されている方は少ないのではないかと推測します。
ベニス憲章の日本への適用の可否や要否、困難である事項における独自の取り組み等を的確に整理し、発信することが、日本の文化遺産保護に対する国際社会の理解を得る上では大切であると思う。ベニス憲章にそのまま倣うというよりは、異なる文化圏間におけるより良い対話に活用する発想が必要なのではないだろうか。
とにかく、世界中の保存関係者が同じ文言の事を共有できているものが濫標になっていると思います。例えばirreversalという概念に関して、うちの国の法律や習慣ではこんな事までをそういうしている、とか話をしても相手との距離感をとることが出来る、ですから私としてはこの存在は無くなつて欲しく無い、ただ、進化をして行く、或いは変化をして行くのが文化や人間の常だから、見直しはすべき、と思います。
カンボジアのアンコール遺跡の保存修復事業について調べていく中で、フランスによる修復の歴史がベニス憲章をはじめとする国際憲章の考え方の歴史と歩みをともにしていることに改めて気がつきました。憲章などのルールの歴史を考える際、なぜそのルールが定められたかを知ることが重要と考えます。ベニス憲章は一つの原点であって、これをアップデートしていくことが大事だと思います。
建造物は、地域の環境や気象状況で大きく変化する(特に建材)。当然、建造物の保全活動や修復は、地域によって大きく異なる。「奈良文書」において、少し言及された歴史はあるが、今でも組積造の価値観が中心だと感じる。歴史的記念建造物の保全、修復活動は、一度根本的に見直し、多様性を重視すべきである。
海外の研究・国際機関でベニス憲章について触れることが頻繁にあるが、その背景にはどうしても石造りの文化財を想定した理念があることを実感することが多々あった。その反面、現在の文化財・遺産との関係性では必ずしも説明できないものもあるが、本憲章の存在によって多くのものが守られてきたこともまた事実であると実感する海外の事例も多数ある。
ベニス憲章は1960年代当時の文化遺産保護の理念を示すものとして歴史的に価値があるものと思います。しかしその後、1990年代の奈良ドキュメント、2000年代の無形文化遺産保護条約の制定など、オーセンティシティをめぐる議論は常に変化してきました。そうした意味で、1960年代のベニス憲章を改訂しながら使い続けるより、2020年代の(もしくは2030年代)新たなオーセンティシティの理念を打ち立てる方が意義があると考えます。
ベニス憲章のオリジナルを改正しようとすると、膨大なエネルギーがいるだろう。数年かけて、結局まとまらない、という事態だっておおいにあり得る。ゆえに、改正は行わず、各国とか。ある地域とかで、ベニス憲章に相応する、理念・原則を確立し、共有するのが、現実的なか、と思う。理念・原則がない、あるいは放棄すると、文化遺産の継承にふさわしくない現象が起きるだろう。
産業・土木遺産の保存や修理に関わって感じたのは、閉じられた空間(発電所や配水塔など)についてはベニス憲章の妥当性を感じるが、橋やダムなどの骨組み系や塊系構造物、産業施設および稼働遺産などについては、社会・時代的な背景も違うので不十分な点が多い。産業・土木遺産および稼働遺産は、あたらしい文化財でもあるので、今後、産業・土木遺産、稼働遺産向けのベニス憲章が必要と考える。
例えば、文化の遺産の種類がなんであれ、オーセンティシティに関して考察する場合、議論の振り返りとしてベニス憲章に言及することはあるが、分析のためのツールとして用いることはなくなった。代わりに、奈良文書や世界遺産条約の作業指針などを使用している。そのような意味でいえば、時代や実態にそぐわなくなったのだとは感じる。
日本だけでなく、ヨーロッパ以外の地域の実態に合わせた内容に改正する必要があると思います。改正する際には各国の専門家、先住民、行政、NGO等の代表を含めて、さまざまな意見を反映した多様な文化財保存修復のあり方を議論する必要があるのではないかと思います。また改正された憲章を広く普及するために、発展途上国等、経済的に国際ワークショップ等に参加が難しい国々の専門家や文化遺産従事者に対する研修等をすることによって、憲章の国際的な認知と重要性が高まるのではないかと思います。

歴史的建造物の改修を行った際、設計監修者がベニス憲章の「すべての時代の正当な貢献を尊重すべき」「様式の統一は修復の目的ではない」などを断片的に持ち出し、オリジナル部分の改変や撤去を積極的に進めようとしていた。真実性や完全性についても、近年歴史的建造物のリノベーションが建築関連の賞を受賞するなど注目を集め、これまで文化遺産保存の経験がない設計者も広く参入するようになったためか、誤った解釈や都合の良いところを部分的に用いた設計趣旨の説明や議論が行われていると感じることがある。ベニス憲章や奈良ドキュメント、奈良+20など、理念の発展に伴い自分自身も追いつけておらず、とんちんかんなことを言っていないか不安になることもあります。建築基準法の逐条解説のような、憲章の各項目の意図の理解を促す資料があれば読みました。シンポジウム等はありますが、逐条でまとまったものが欲しいと思ってしまいます。

ベニス憲章は、時代における文化遺産保護の国際的到達点の一つとして、その理念は尊重されるべきだと考えます。一方で、策定当時は構造主義全盛期であり、各時代における思想的変化に併せてその内容は読み替えていくべきではないでしょうか。今の時代であれば、有形無形を問わないあらゆる要素の関係性の総体として文化遺産を捉え、その関係性をベニス憲章を通じて如何にコントロールできるのかを考えるべきかと思います。また、特に考古学的遺跡における復元の議論では第15条だけが一人歩きする形で引用される傾向にありますが、憲章全体を読めば必ずしも日本式の復元整備が批判されているとは思えません。ローザンヌ憲章(そもそも知名度は低いですが)とも対比されるものではなく、むしろその理念は共有されているものだと考えます。ベニス憲章を時代および日本の状況に合わせて読み替える作業を行い、その後にはベニス憲章を基準点に他の憲章との関係を改めて読み直す作業が必要になってくるように思います。

昨年の、山口県岩国市の名勝錦帶橋に関するシンポジウムの際、構造物そのものを後世に残すための方法論が、ヨーロッパにおいても次第に変容しつつあることを感じました。ヨーロッパでも、ベニス憲章の通りのガチガチの方法論での修復ではなく、活用と、継続性を重視した、柔軟な手段が取られ得ることを知り、奈良ドキュメントが何らかの形でヨーロッパの皆様にも影響を与えた可能性も考えられる、と思いました。構造物を使い続けることの意味があること、そのための改変も、歴史の一部であることは、ルーブル美術館などの例からも明らかかと思います。実は、その運用に立ち返りつつあるだけなのかもしれません、制定から60年が経ち、世界情勢が当時とは大きく異なってきたことから、緊急性の高い、硬直的な修復ルールが日本だけでなく、世界の実態とも乖離し始めているように思います。歴史的建造物の価値を後世に伝えていくため、これからも大枠のルールは尊重すべきだと思いますが、修復や改変の記録をきちんと保管していくことを前提に、より活用しやすい(継続させやすい)規制緩和(新たなルール作り?)が必要なのではないかと思います。

文化遺産の保護制度は第二次世界大戦前には成立しています。日本を含み、伊、仏、英、独などそのような保護制度を戦前から持っている国は、近代的、科学的な実証主義に基づいて戦前から文化遺産の修理整備についての理念を育て、技術者の間で共有してきました。ベニス憲章は、それらと大きく異なるものではありません。新たに戦後復興という時代背景を背負っているのは事実ですが、それはユネスコも同じです。そもそも国際条約、勧告、憲章などは白紙から作成されるものではなく、ベニス憲章を含めて参加する技術者が持ち寄る知識と経験の集大成です。したがってそのような戦前から保護制度を確立してきた国の中の技術者は、改めてベニス憲章を参照することなく、自らの仲間のうちに共有する理念を、法整備を含めて、時代の要請に答えるながら今まで発展させてきました。いまは、イコモスの役割がどこにあるか、ここまで拡大した文化遺産の保護のありようの中でイコモスが先進国から途上国を横断して何をすべきか、何ができるかを考える時期だと思います。ベニス憲章は、近代に成立した客観的、実証主義的な遺産保護の理念としてもっとも常識的で普遍的な内容を包含しています。これはこれで重要な資料です。しかし元植民地国の人々はいま自らの理念を、自らの言葉で自らの歴史を背負って再構築しようとしています。その際に仏語、英語で書かれたベニス憲章が宗主国の言葉に重なって、重苦しい、排除したいものとして受け止められているのも事実です。解決すべきはこの問題にあるのではないでしょうか。ベニス憲章の罪ではない。ニュースレターを読んでの追記： 仏語版、英語版の違いについては、特に、仏語版の奥行きの深さが英語版に反映されていないという点については重要、かつ面白いと思いますが、これはベニス憲章を現代においてどう扱うかの歴史的な検証の分野に属するかもしれません。この作業を通して遺産保護とはどうあるべきかの現代の議論を見直すことに大きな意義はあるかと思います。なお言語の問題において、英語と仏語のニュアンスの違いについては、言語そのものが生きているもの、それぞれの人の生まれた時からの環境にされるものであること、従ってその時点での分野で議論していた人々の地域性、思想のありように左右される、されたものだと思います。歴史研究者ならその点に注目すると思います。最近、世界遺産条約締約国が集まりで地域代表として意見を求められた時には、その一部で、地域性をどう公平に扱うかの問題について話しました。英語・仏語が議論をリードする際に取り残される他言語圏(特にアジア)への考慮も必要なことについて話しました。ラテン語から派生する言語を母国語あるいは日常の言語にしていない国では、翻訳を二重、三重に重ねていくことになります。その問題を考えて、憲章あるいはガイドラインのようなを作成するなら、用語をきちんと定義しておく必要があります。オーセンティシティの日本での議論を聞いていて、英語・仏語からのまさに二重翻訳、この言語をそれぞれの参加者がどう訳して考えているかについて観察していました。海外にこの問題を日本から出されるのであれば、どのように問題提起するか、単に仏語・英語間の翻訳の問題に留まらない方法が必要かと思います。確かにベニス憲章については、多数の論文を集めた本が10年ほど前に出ていたかと思います。(記名コメント：稻葉信子)

ヒアリング・吉田鋼市先生(横浜国立大学名誉教授)

日時: 2024年7月20日(土) 17:00~19:00

場所: 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5

岩波書店一ツ橋ビル 地下1階会議室

1. ベニス憲章との関わり

1973年から1975年にかけて、フランス政府給付留学生としてエコール・ド・シャイヨで聴講生として学びました。この時は実践的な内容で、ベニス憲章について聞くことはありませんでした。1972年には世界遺産条約が採択されていますが、この条約についても聞いた記憶がありません。

初めてベニス憲章を知ったのは1983年頃です。藤森照信さんが監修した『建築知識別冊第5号 保存再生につよくなる用語』の中で、羽生修二さんがベニス憲章の解説文を載せていました¹。羽生修二さんは、エコール・ド・シャイヨを卒業されています。

ベニス憲章を意識的に通読し、全体の内容を把握したのは1994年に「オーセンティシティに関する奈良コンファレンス」(以下、奈良会議)が開催された時です²。アテネ憲章の方が望ましいと思いました。このことは、『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』(日本イコモス、1999)の中でも「ヴェニス憲章のもととなったアテネ憲章(1931)は、ヴェニス憲章の内容をすでに基本的にはすべて盛り込みながらも、もう少しゆるやかで好ましい穏健さを示している」と書いています³。アテネ憲章の曖昧さを払拭し、明晰で、厳格で、統一的なものにしたのがベニス憲章だと感じました。

アテネ憲章と言えば、CIAM(近代建築国際会議)が1933年に都市計画に関してまとめたものも同じ名前で、紛らわしいですね。

2. オーセンティシティについて

オーセンティシティという言葉は、1964年採択のベニス憲章の前文に出てくるので、それ以前からの歴史があるわけだけど、アテネ憲章には見られません。この言葉をかなり重要な概念にしたのが奈良会議であったと考えています。私は、奈良会議では、Léon Pressouyre(レオン・プレスイール)さんの原稿を翻訳しました⁴。そ

の中に、日本が世界遺産条約を批准した後は、オーセンティシティの問題が単なるアカデミックな問題ではなくなったという文章があり、意味がわからず、本人に手紙を出し、返事をいただきました。彼らの文化圏では当たり前だった概念が、異なる文化圏から見るとよくわからず、はっきりと説明しなければならないと考えたのかもしれませんね。

人々は、自然遺産にのみ使われていたインテグリティという概念が、今は文化遺産にも当てられているようです。私は、インテグリティの方がニュートラルで合っていると感じています。オーセンティシティは、権威付けられた印象、権威が認めた遺産という印象を強く持ちます。

3. 絶対的な真実はあるのだろうか

『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』に寄稿をする時に、たまたま『美学』に所収されている大久保賢さんの「音楽作品における真正さの機能—ゲームとしての音楽」を読みました⁵。音楽には楽譜等から「真正さ」が当然のように求められるのだけど、実際に演奏家や聴き手の発言からそれを探ると、多種多様でその実態がよくわからない、演奏は一種のゲームだという内容であったかと思います。

また、最近に聞いた話ですが、美術館の野外展示作品については、風雨で傷めば、作者に了解をとって材料を取り換える場合もあるようです。

結局、絶対的な真実のようなものがあるわけではなく、日々解釈が変わる中で、何が真実かは作者でさえわからないという現実があるのではないでしょうか。

4. 意思を持つ修復

『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』の寄稿には、Foucart(フカール)さんという方の講演で聞いた「惨めな修復」についても書きました。オーセンティシティにこだわりすぎて、修復家の意思が見えない修復をこのように表現したのだと思います。非難されることを避け、定石通りに、無難に、無難にと修復を行い、建築家の顔が見えないようなものを指しているでしょうね。では、修復家の意思とは何かということですが、難しいですね。

私は、できればメンテナンスをしながらそのまま保存

することが望ましいと思っています。そうすれば、時代の流れを見せる痕跡を消さないからです。時代の蓄積そのものを見たいというのが、私の希望です。でも、傷み具合いや、構造的な状況等からそうとばかりも言ってられませんよね。あるいは、復原という選択をするかもしれない。このような場合には、十分な調査研究により、的確な技術、新たな知見や価値等を示すようなものであって欲しいと考えています。インターネット等の普及により、ますます価値が多様化する時代ですから、感性のようなものを一緒に伝えていく保存が、私にとっての適切なあり方です。

史跡における新築再建としての復元もそうですね。ベニス憲章では望ましくないと言っているけれども、市民の望みで行われるものもあるわけです。史料に基づき100%正しい復元などあり得ない中で、わからない部分をしっかりとと考え、補っていくことが、現在の感性を上乗せして伝えることになるのではないかですか。

5. ベニス憲章のこれから

このように考えると、ベニス憲章も、1964年時点ではよく書かれた憲章だけれども、それを真剣に捉えていく時間の積み重なりこそが大事なのだと考えています。

ベニス憲章には、修復を実務責任者だけに任せていけないということが書いてありますね(第11条)。2000年に採択されたクラコフ憲章(建築・都市遺産の保存と修復のための原則)⁶ではさらに、専門家や行政関係者だけではなく、住民が参加できるコミュニケーション構造が必要だと明確に述べています。

クラコフ憲章では、また、マネジメント、もう少し詳

しく言えば、変化のマネジメントがキーワードになっています。歴史的なモニュメントは人々が手を触れてはいけないようなものではなく、マネジメントをするものだというように考え方が変わっていることを感じます。

マネジメントで有名な経営学者にPeter F. Drucker(ピーター・ドラッカー)がいます。ドラッカーは、マネジメントの重要な要素にインテグリティをあげています。このインテグリティの解釈も一様ではありませんが、遺産保存であっても、ビジネスであっても、一人一人に浸透していくような全体としての倫理性の必要を説いているのだと、個人的には解釈をしています。教義のように押し付けるのではなく、倫理として行きわたることが大切だということです。

(記録: 下間久美子)

【註】

1. 羽生修二「ヴェニス憲章」『建築知識別冊第5号 保存再生につよくなる用語』p.24-25, 1983.3, 建築知識
2. この時に用いられたのは、日本イコモス国内委員会誌で、伊藤延男と桐敷真次郎の共訳である。
3. 吉田鋼市「アテネ憲章、ヴェニス憲章、そして奈良ドキュメント」『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』p.11-12, 1999, 日本イコモス
4. レオン・プレスイール著、吉田鋼市訳「世界遺産の20年」『建築史学第24号』建築史学会, p.98-125, 1995.3
5. 大久保賢「音楽作品における真正さの機能—ゲームとしての音楽」『美学』第49巻第2号, p.47-57, 1998.9
6. The Charter of Krakow 2000 (Principles for Conservation and Restoration of Built Heritage)



写真1 吉田鋼市先生



写真2 ヒアリングの様子

ヒアリング・青柳正規先生(東京大学名誉教授)

日時: 2024年7月29日(月) 10:00~12:00

場所: 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5

岩波書店一ツ橋ビル 地下1階会議室

1. イタリアにおける保存と修復の理論化

イタリアは歴史的な建造物をはじめとする文化遺産の数が圧倒的に多い国です。保存と修復の問題は早くから社会の中で議論され、蓄積されてきました。だから、欧州の中でも理論化が進んでいたと思います。もちろん、フランスにはViollet-le-Duc(ヴィオレ＝ル＝デュク、1814-1879)もいましたが、イタリアでは社会全体にとっての遺跡の存在の重みが、ルネッサンスの頃から重要な課題とされていました。Raffaello(ラファエロ、1483-1520)もバチカンに勤めながら、ローマ遺跡の大理石等をどのようにサン・ピエトロ大聖堂に転用するかを検討していました。あの遺跡からのものは良いけど、この遺跡のものはダメといった取捨選択を行っていた様子が記録に伝えられています。

この頃にrestauro(修復)という考え方があったかはわかりませんが、イタリアでは、conservazione(保存)という意識が15世紀後半には見られると言われています。Michelangelo(ミケランジェロ、1475-1564)がディオクレティアヌス浴場を教会に改修した時も、できるだけ古代の壁体を使おうという考えがあったとされます。

18世紀には、ドイツの美術史家Winckelmann(ヴィンケルマン、1717-1768)が現われ、その著書『ギリシャ美術模倣論』¹にギリシャの傑作の共通の特徴として「高貴な単純と静かな偉大さ」を謳うわけです。想定が遺構だったからこそ出てきた言葉なのだと思います。現在のように、ギリシャ時代にもっと装飾や彫刻が付加されていたことがわかついたら、同じ表現が出てきたかどうかわかりませんが、ヴィンケルマンはある意味で、建造物の構造もかなり意識していのではありません。こうした美学や芸術思想への働きかけが、様式主義へつながり、修復という概念を生みだしていました。19世紀には、その精神的な考え方方が相当に蓄積されていました。

建物は垂直構造が残りやすいのに対して、水平構造は残りにくいわけですが、イタリアの場合はドームや

ヴォールトが多用され、ギリシャ建築等と比べて構造物が多く残りやすいという特徴が見られます。このため、建物を総体として捉える考え方も発達していました。

このようなイタリアの特質が、ベニス憲章の中で重要な役割を果たしたのではないかと、私は考えています。

2. 保存と修復

イタリアでは、文化財に関してautentico(auténtico)という言葉はあまり使わないように思います。モニュメント等を修復するにあたって、「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」(以下、奈良文書)のような内容をとりまとめたものは、あまり見たことがありません。遺跡や石などの実態が残っているからだと思います。ポンペイの遺跡で住宅の修復をやりすぎている時があっても、それがオーセンティシティから外れているというようなことは言わないのでしょうか。

Cesare Brandi(チェーザレ・ブランディ、1906-1988)の頃も、ポンペイの修復では、アナスティローシスにこだわらずにどんどん屋根架けがなされました。修復とともに、古代住宅をよい状態で残すために、このような処置を施したのだと考えています。修復は遺構の失われた特徴を復すこと、保存は遺構を良い状態で保つことです。イタリアでは、修復と保存は、ある側面では対立する概念としても捉えられてきました。

フランスでは、ゴシック建築の修復において、リブ・ヴォールトを構造的にしっかりさせるために、ヴィオレ＝ル＝デュクが鉄骨を使用し、これが普及していきます。しかし、その後、例えばシリアの聖シメオン教会で、屋根は健全なのに、ほとんどのリブが棄損していることなどから、リブ・ヴォールトが構造性を持つという理論は間違っていることが明らかにされました。

ヴィオレ＝ル＝デュクの理論は誤っていたけれども、それが構造合理主義を広め、近代建築にも繋がったと考えると、皮肉だけど、面白いですよね。アナスティローシスが登場するアテネ憲章(1931)の頃に、鉄筋コンクリートの使用が始まったことも、フランスにおけるゴシック教会修復の中で、機能主義的なことが説かれたこと、ある程度影響しているような気がします。

3. 奈良文書の位置づけについて

奈良文書によって、世界遺産は文字通りに「世界」の遺産になったのではないでしょうか。それまでは、地球の半分にしか対処していなかったわけです。奈良文書ではなく、「奈良憲章」にしてもよかったのではないかと思っています。

これまでのアテネ憲章やベニス憲章は、イタリア国内でCarta(カルタ)と呼ばれる文化財憲章の国際版のような位置付けになっています。だから、奈良文書の骨子を文化遺産の憲法とするようなことを、日本で考えてみても良いのではないでしょうか。それは、世界にとっても重要なことです。同時に、オーセンティシティの概念を、それぞれの国で見直すべきとも考えています。

日本の史跡における復元再建は「巨大な模型」として説明されることがあります。これについても、もう少しオーセンティシティという概念を固め、その中で位置付けられることが望ましいように思います。

4. 理念とその適用

日本の文化財保護は、細かく分類しすぎなのかもしれません。もう少し一括りにして、それを将来の継承のためにどうするかということを考えやすくした方が良いように思います。史跡、名勝、有形文化財建造物等と分けてしまうと特殊性ばかりが強調されて、文化遺産を全体として残してゆく意義が弱く感じられます。ただ、これを改善するのは、なかなか難しい作業です。

保存にも建前と現実があって、例えばヨーロッパ考古学では、遺跡を覆う屋根を架けることが重要な課題になっています。ギリシャの世界遺産「バッサイのアポロ・エピクリオス神殿」では、テントで神殿全体を覆っています。立地上、冬は霧が発生して石の小さな隙間に水滴が溜まり、それが凍って徐々に石を劣化させてしまいます。だから、霧にさらさないようにしないといけないわけです。トルコの世界遺産「エフェソス」に残る遺跡にも覆屋が建てられています。でも、ギリシャの世界遺産「アテネのアクロポリス」の中核となるパルテノン神殿には覆いが架けられていません。建前として、オリジナルなものには手を触れずに、保存のために覆屋を作ろうとは言っているけれども、モニュメントとして本当にシンボリックなものにはその対策を取り入れないわけ

す。そういう建前と現実、理念とその適用の実態をうまく読み取らないと、妙に教条的になってしまいますよね。

別の事例ですが、最近スペインが中心になってラテンアメリカの考古遺跡のデータベースを作成し始めました。ペルーの世界遺産「ナスカとパルパの地上絵」におけるナスカの地上絵も対象に含まれていたのですが、先住民族の方々が少数住んでおられるので、データベースには入れないようになりました。考古学者達が積極的にやめたということです。コラボラティブ・アーケオロジーとして先住民族の利益を最優先とすることが、考古学研究でもおきています。研究のために全てをあからさまにして良いかがチェックされるようになりました。

5. 地域に合った開発と保存に向けて

欧米の大学には文化遺産のコースが色々と設けられています。日本で主な国立大学にそれができているかというと、筑波大学に世界遺産学のプログラムがあるぐらいです。今、日本で一番必要なのは、各地の地域振興で文化振興や遺産保護を進めるための、いわゆる文化的ツーリズムを、自分たちできちんと認識することです。

そのためには、文化遺産のプログラムを受けて養成された人材が地方公共団体に入り、地域の特性を分析し、理解した上で開発や保存を進めていくことが必要です。このような需要と供給がスパイラルアップし、文化立国の高見が目指されることを期待したいと思います。

(記録: 川津彩可)

【註】

- 原題は『Gedanken über die Nachahmung der griechischen Werke in der Malerey und Bildhauer-Kunst』であり、日本では『ギリシア芸術模倣論』として、澤柳大五郎翻訳(座右宝刊行会、1976)のものや田邊玲子翻訳(岩波文庫青586-1、2022)のものが出版されている。



写真 ヒアリングの様子

(撮影: 川津彩可)

ベニス憲章採択60周年における国際社会の議論

稻葉 信子(筑波大学名誉教授)

ベニス憲章60年に際しての議論:ベニス憲章採択60周年に際して、世界で何が話し合われているのか。ICOMOSの保存の理念を論じる国際委員会が行った会合の論点は、1. ベニス憲章はいまなお有効か、2. 現代の保存理念はどこにあるか、3. それを踏まえたベニス憲章の今後であった。他の会合も論点はほとんど変わらないと理解している。

ベニス憲章と奈良文書、オーセンティシティ:ベニス憲章と抱き合わせて取り上げられるものに奈良文書がある。これも今年が30周年である。人々の関心は保存の理念の現在を問う知的チャレンジにあり、様々な国際会議がこの二つの文書をめぐって開かれてきた。一緒に論じられるキーワードにオーセンティシティがあり、専門性はもちろん、言語も社会背景も異なる人々の思いが詰まって一種のカオス状態にある。

遺産保護の理念の現在を検証するにあたって二つの文書は、対象として取り上げるにふさわしい歴史的な成果と認識されている。中には、それらを超える歴史に残る現代の憲章を作り上げたいと思っている人もいるかもしれない。たくさんの会議成果が作成されてきたが、しかしそれが成功した例をまだ知らない。誰もが参照する国際的な文書にはなっていない。それはなぜか。

ニーズはどこにあるか:理解すべきことは、そのような歴史に残る文書は、そのときどきの社会的・歴史的な背景とニーズに基づき、特定の目的のうちで作成されたものだということである。言い方を変えれば、そうした条件が整わなければ、広く使われることはないし、広く使われなければ歴史的な成果にはならない。先の二つのドキュメントはそうした例であったということである。しかしそうであるからといって、過去の文書を参考することに意義がないわけではなく、現在を見直すための思考の手がかりとしてそれらを利用することは有効であり、重要なのはプロセスであることは強調しておきたい。

ベニス憲章とは何であったのか:さてこのような観点でそれぞの文書をみれば、ベニス憲章とは、

1. 内容において、19~20世紀前半の日本を含む欧米各国で育てられてきた遺産保護の理念の集大成。キーワードは

近代市民社会、近代合理主義、近代実証主義など。

2. 目的は、UNESCOが自らの事業を国際的に展開するため。ICOMOSの設置目的も同じ。1965年にICOMOSが設置されて、UNESCOが事業を展開する条件は整い、それからわずか7年で世界遺産条約が成立する。ベニス憲章ができるのは1964年。東京オリンピックの年。すでに戦後復興を終えて世界は次の段階に進もうとしていた。
3. 対象は、歴史的建造物及び考古遺跡、それも各の行政がこれまで法的保護の対象としてきたような不動産文化遺産。UNESCO勧告などをみれば、すでにこの時期であれば広域の景観、都市・町並み保存もUNESCOの視野の中にに入っていったが、この時点ではそれらを包含した内容になっていない。まずはそれまでの歴史的建造物・考古遺跡の保存の理念をまとめる必要があった。

奈良文書とは何であったのか:

1. 一方で奈良文書の目的は、世界遺産条約の運用におけるオーセンティシティの定義と使い方を明確にすること。この限りにおいて、すなわち世界遺産条約の運営の限りにおいての目的は達成された。
2. 加えて奈良文書には多様性の重要性への視点が盛り込まれた。これが当時まだ形になっていなかった国際社会の声をひろって広がっていった。届いた先は、主として途上国、特に旧植民地の人々。欧米の影響を逃れてアイデンティティを獲得するためのツールとして使われている。

ベニス憲章－近代保存理念の集大成:ベニス憲章の内容は、19世紀後半以降各国が培ってきた保存修復の理念の集大成であった。19世紀から20世紀にかけて、欧米各国、そして日本は、近代法制度のもとで文化遺産保護の制度を整えてきた。同時に保存修復・整備の理念を構築してきた。知のグローバリゼーションが始まるこの時期に、科学的な実証主義に基盤を置く近代知識人の論理的思考から生まれた保存の理念は、それほど国ごとに変わるものではない。

日本の保存理念－1901年の記録:日本の例を紹介する。1901年の学術雑誌に東京帝国大学教員辻善之助が掲載した日本の修復理念のまとめである。新薬師寺本堂の復原を批判する意見に答えて、担当の修復建築家からヒアリングしたとの説明が添えられている。内容はベニス憲章よりも詳しく詳細で、驚くほどよくできている。

これを海外で紹介するたびに、どこの国の影響を受けたのだと聞かれる。東京帝国大学教員の記事だから、当時

の状況から考えれば英國かもしれないなどとはあいまいに答えている。後半にイタリアの修復を批判している箇所があるのでそうかもしれない。しかし書きぶりにおいて論理的な思考はしっかりしていて、執筆者自らのものとなっている。発表者はこれを欧州の理念のナープな引用などとは考えていない。

修復の現場で:そして重要だと思うのは、私の30年の経験のうちで、欧州主要国の現場を預かる修復建築家あるいは行政担当者と議論していく、ベニス憲章という言葉をほとんど聞いたことがないということである。すなわち専門家同士ではあえてベニス憲章を参照する必要はない。それはベニス憲章が有効かどうかということではなく、その名前をあえて出す必要がないぐらいそれぞれの仕事に一体化しているということ。ルーツが同じだから同じことになる。

理解の順番を間違えないでほしい。ベニス憲章は現場が築いてきた理念のエッセンスを集めたものであること。だから現場の仕事がベニス憲章に沿っているかどうかという問い合わせのものがおそらく間違っている。沿っていて当然であって、それからはずれているとするなら、それはそもそもプロの仕事ではない。

ベニス憲章が個々人にとってどういう意味を持つかは、この業界へのそれぞれの入り方に関係していると考えている。最初に教えられたことが何かである。入口が現場教育であったか、理論教育であったかの違いは大きい。

修復専門家の技術継承と相互承認のシステム:ベニス憲章はいわば土俵を囲む俵のようなもの。その範囲内でプロはプロとして判断を下している。評価しなくてはならないのはそのプロとしての個々の判断の妥当性であり、それはベニス憲章では検証できない。

では、誰にそれができるのか。必要なのは専門家の技術継承と相互承認のシステムである。そしてそれは、それぞれの技術者が所属し、仕事を共有する地域ごとの専門家集団の責任であろう。政府関係か民間かは問わず、各国には修復建築家の職能団体が存在する。例えば日本なら文化庁講習を受けた文化財建造物主任技術者の情報交換の場がこれに相当する。

ここで日本の課題を指摘するなら、そのようなシステムが、いわゆる文化財保護法で管理される領域に限られて共有されていないことである。文化財保護法の補助金に頼らない、特に近現代建築の保存修復の仕事が増えて、それが必要

になっている。修復建築家資格制度の創設の必要性が日本イコモスでも議論されていると理解している。

国際協力で使われるベニス憲章:しかしそうな専門家が、海外、それも途上国に行くとベニス憲章を持ち出すことがある。それが途上国の専門家のトラウマとなった。それを解放したのが奈良文書である。

しかしそうはいっても歴史的建造物及び考古遺跡など有形である不動産文化遺産の修復の理念に限れば、ベニス憲章はいまも有効である。それを崩すということは、遺産修復の仕事がポストモダンの時代に入るということであり、各国の遺産保護の制度に大きな影響を与えることになる。まだその段階には至っていないと考えるが、時代はさらに進んでいるかもしれない。今は長距離走の周回トラックをさまざまな経験を持つ者が並んで走っている状況である。隠れているニーズをつかむのは誰か。

最後に時間を現在に戻して:ベニス憲章が作られた時代と現代の大きな違い。それは遺産に興味を持つ観客の多様化ではないだろうか。対象とする遺産の範囲が広がったのも確かだが、社会における文化遺産の存在を外側から論じる研究者も増えた。

Association of Critical Heritage Studiesという国際学会がある。建築学や考古学、地理学など古典的な遺産保護の専門領域だけでなく、文化人類学、観光学、民俗学さまざまな領域の研究者が参加する議論の場となっている。

コミュニティの存在、観光、持続的な発展、地球環境など、より上位の政策との関係が重要な事項として取り上げられるようになった。ここまで多様化した論者の意見をまとめていくことは難しい。それが、なんでもありの文章がランダムに製造されていく原因だと考えている。

ベニス憲章は1964年当時の遺産保護の姿を映したものであり、それはそれで有形の不動産文化財の修復についてはいまなお大枠において有効である。ベニス憲章についての議論はその範囲内に留めておいたほうがいいのかもしれない。その範囲内において必要なら、それぞれの集団がより詳細なガイドラインを地域にあわせて用意すればいい。

新たな領域、新たな関係者の思いを総合的に反映する必要があれば、それはおそらくまったく別の形のもの、例えば、社会のどこに属していても参照できる基本法のような体裁のものになるのかもしれない。さあそれでは、それを作成すべきところはどこか。

ベニス憲章と文化財建造物修理技術者の回想

高品 正行(元文化財建造物保存技術協会技術参与)

私が初めて文化財建造物の保存修理に携わったのは、1971年春、大学を出て初めて就職した岐阜の重要文化財の修理現場でした。木造建築を学びたかったため、文化財保護自体にはまだ関心はありませんでした。偶然にも、同年6月には文化財建造物保存技術協会(以下、文建協)が創設され、8月から第一回の養成教育が始まりました。私は、修理現場に従事していた若手の一人として、受講の機会を得ました。9月にはベニス憲章と関係の深い関野克氏の講義を受け、英語や仏語を交えた先進的な知識の量と質に圧倒されました。ただし、関野氏からベニス憲章に関して聞いた記憶はありません。

講義では、サイン入りの『文化財と建築史』¹を受講者全員が頂きました。本書にはベニス憲章という言葉はありませんが、1964年5月のベニスでの第二回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議について、研究と保存の重要性と共に述べられています。「科学技術と文化財」、「日本建築史の研究法」、「日本における木造建造物の保存」等の章があり、特に木造建造物の保存と修復は輪廻(サイクル)を形成し、輪廻の延長はよい修理とする考え方、初心者の私の頭に深く刷り込まれました。

関野氏がこの本でベニス憲章なる言葉を記述しなかった理由は、石造等を基本とした憲章の理念からは、木造を基本とし、解体修理や復原を重視する日本の修理方針に対し、違和感があったからかと考えられます。それは、彼が記述した「日本における木造建造物の寿命の特質」にヒントがあると思います。日本の温暖多湿な気候では、木造建築を永久に維持することは不可能であり、解体修理という方法を修復保存として評価すべきだ、という見解だったのだと思われます。また、1929年に父君である関野貞氏が国際会議で「日本における古建造物保存事業」(117ページ参照)として発表した、日本の解体修理手法の高い技術や方針を、若い修理技術者達に教育したかったからでしょう。この論考は、日本の修理方針の底本ともいべき内容と思われます。

養成研修では、1935年頃に法隆寺伝法堂で実証的な復原手法を確立した浅野清氏の講義が多く、時には『奈良時

代建築の研究』²を受講者全員に音読させることもありました。また大岡実氏の講義では、解体修理を千載一遇のチャンスと捉え、技法調査と修理工事報告書の刊行により建築史の発展に貢献する必要等が強調されました。日本建築史は、太田博太郎氏が講師でした。

1971年以後、私は1978年や1981年の文化庁主催の主任技術者講習会や会議の資料を通じて、ベニス憲章を知る機会があったように思います、特に印象に残り仕事上で意識したような記憶はありません。

関野克氏の後継者とされた伊藤延男氏は、『新建築学体系50』³で歴史的建造物保存を取り上げています。ここでは、ベニス憲章について、寄与した全ての時代の正当な貢献は尊重すべきで、様式の統一は修復の目的ではないとしていること(第11条)、これは我が国の建造物修理の原則と著しく異なるように読めること、そのため永年日本人修理関係者の苦しむところとなったこと、木造建築物についてはベニス憲章を演繹したICOMOS木の委員会で新たな「歴史的木造建造物保存のための原則」が1999年に採択されたこと、これが国際的に認知されて問題は解決されたこと、等が書かれています。

伊藤氏は、1990年代に入ってノルウェーからラールセン博士(90ページ参照)を日本に招聘し、各地の修理現場を案内し、私も三重県の金剛證寺本堂修理主任時に博士に説明をしました。もしかしたら博士の協力を得て、新たな原則の採択に成功したのかもしれません。

しかし近年、「最小限の介入」として解体修理を是認する上述の原則に、木の委員会の一部の委員から難色が示され、改正の話があったものの、日本側の説得で大きな改正には至らなかったとも聞きます。文建協における私の保存修理現場常駐歴は30年間で15件でした。山口県の国分寺本堂で現場業務は引退しました。国際的な原則が変われば、日本の世界遺産等の建造物修理にも影響が起きるわけで、国際ルールの動向には常に关心をもつべきと、修理技術者として考える次第です。

【註】

1. 関野克『文化財と建築史』1969、鹿島研究所出版会
2. 浅野清『奈良時代建築の研究』1969、中央公論美術出版
3. 伊藤延男『新建築学体系50』1999、新建築学体系編集委員会、彰国社、1999

参考文献：関野貞「日本における古建造物保存事業」1929

要約抜粋：益田兼房

余年を経て次第に傾斜腐朽し、危険な状態にあるものも多い。政府はこれらを永久に安全に保護するため、古社寺保存法さらに国宝保存法を発布し、古建築の修理保存に勉めている。

第2章：古来木造本位の理由は、(1)多湿多雨で檜櫻楓梅杉樅等の良木材に恵まれ石材や煉瓦を必要とせず。(2)高温多湿のため床を高く軒を深くするのに木造建築は適する。(3)冬の寒さより夏の湿気が厳しく、家屋は屋内開放通風の必要から木造が適する。(4)破壊的大地震が多く、鉄筋鉄骨構造発見前は、木造が最も耐震的だった。中国朝鮮と異なり、古代以来の古建築が多く残った歴史的理由は、天皇制のもと革命内戦なく外国侵略も無く、古代以来の神道仏教が継続し修理保全に努めたこと、などによる。

第8章：暴風や関東大震災での復旧など、例外的な修理事例もあるが、大体の修理方針は次の趣旨による。(1)建造物当初の構造様式を尊重し、腐朽材の取替以外は変更を許可しない。ただし、構造が危険なため床下屋根裏隠蔽部で構造補強した事例に、東大寺大仏殿の小屋裏鉄トラスなどがある。火災類焼危険性が高い場合に屋根を不燃材に変えた事例に、岐阜県高山の国分寺本堂などがある。(2)建造物の現在位置は移動しないことを原則とする。ただし、類焼危険を避けて移築した事例に京都市愛宕院仏寺本堂などがある。(3)建造物の一部が後世増築等により当初の平面や細部を変更している場合には、もし増改築変更が格別の不都合がなければ現状のまま修理する。しかしその変更に関し、当初の構造様式がわかる明確な証拠がある場合は復旧ができる。(4)建造物内外の彩色は、剥落防止でとどめ補彩せず現状のまま修理する。中国朝鮮のようには極彩色を好みない。ただし例外的に、装飾の鮮麗さが命の日光廟では古來のように漆彩色を塗り直す。(5)修理前後の実測図・写真の作成ならびに模型の製作。修理前の破損のままの現状の実測図と修理竣工後の実測図が、平面図・正側背面図・縦横断面図及び明細図として作成必要で、竣工報告書と共に文部省に提出し永久保存。修理前後の建造物の実況を写真撮影し、その原版と焼付も文部省で永久保存する。修理で不用の当初材で建造物模型を造った事例に、法起寺三重塔などがある。

1932年以後は文部省宗教局有光次郎保存課長のもとで指定と保存が発展し、1935年関野貞の死亡で世代交代して、法隆寺・姫路城の昭和大修理が発足する。関野克は、この報告は古社寺保存法時代30年間の成果を物語るだけでなく「今日にも通用する文化財建造物保存事業の底本」とする。

この冊子は、日本語20頁・英語20頁で各14章からなる。現代仮名遣いで当用漢字にすると、目次は、1緒言、2我国建築の特質とその保存、3古社寺保存法、4国宝保存法、5特別保護建造物(国宝建造物)の指定、6国宝建造物の時代観、7国宝建造物の修理、8修理方針、9台帳の作成、10実測図作成、11写真作成、12壁画及び装飾文様の模写、13災害防止(避雷針設置・防火設備)、14結尾、となる。

以下、ここでは、1章2章8章から要点を要約抜粋する。

第1章：我が国の建造物は古来木造本位を以て一貫してきた。腐朽しやすい木材なのに、千三百年の各時代の代表的建造物を殆ど欠落なく保存しているのは、実に世界の奇蹟である。これらの建造物は各時代の文化をそれぞれ反映した貴重な遺物であるが、建立以来数百年ないし千

(5) 日本ICOMOS フォーラム 開催案内

公益信託大成建設自然・歴史環境基金助成事業

日本ICOMOS フォーラム

**英仏版の比較検討から読み直す
ベニス憲章の意義**

～その採択から60年を迎えた日本の実践～

文化遺産の保存と修復の国際規範として1964年に採択されたベニス憲章（記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章）は、文化遺産が多様化し、SDGsの文脈に位置付けられ、文化による国際交流が広がる等する中で、益々重要性を帯びています。しかし、日本ではあまり良く知られていません。

日本ICOMOS国内委員会憲章小委員会では、2022年10月よりベニス憲章を仏語版（原文）と英語版とで読み直し、日本語訳のわかりやすさの向上を図る作業を行ってきました。

既存の日本語訳は英語版からのものです。今回、仏語版から日本語訳を作成・比較すると、「ベニス憲章は厳しいもの」とするこれまでの認識とは異なり、その実践は固有の文化や伝統の枠組みの中で各国に委ねられていることがうかがえました。

フォーラムでは、憲章小委員会の作業成果を報告し、今後の日本におけるベニス憲章の意義とその実践について考えます。是非、御参加下さい。

お申し込みはこちらから
(定員になり次第締め切ります)

<https://forms.office.com/r/yBv9bbx00N>

主催：日本ICOMOS国内委員会
<https://www.icomosjapan.org/>

2024年 8月31日（土）
13時30分～16時40分
13時より受付開始

**京都アカデミア
フォーラムin丸の内**
新丸ビル10階 千代田区丸の内 1-5-1

参加無料



三菱UFJ信託ビルに向い、駐車場入口側オフィスエントランスから建物にお入りください。



ICOMOS Japan

プログラム

時間	内容等（御氏名並記の場合は五十音順、敬称略）
13:30-13:40	開会 開会挨拶（岡田保良） 開会挨拶（藤井恵介） 総合司会：川津彩可
13:40-13:55	趣旨説明（益田兼房）
13:55-14:30	作業成果報告（佐藤桂、内藤秋枝ユミイザベル）
14:30-14:45	情報提供—ベニス憲章採択60年における国際社会の議論について（稻葉信子）
14:45-15:00	«休憩»
15:00-16:30	ディスカッション—ベニス憲章前文第二段落（仏語版）を中心として— 進行：下間久美子、脇園大史 コメントーター：稻葉信子（筑波大学名誉教授） 吉田鋼市（横浜国立大学名誉教授） (1) ベニス憲章の今日的意義について 話題提供① 近現代建築の保存・再生・活用事業における憲章の有効性（田原幸夫） 話題提供② 国際的な視点からみた日本の木造建築遺産保存とベニス憲章（A.マリテネス） 話題提供③ 国際協力における相互理解の構築（金井健） 討議 (2) 日本における今後のベニス憲章の実践について 話題提供④ 保存修理技術者育成の立場から（野尻孝明） 話題提供⑤ 私の内なるベニス憲章（矢野和之） 話題提供⑥ 建造物修理と史跡整備の横断的な理念形成の模索（海野聰） 討議 (3) コメントーターのコメント
16:30-16:40	総括・閉会（田原幸夫、藤井恵介）

<参考>ベニス憲章前文第二段落の英仏版比較<仮訳>

【英語版】それゆえ、古建築の保持や修復の指針となるべき原則は、国際的な基盤の上で合意し、まとめられるとともに、各國は、それを自國の文化や伝統の枠組みの中で責任をもって適用することが不可欠である。

【仏語版】それゆえ、モニュメントの保存と修復の指針となるべき原則は、諸国共同で明確化され、国際的なレベルで策定されるとともに、その適用は、固有の文化や伝統の枠組みの中で、各國に委ねられることが不可欠である。

第一小委員会（憲章小委員会）ベニス憲章等の日本語訳検討ワーキング・グループ（WG）

藤井恵介（憲章小委員会主査）、益田兼房（WGリーダー）、田原幸夫（WGアシリテーター）、海野聰、金井健、川津彩可、佐藤桂、清水重敦、下間久美子（WGマネージャー）、周嘯林、内藤秋枝ユミイザベル、野尻孝明、増井正哉、Alejandro Martínez de Arbulo、矢野和之、脇園大史

英仏版の比較検討から読み直すベニス憲章

発行日 2025年1月31日

発 行 (一社) 日本イコモス国内委員会
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-26-8
神田小川町三丁目ビル 4F
jpicomos@japan-icomos.org

編 集 (一社) 日本イコモス国内委員会 憲章小委員会

編集協力 南風舎
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-46
斎藤ビル201

©2025 Printed in Japan